
平成25年 第6回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成25年9月25日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成25年9月25日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第57号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第58号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第59号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第60号 平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第61号 平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第62号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第63号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第64号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第65号 平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第66号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第67号 平成24年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第68号 平成24年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第69号 平成24年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第70号 南部町行財政運営審議会条例の一部改正について
- 日程第17 議案第71号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第72号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について

- 日程第20 議案第74号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第75号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第76号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第77号 平成25年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 陳情第7号 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書
- 日程第25 請願第8号 南部町議会の住民に対する説明会の早期実施を求める請願
- 日程第26 陳情第9号 年金2.5%の削減中止を求める陳情
- 日程第27 陳情第10号 麻生副総理の『ナチスの手口を見習い、憲法改定を』という発言に対し、副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書の提出を求める陳情

（追加議案）

- 日程第28 議案第78号 南部町大規模太陽光発電施設設置工事に関する契約の締結について
- 日程第29 発議案第12号 南部町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 日程第30 発議案第13号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
- 日程第31 発議案第14号 道州制導入に断固反対する意見書
- 日程第32 発議案第15号 消費税増税の凍結を求める意見書
- 日程第33 議員派遣
- 日程第34 議長発議第16号 閉会中の継続審査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第35 議長発議第17号 閉会中の継続審査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第36 議長発議第18号 閉会中の継続審査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第57号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第58号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第59号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第60号 平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第7 議案第61号 平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第62号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第63号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第64号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第65号 平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第66号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第67号 平成24年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第68号 平成24年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第69号 平成24年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第70号 南部町行財政運営審議会条例の一部改正について
- 日程第17 議案第71号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第72号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第74号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第75号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第76号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第77号 平成25年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 陳情第7号 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書
- 日程第25 請願第8号 南部町議会の住民に対する説明会の早期実施を求める請願
- 日程第26 陳情第9号 年金2.5%の削減中止を求める陳情
- 日程第27 陳情第10号 麻生副総理の『ナチスの手口を見習い、憲法改定を』という発言に対し、副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書の提出を求める陳情
- (追加議案)
- 日程第28 議案第78号 南部町大規模太陽光発電施設設置工事に関する契約の締結について
- 日程第29 発議案第12号 南部町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 日程第30 発議案第13号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

- 日程第31 発議案第14号 道州制導入に断固反対する意見書
 日程第32 発議案第15号 消費税増税の凍結を求める意見書
 日程第33 議員派遣
 日程第34 議長発議第16号 閉会中の継続審査の申し出について<議会運営委員会>
 日程第35 議長発議第17号 閉会中の継続審査の申し出について<広報調査特別委員会>
 日程第36 議長発議第18号 閉会中の継続審査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	岡田光政君
		書記	前田憲昭君
		書記	石賀志保君
		書記	小林公葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	吉原賢郎君
総務課長	加藤晃君	財政室長	三輪祐子君

企画政策課長	—————	矢 吹 隆君	地域振興専門員	—————	長 尾 健 治君
税務課長	—————	畠 稔 明君	町民生活課長	—————	仲 田 磨理子君
教育次長	—————	板 持 照 明君	総務・学校教育課長	———	福 田 範 史君
病院事務部長	—————	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	—————	伊 藤 真君
福祉事務所長	—————	頼 田 光 正君	上下水道課長	—————	谷 田 英 之君
産業課長	—————	仲 田 憲 史君	監査委員	—————	須 山 啓 己君

午前9時00分開議

○議長（青砥日出夫君） おはようございます。開会いたします。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名します。

7番、杉谷早苗君、8番、細田元教君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第57号

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議案第57号、平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第57号、平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について。

24年度の一般会計の決算額は、歳入71億3,238万5,691円、歳出は68億4,7

47万2,628円で、形式収支は2億8,491万3,063円。この形式収支から、繰越明許等に係る翌年度へ繰り越しすべき財源9,880万5,063円を差し引いた実質収支は、1億8,610万8,000円の黒字となっています。

委員会では、24年度に実施された各事業に対して、総務課を初め、各課からの聞き取りをし、審査を行いました。結果は、賛成多数で認定すべきと決しております。

なお、委員会の議決の中で出ました賛成、反対の意見であります。まず反対の意見、町財産土地売却の件、これは伯耆の国へ土地売却した件であります。2番目に、保育園の運営、これは公設民営化について。3番目、学校給食の民間委託の件。4番目、同和対策事業、これは一般施策に移行すべきという意見であります。5番目、町の農業施策、これは各事業に対しての執行率が低い。施策がミスマッチではないか。6番目、地域振興協議会の件、これらを踏まえて反対されました。

賛成の意見であります。初めに、健全な行政運営がなされ、基金のバランスも改善されている24年度の決算である。ゆうらくの件、これは移行状況について一貫して賛成している。保育園の公設民営化の件につきましては、町が運営を管理しながら民間委託の形態であり、問題はない。4番目として、学校給食、農業施策についても賛成の意見が出ました。

これら賛成、反対について、各事業、また具体的な内容についての意見がありました。この後の討論で活発な意見が述べられると思います。以上、報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしております。質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第57号、24年度一般会計決算の認定に反対の立場で討論いたします。

理由は、1、地域振興区制度の問題を上げております。それまで、この制度を導入するまでは住民の自治組織として区長制度がありました。これを振興区設置条例をつくったと同時に、区長制度を町は廃止をいたしました。そのことによって、行政と住民の間に役割も不明確な組織ができ、地域振興区交付金は5,300万円余り、正・副会長報酬総額は1,000万円を超えています。また、地域振興区設置と同時に公民館の社会教育主事の配置も減らされています。さらに、この地域振興区制度、振興協議会は任意組織であります。このことはたびたび議会でも確認され

ております。この任意組織である地域振興協議会に参加しない自治会に対して、地域振興交付金が支払われない実態は地方自治法に抵触するものと考えます。少なくとも任意組織に加入しないことによる住民への不利益の是正を求めます。

2として、ゆうらくの土地売却は、町民の利益にもならず、伯耆の国の利益にもならないと主張いたします。ゆうらくの建つ土地を売らなければならない理由は成り立たないのです。資産形成は、基本財産1,000万円と伯耆の国が持っておりました現金があれば十分な資産形成ができておりました。8月の臨時議会で明らかになった3月議会での議決と違う面積と筆数を知っていながら、伯耆の国と売買契約を結んだことは軽微なこととした町長の認識は重大な誤りであり、何が何でもゆうらくの無償譲渡にひた走ったとしか考えられません。あわせて真壁議員の一般質問で、法人との覚書は有効かとの問いに説明の食い違いがあることを指摘しなければなりません。

3、伯耆の国が運営している、さくら・つくし保育園は、人件費、運営費は当然町が全額伯耆の国に支払っています。一方、伯耆の国の決算を見ますと、全体の5.4%に当たる992万円余りが余剰金となっています。このようなあり方は問題と考えます。この余剰金を営業努力などと言えば、子供たちへの健全な育ちと保育士さんたちの待遇を犠牲にすることになるのではないのでしょうか。そもそも町長の民営化の目的は、保育士さんたちの待遇改善だったはずです。そうであるならば堂々と具体的に成果を報告すべきです。全額町が費用負担するのですから、町の直営に戻すべきです。

4、学校給食の業務委託をやめ、町直営に戻すべきと考えます。西伯・会見両給食センターで年間委託額は4,975万円余りです。業務委託の問題点として、光熱水費が815万円と委託料に含めていることです。これに対して、事業部本社経費が10%と営業利益が5%、あわせて光熱水費だけを掛け合わせてみますと、それだけで122万円となります。これは町が直接支払うことで幾らでも経費節減は可能であります。また、給与、諸手当など消費税の非課税課目も合計して全体に消費税が掛けられて委託料に計算されています。一方、センターで働いておられる方たちの待遇は、正社員はそれぞれ2人、責任者は1人ずつで責任手当を含めても年額200万円になりません。あとの方は時間給800円、750円という状況であります。子供たちの食育を支えている方たちの待遇改善は業務委託ではなく、町直営に戻すことで実現できます。

5、同和対策事業を終結し、一般施策に移行することを求めます。国の特別対策の成果の上に乗って、日本国憲法の立場に立った基本的人権を尊重する一般施策に移行することを求めます。

6、「産業振興で活みなぎるまちづくり」との町長のスローガンはまことに結構ですが、農

業振興策の執行率がよくないことは問題です。いちじく産地育成事業 28.8%、じげの職人支援事業 34.2%、地域奨励作物支援事業 0%、就農条件整備事業 29.8%などの状況を見れば、政策と農業者の要求にかなりのずれがあると言わざるを得ません。農業を基幹産業としてまちづくりを進めるためには政策を練り上げる必要があります。そのためには役場の中だけではなく、もっと突っ込んだ話し合いの場が必要と考えます。このような諸点を述べて一般会計の決算認定に反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 私は、平成24年度一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成24年度一般会計は、住民福祉向上のために533にも上る事業が行われました。事業によりましては利用者が少なく予算の執行率が低かった事業。一方、住宅用太陽光発電システム整備事業のように、利用者が計画よりもはるかに多く補正予算で対応した事業など、予算の執行率が高い、低いはございましたが、住民生活向上のために努力された跡がうかがえます。ただ、1点申し上げますと、水切りバケツ全戸配布事業のように、配布して後は知らんというようなそういう一過性のものではなくて、後で使用頻度の調査をするなど後のフォローを大切に、配布の効果を最大限にさせていただきたいことを申し添えておきます。また、当町の目玉であります地域振興交付金でございますが、地域振興協議会発足以来、きょうのことをきょうと言うわけにはまいりませんが、これは着実に進展をしております。まだまだ地域コミュニティの再生にはほど遠いものがございますが、地域のことを自分たちで考え、行動する地域づくりには一定の成果がうかがえるところでございます。今後は今までの結果を早急に総括され、直すべきところは直され、より一層よい事業になることを望みます。

次に、合併以来の懸案であります当町の一般会計の財政事情でございますが、平成24年度は財政力指数は横ばいですが、経常収支比率、公債費負担比率、実質公債費比率も改善され、健全化判断比率も基準を下回っております。平成27年度からは地方交付税の合併算定もなくなり、厳しい財政事情が待ち構えておりますが、住民福祉向上のためにより一層努力をしていただくことをお願いいたします。

さて、町有財産の土地をゆうらくに売却したことに反対との意見がございました。私は、賛成でございます。今、南部町は生き残りをかけて行財政改革を実施し、人員削減のもと、職員も大変少なくなりました。財政状況も厳しく、また職員も少ない状態でございます。しかしながら、

今後、高齢化はますます進展し、介護福祉のニーズはまだまだ多様化し、行政だけでは対応が非常に困難となってまいります。国も保育園や介護施設などの社会福祉施設の補助金を廃止して一般財源化するなど、地方自治体が直営で社会福祉施設を運営する時代から民間が運営する時代に変わってきているところがございます。

一方、社会福祉法人伯耆の国は、設立以来、特別養護老人ホームとして健全経営のもと、行政と一緒にあって当地の介護福祉に多大な貢献をしてまいりました。その伯耆の国は、町の出捐金1,000万円で設立された社会福祉法人であります。このたびグループホーム建設に当たり、ゆうらくに隣接した町有地を希望することは、ゆうらくの経営の面から当然のことであります。また、グループホーム建設のための資金調達においても、担保を持たないことは非常に資金調達において不利でございます。これに対して、町有地を伯耆の国に譲渡し、伯耆の国の安定経営を支援することは行政の介護福祉などの発展に資することにつながることはないでしょうか。行政と伯耆の国は車の両輪なのであります。建物のゆうらくについても同じことが言えます。国、県との協議の関係から土地と一緒に譲渡することはできませんでしたが、土地と建物の基本財産を有する伯耆の国は経営も安定し、しっかりとした社会福祉法人として、また行政のパートナーとして町の社会福祉に貢献していただけるでしょう。なお、建物の無償譲渡は有償にした場合、建設時の補助金のうち約7億円を国に返却しなければなりません。また、指定管理のままで毎年寄附を受ければよいという意見もございますが、起債の償還が終わればその保証もございません。建物の無償譲渡は、町にも伯耆の国にも痛みのない方法であります。これにより、住民の皆さんが安心して介護サービスを受けられる状況を整備していくことは、行政にとっても住民の皆さんにとっても、また200人余の皆さんが働く伯耆の国にとっても大いに希望の持てる政策ではないでしょうか。木を見て森を見ず、森を見なければなりません。大局的な判断だと私は思っております。

次に、保育園の民営化についてであります。これも時代の流れでございます。財政力指数が高く地方交付税が少ない団体ならいざ知らず、地方交付税に頼っている団体にとって類似団体による職員の数の制約もございます。保育の質、保育料が直営と変わらなければ問題はないと思います。また、保育士の皆さんにとっても町の非常勤職員よりも民間でも雇用形態がしっかりしたほうがよいのではないのでしょうか。

次に、これも反対意見でございましたが、学校給食の業務委託についてでございます。これは前に述べた保育園の民営化と同じことでございます。なお、反対議員からございました委託先の利益は、15%は無駄遣いであるという意見がございますが、これは来年度に向かって一考をお

願いたいと思います。

次に、これも反対意見でございます、同和対策事業につきましては、国が一般対策に移行したので南部町も一般対策をという意見でございますが、しかしながら、まだまだ差別は残っております。特に近年は、無知による固定観念による差別だけではなく、知識がありながら差別を利用する悪質な事象もふえ、また行政書士等による差別を助長する住民票等の取得も明らかになっているところであります。同和教育は、被差別部落の解放だけにとどまりません。同和教育を学習することにより、世間での常識がいかに間違いが多いかを学ぶことができます。これは全ての人権問題につながってまいります。私は、差別が完全に解消されるまで同和対策事業として特化すべきであると考えます。

次に、農業施策についてであります。予算の執行率が低い、政策がミスマッチという意見でございますけれども、政策は間違っておりません。現に利用者がいらっしゃいます。計画よりも利用者が少なっただけであります。これを理由に反対というのはこじつけ以外の何ものでもありません。ただ、執行部は、執行率の低さには原因はどこにあるのかしっかりと総括され、次に生かしていただきたいと思っております。

最後に、一言苦言を申し上げておきます。伯耆の国への土地売買の瑕疵について、24年度決算の監査において監査委員から指摘されたからということで、1年以上経過してから議会に議案を提出されたことはまことに遺憾であります。十分に精査をしなかった議会にも責任はございますが、間違いを発見したら売買契約を結ぶ前に臨時議会を開いてでも議案の修正をすべきであったと考えます。議会、町民無視ととられても、どのような理由があろうとも言い逃れはできません。今後、このようなことがないように、十分反省していただきたいと思っております。以上、賛成討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。私は、57号、24年度一般会計の決算について、認定に反対するものであります。

先ほど植田議員が6点にわたって反対の根拠を言いましたが、私はあと2点をつけ加えたいと思っております。

まず、1つは、母塚山での建造物のことでもあります。これは予算の金額に上がっておりませんが、しかし、決算ということでもありますと町有財産全てについても、やっぱりこれについての討論に加わりたいと思っております。私は、憲法89条、政教分離に抵触のおそれがあるということは以前から申し上げておりました。建造物の場所は町有地であります。行政は、建造物には入魂して

いない、いわゆるこれは石の建造物である、このような課長の答弁が返ってまいりました。そのことに私は触れたのですが、町長は、これは自分は答えていない、このような答弁がありました。しかし、皆さん、課長の発言は、つまり行政の発言ですから町長も責任の及ぶことは十分承知されていると思います。ですから、自分は答えてないと言ってもそれは通らないということではないでしょうか。

そして、私は、町民の認識は宗教的に捉えておるこの建造物、そのように捉えているということでもあります。いかに言い逃れをしようが町民の認識はこのことを受けとめております。現に私も二、三度この場所に上がりましたが、そこで町民の方が手を合わせてそのようにされております。つまり、そのことは宗教的な意味を持つということを十分承知されていると、認識されていると私は思うのであります。私は、この建造物についてはやはり宗教的な意味を持つ限り町有地に立てること、このことについては非常に法的に問題があると考えます。今後、行政側でいろいろな手だてを考えて適切な処置を求めるものであります。さらにつけ加えておきますが、この建造物の前に箱が置いてあります。私は、その箱をのぞいてみますとお金が入っております。つまり、宗教的な意味を持つものであっておかげを受けたい、このことから恐らく浄財されたものと思うのであります。ですから、先ほど申し上げましたように、適切な措置を行政がとるべきことを求めるものであります。

次に、もう1点、公的な施設については、住民の負担を求めることはやめるべきである、このことも求めるものであります。具体的に言いますと、町道の改良についての住民負担であります。私は、これは公道というのは日本国民はもちろん、外国の方が通っても負担はありません。つまり、公道については一部でも地元負担に求めるものではなく、公的な施設については負担を求めない、このことをやるべきだということを改めて申し上げておきます。

先ほど賛成討論の中でございました、いわゆる、まず保育園の民営化の問題であります。私どもは、これは今の少子化の状況の中、以前からもそうですが、特に少子化の状況の中、将来を担う子供たち、やはりこの子供たちは民間の施設ではなく、行政が責任を持って育てていく、このことではないでしょうか。つけ加えて言いますと、伯耆の国の24年度の決算、これを見ますと、町から指定管理に出されたお金、この中から990万円の余剰金が出ております。これは事務費とかそのような経費も含めてありますが、町が直営であれば、このような余剰金を無駄な余剰金とあえて言いますが、お金を使う必要もありません。私は、そのことを指摘するものであります。

さらに学校給食について、いわゆる本社への利益金ですね、これが資料を見ますと10%あります。そのほか、もうあと消費税だとか、もう一つの経費、これに対するお金を加えますと実に

20%にも上ります。金額にしますと約800万を上回ります。このお金、直営であればこのようなことにはなりません。今、町内では職を求める人もたくさんいます。このようなお金を十分に考えて職員を採用するだとか、あるいは学校給食費を無料にするだとかそのようなことにお金を利用すべきではないでしょうか。そして、後年度での先ほど賛成者であった10%は再考すべきであるということですが、これは契約で来年度も継続される、このことではないでしょうか。つまり、民間に業務委託したことが新たな町財政の負担に食い込んでいる、このことを指摘せざるを得ません。

それから、同和対策、なくなるまでやるべきであると、このような賛成討論がありました。しかし、皆さん、同和対策として国が進めたのは格差解消の施策であります。既に国は、格差は解消されたといってこの法は失効しております。つまり、なくなっております。そのことがあれば、今、このような施策はやめて、そして、一般施策に変える、このことではないでしょうか。そして、生活相談員の決算報告の内容を見ますと2点ありました。1つは、奥さんが職場でトラブルがあったんで、そのことの相談。もう1点は、子供がいじめですか、学校で嫌な思いをしたので、そのことでありました。それはここの相談員だけでなく町の行政側で相談を受ければ十分に解消することではないでしょうか。私は、そのことを指摘するものであります。

それから、地域振興協議会の件であります。一般質問でも私は6月で取り上げましたし、9月議会でも真壁議員が取り上げました集落支援員のことであります。私は、国から全額お金が来ているので、町の一般財源に食い込んでない、このような言いわけもありましたが、しかし、私は国から全額来ようが何であろうが国民みんな、つまり町民みんなが負担していることであります。私は、この点からいえば、集落支援員が正規の仕事をきちんとやっている、そういう状況ならいいんですが、行政職員と一緒に地域に入るだとか、あるいは地域のことをよく知見、いわゆる知っている人、このようなことにやらせるとか計画を立てるとかそのような仕事であります。しかし、一般質問での答弁を聞きますと、このようなことが本当になされているのか非常に疑問を持っております。

私は、このようなことから、以上申し上げた諸点を申し上げてこの認定に反対するものであります。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、賛成の諸君の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第57号、平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど植田議員、それから亀尾議員、共産党議員団からいろいろと反対があったわけなんですけれど、さっき委員長の方も報告もされました。また、先ほどの賛成の討論でもありましたけれど、それに加えてもう一つ、このたびの24年度の決算について基金残高と起債に対する歳入、交付税の推移について、ちょっと賛成の立場でお話しておきたいというふうに思います。

現在、起債残高、南部町においては74億2,679万9,000円になっておりますが、それに対しまして基金と、それから起債に対する算入交付税、これは起債があるんだけど、交付金のほうで賄われるというものを含めると、85億5,525万3,000円ということで、23年度からこの関係が逆転をしてさらに好転に向かっているということで、ほかの類似団体とほかの町村に比べましても多分南部町はそういった面では非常にいい方向に健全な経営がなされているんだというふうに思っております。

次に、それぞれ共産党議員団が反対された中で、私はゆうらくと、それから私が一番勧めております地域振興協議会のことについて、賛成の立場をちょっと話をさせていただければというふうに思います。

ゆうらくの伯耆の国への土地売却の無償譲渡について、近年、少子高齢化がどんどん進んでおります。この対象はどんどん広まり、多種多様なものについて町としては施策を進めていかなくてはなりません。そのうちの特別養護老人ホームゆうらくについて伯耆の国のほうに譲渡をしていくということは、町の施策にとっては非常に前進的な考え方であるというふうに思います。また、先ほど米澤議員からも話がありましたように、有償譲渡をすれば建設時に国や県からいただいた補助金の返還が生じてくる。先ほどもお話がありました7億円の補助金の返還をしなくてはいけないという町にとっても、そして、ゆうらく、伯耆の国にとっても非常にデメリットな状況にあります。専門分野は、その専門団体にお任せをして、自立、独立をして対応していただくということが通例になっており、全国でもこういった施設では約90%以上が無償譲渡という形で団体のほうにお願いをしていっている状況でもあります。先ほども申し上げましたが、町は町として対応すべき地域福祉に目を向けるということをこれからはできるんだというふうに思っております。

また、地域振興協議会のことなんですけれど、集落支援員の仕事の内容についてるる反対がありましたけれど、この地域振興協議会の集落支援員、事務局の皆さん、会長・副会長を初め、本当に地域の問題解決のために地域の人と一緒にあって、また先頭に立って一生懸命対応しておられます。あわせて町の職員とも連携を図って十分な対応をしていただいているというふうに思っております。町民一人一人にとってはまだまだ細かいところまで目が行き届いてないところもあ

ろうかと思いますが、これはやはり即座に話が出るわけではなく、時間をかけてじっくりとやっていくということが確実な土台が組めると、築けるといふふうにも思っております。

それから、きょうはまだ出ておりませんが、この後にも出てくると思いますけど、支え愛事業の中で、集落支援員の役割がまだまだ果たされていないということですが、これも同様です。今、南さいはくでは、8割近くの集落がこの支援事業に手を挙げて参加をさせていただきました。特に私たち、中山間地域では、そういった支え愛、集落ではもう支え切れないところを地域が一つとなって自助・共助の部分を進めていく、そういった施策を今、協議会の人を中心に地域が一体となって進めております。そういった芽を共産党議員団は切り取り、またもとに戻せというようなことを言っています。そういったことでは町がどんどん疲弊をし、町としての存在感が、地域としての存在感がなくなっていくのではないのでしょうか。ぜひこの地域振興協議会、それぞれの地域の皆さん方も一緒になって自分たちの地域を活性化し、盛り上げていただきたいというふうに思います。

それと、保育園のこともありましたけれど、この保育園についても990万円の黒字が出ているというふうには話をしています。ゆうらくについても黒字だというふうには話をしていますが、ではこれが町直営となって町職員でやっていけばこの黒字が出るのでしょうか。町にとって1,000万円にしても人件費にすれば2人にも満たない金額です。それをこの伯耆の国は、職員の方の努力と、そして、経営のあり方でこういった形で出ている。それはよくなってくれば人件費のほうにもどんどんこれから反映をされていくというふうには思っておりますし、実質、24年度も一時金として職員の方に出しておられます。そして、それ以上に公にはできない民でできる保育サービスというものが保育時間の延長等で非常に充実をされてきております。今、行政としてやるべきこと、そして、民としてやるべきことをちゃんとこれから分けてやっていく、これが南部町の発展、そして、活性化につながっていくというふうには思っております。今後ともそういったような形で財政がよくなってくれば、町民一人一人に目が向けられる地域福祉を中心とした施策を、これから南部町としてもやって進めていっていただきたいということをお願いして賛成の討論いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 平成24年度の決算認定に反対をいたします。

先ほどの賛成討論の中にも全体の収支比率とか財政を見たら健全経営だというのがありました。また、いい施策もあると、太陽光発電のような。確かに決算の中で、一つ一つの是か非か問うて

いただければ、自治体というのは住民から税金をいただいて、公費をいただいて、住民のための生活するのですから、なくてはならない仕事をしているのは当然ですから、私たちが認定に反対したからといって全てのものに反対するというのは、執行部も議会もそういうふうには考えていないと思うのです。少なくとも一括してこれを是か非かというふうになるものですから、問題点があるところを指摘して反対するという立場が、国会でも県でも地方議会でもそういうふうに討論がなされているということが大前提だということをもまず指摘しておきたいというふうに思います。

私は、この24年度の決算を見ていて痛感しましたのは、先ほどのゆうらくの問題等もあるんですけども、新しい公共というのが執行部の説明の中でも地域振興協議会のところに出てきました。また、民営化の問題もあったんですけど、率直な感じとすれば新しい公共とか民営化の名のもとに何をやっているかということ、住民の貴重な財産を私物化していく。これが全国的にも言われているけれども、そういうことで今、地方交付税少なくしていこうとしているところを乗り切っていこうとしているのだろうか、こういうふうに見ざるを得ませんでした。

全国的には、小さくてもきらりと光る自治体を目指して頑張っている自治体があります。どうしているか、公費を住民のためにどういうふうになれば使えるかということを実際に考えているところもあるということも指摘しておきたいと思うんです。その中で、特に出てきました振興協議会の問題、それからゆうらくの問題、それと同和対策について私は意見を述べたいと思います。

まず、1点目の地域振興協議会の問題ですが、賛成する議員の方々が言ったのは、着実に進展している、職員たちは一生懸命やっている、住民も支えている、当然な話で、お金が年間6,000万円の公費が出ているわけです。支えているのは集落に所属している全住民です。なぜかという、好きも嫌いも含めて条例では振興協議会をつくって統括されているものですから、嫌でも何でも全部が振興協議会の事業に参加していることになっているわけです。中には入らないとしているところもありますけれども、いや応問わず支えているのは心配しなくても全住民が地域振興協議会の活動を支えているわけです。決して職員たちだけのものではありません。その中で、今回着実に進展をしてきていると言うのであれば、6,000万円のお金を使っているのですから、それが着実にどのように変化があるのかということを見えるようなことが出てこなければ、私は賛成の中身にならないのではないかとこのように思うわけなんです。とりわけ着実に進展してきていると言うのですが、今回特に思ったのは当初24年度の終わりでしたっけ、25年の初めに振興協議会の会長・副会長と懇談する機会がありました。そこに出たのが指定管理されて

いるけれども、金が赤字になってかなわんという声でした。このことを本当にどうかと思って見たら、平成24年度の決算では確かに平成23年度と比べて指定管理をしている中での、いわゆる事務相当分ですね、管理費自体が削られてきているということがわかりました。例えばふるさと交流センター、おおくに田園ハイツ、西伯分館にしてもしかりです。少なくともこの経費は、いわゆる施設管理をする人件費相当分ですが、例えばふるさと交流センターでは23年度でしたっけ、60万円あったのが36万2,000円、約半分になっているわけですね。おおくにでは61万120円の事務費があったのが19万2,260円に減っている、半減以下ですね。

この理由を聞いたら、委員会ではその人件費相当分は会長・副会長、集落支援員等が担っていく、ついでには言いかえまして振興協議会全体で管理していくのだ、こういうふうに言ったわけです。なるほど、振興協議会をつくったのは町の仕事を地域の住民に請け負わせるためにやっているのだろうか。これを一つ強烈に感じた委員会でした。このことが、指定管理のお金を削ることが住民の自治向上にどのように役立っているのか。今度賛成討論なさる方は、そこを言わないと振興協議会が住民のために貢献していると言えないと思うのですね。（発言する者あり）そういうことを考えたら、今まで指定管理してきた人件費を地域振興協議会に投げ出している、このことがわかった委員会でもありました。

もう一つ、例えば出てきたのが社会教育主事の要請をしたところ、振興協議会からも出してほしいと言ったんだけど、それが実現できず職員1人になったというのが24年度の決算でした。社会教育主事を民間組織に委ねて1カ月も研修に行ってもらおうというようなことが果たしてできるのか。言ってみれば、社会教育と生涯学習を本来の町の責任ではなく、民間に投げ出しているのではないのでしょうか。成功をしていない。

次に、要援護者台帳を整備するという事業もありました。これも担うのは地域振興協議会です。果たしてそれが進展しているのだろうか。これは要援護者台帳整備というのは町の仕事ではないのでしょうか。このことも振興協議会に投げ出しています。

また、地域の農産物を奨励すると言って振興協議会を通じて出す事業がありました。その分は、平成24年度は予算執行ゼロでした。理由は、苗が買えなかったというのですが、少なくとも24年度のお金の動きや事業の達成を見る限りでは、振興協議会を使って町が仕事をしたり、本来町が住民と一緒にやっていこうと産業振興等を振興協議会に委ねているけれども、決してうまくいっていないというのが現状ではないのでしょうか。なぜそのようなことが起きるのでしょうか。

町は、南部町地域振興区の設置等に関する条例の中で、住民との協働を言っています。何より

も地域住民がみずから暮らす地域のあり方を、地域の力を結集してさまざまな活動に取り組むために住民の組織を条例で制定してお金も出して支援しようとしているのです。これは見てくれはいいようですが、一つ見方を変えれば町がつくった住民組織です。町がお金を出している住民組織です。そういうところで本当に住民自治が育っていくのか。これは全国のどこを見てもわかったことではないでしょうか。まして、地域振興というのはなりわいとかけ離れるものではありません。地域を統括する地域振興協議会が一農家のために事業を担って成功することができるのでしょうか。そういうことを考えた場合、一つには地域振興協議会のあり方が着実に地域のために進展しているとはいっても、年額6,000万を超えているお金の使い方が着実に進展しているといえるような状況ではないこと。これはこれだけではありません。さっき言ったように、ほかのお金も使って地域振興協議会に仕事をしてもらおうことを言っているのですが、必ずしも成功していない。町から見ればお金を出しているし、会長・副会長、集落支援員も全額公費だから町の仕事をしてもらっても当たり前だということになるかもしれませんが、それでは余りにも住民自治という言葉からかけ離れていると言わざるを得ないと思います。

2点目には、ゆうらくの土地売却ですが、ゆうらくの土地売却では一法人に資産を持つことが今後も町の社会福祉に貢献するのだというふうに言っています。これは一法人の理事等がお金を出してほしいから言うのだったらわかるんですけども、町議会というのは町の財政をどうしていくか、町全体の福祉を考えていかなければならないと思います。そういう点から考えた場合には、ゆうらくが今の状態で町財政にどのように悪影響を及ぼしてきたということがあったのでしょうか。

仮に今までの寄附ではなくて、今度償還が終わったらお金をもらうことはできないと言いますが、ここ10年間近く町は、町で建てた建物を1円も使用料としてはもらっていませんでした。使用料等をもらうことを考えれば十分に可能であって、何らこのことを、グループホームを建てることを理由に、全部の土地や全部の財産を渡す必要はなかったのではないのでしょうか。どう考えてもその話の整合性が見つからない、これが住民の率直な気持ちではないのでしょうか。

まして、これの一連についての事務的な経過については、先ほどの賛成議員、反対議員の指摘があったように瑕疵があったにもかかわらず、それを覆い隠そうとする体質は全くもって賛成議員も含めて批判をしているところでもあります。住民の財産というのは、町が真剣に条例に基づいて、法に基づいて守らなければなりません。まして、その町有地や町が建てた総額22億もの財産を、これまで幾ら町が法人をつくったといっても、町長が理事ないしは理事長を務めていたところに持っていくということは、誰が考えても一部の法人への利益誘導につながるのではない

かと言われても仕方がないし、これは今回の問題は単なる民営化問題ではなく、町の財産を一法人に渡すかどうか問われた決算だったというふうに記憶しています。

そういうことと言えば、土地は何ら売ることなく、無償譲渡もすることもなく町がそれを管理し、必要なときには町がお金を出して修繕をする。そのお金については寄附ないしは使用料で法人からお金を納めてもらえば十分成り立つことではないでしょうか。

もう1点、ゆうらくに関して言えば、町の財政を考えるのであれば、赤字のところを手放すのであればわかりますが、町の財政から見てですよ。それを抱え込んだまま黒字、もうかっているところを出していく。これについても町と町民の利益から見ても考えられることではないと住民が言っているのもっともではないでしょうか。まして、町から手放してそれが社会福祉に貢献する、言語道断も甚だしい言いわけではないでしょうか。もしそうであれば、それを民間に委ねてどのように町の福祉が成り立つのか、そのことをおっしゃるべきではないでしょうか。

3点目の問題の同和問題では、町の仕事は、先ほど亀尾議員も言ったように、地方自治体、国の仕事は差別の完全解消ではありませんでした。政治の役割は、格差を是正することではなかったでしょうか。もし差別の解消が政治の課題であるならば、戦後、男女平等になり、戸主制度がなくなったときにどうして女性差別がなくなっていないのでしょうか。今、東京や大都市で起きているヘイト問題、アジア人を不当に差別するような、悪口雑言を吐くようなデモを行っているようなことをどうして今まで続けていると言えるのでしょうか。政治の責任は、個人の内心の自由である。仮に差別をする弱い心があっても法で罰するとは言っていません。それは教育で人格の完成を目指し、人類の平和と平等、人権をみずから考える人間に育つことをしていくことが目的ではなかったでしょうか。

そういうことを考えれば、同和对策事業が完全に差別がなくなるまでやり続けるというのは、これはもはや政治の場で行うことではないのではないのでしょうか。そういうことをすれば、格差の是正、格差が解消された時点で一般施策に持っていくことこそ、部落問題や差別を解消していくという道筋になってくるというのは、今の日本政府も認めてきているところではないのでしょうか。

残念ながら、このように差別を解消するまでされなければならないとするのであれば、部落問題だけではなく、女性差別の問題や障がい者差別も完全になくすようなことを言わなければならなくなってくるのではないのでしょうか。決して差別は部落差別に特化されるものではないというふうに思うのです。そのこと自体が差別とはどんなものかを矮小化しているとは思いませんか。部落差別も女性差別も障がい者差別も人種差別も当事者にとってはどれが重い小さいかは言え

ない、これが実態ではないでしょうか。そういうことを考えれば、部落差別だけを特化して完全に解消されるまでされなければならないとするのは行政の仕事ではないと。一団体等が、私も女性団体に入っていますが、女性の差別を解消するために自分のお金で有志たちと一緒に活動しているわけです。そういうのは大いにやるべきであっても政治の課題にはのってこないというふうに思うのです。

それから、もう1点、学校給食の問題と保育園の問題でいえば、保育園の問題は、23年度、24年度の決算を見ていましたら1,000万ぐらいお金がふえているわけですね。そっくりその900万がゆうらくのいわゆる利益として残ってきている。どうしてこのようなことが起こるかということ、10年間にわたっての平均の給与を指定管理料として払っている。これは本来の指定管理のあり方からしておかしいのではないのでしょうか。少なくともかかった経費については、指定管理をしている町としては全額出していく。でなければ、お金がかかるからといって指定管理に出したのに、お金がかかってきている状況というのはおかしいのではないのでしょうか。

それから、学校給食の件では、米澤議員も今後については検討の課題がある、20%もお金を持っていかれている1,000万のお金ですよ。それを改善する必要があるというのであれば、これは賛成、反対を問わず、議会も全会一致として是正を求めていくことに全員で協力していけるのではないかとということを指摘して反対討論いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷早苗です。私は、平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論したいと思います。

この長い、大きい分ですね、平成24年度決算資料。この中で財政力指数ということがございました。この中、初め平成16年度から平成24年度まで出してあります。合併してからというようにことでしょうか。この中で、一番高いところ、平成19年度が0.292、現在はちょっと下がっております0.26です。この財政力指数というのは、1に近いほど自主財源に富んでいる。町がそれだけ財政力があるということを示しているものなんです。私は、この財政力指数というものはどんなものかと思ひまして、一番、平成19年度、このときのことを調べてみましたら、財政力指数というものは4つに分類されているということで、その中で、1グループは0.5以上1未満が1で、17都道府県あるということです。その間の2、3とあって、一番下の4番目です。これは0.3未満、これの団体が5ありました。この中を調べてみますと、沖縄県、秋田県、鳥取県、島根県、高知県、5県です。このように全国でも私たちは自主財源がない、な

いと言って言っておりますが、本当にそういう立場の町であるということを認識しております。

そのような中で、先ほど反対の方がいろいろ申されましたが、なぜ今、この指定管理制度とか民間委託とか、それからこの地域振興協議会制度などをどうして進めてきたかということは、やはりこういうような中で、今後合併10年からしたら一本算定になる。このことにつきましては、私たちは一本算定、一本算定と言っておりますが、今までは26年度、来年度までは旧西伯町と旧会見町のいただける地方交付税が合算されたものですが、今度27年からはこれが一本ということですね、合算されてそれなりのものになってくる。これが何を意味するか。これは平成27年度から約1億円減ります。28年度は1億じゃなくて2億減ります。29年度は3億減り、30年度は4億、それから31年度は5億減っていきます。今の財政より5億も減るんです。そのような中で、何をどうしていくかという長期展望に立った上で、今はこのようないろいろな制度を持ってきておられます。私は、これは非常に先を見越した努力のたまものだと評価しております。そのようなことですので、その内容につきましては、以前お二人の米澤議員、板井議員がおっしゃって、この方たちの御意見と全く一緒でございます。

そして、先ほど図らずも米澤議員がおっしゃいました、木を見て山を見ず。私たちは長い将来、子供たちのためによりよいふるさとを残すためにも山を見て今をしっかりと充実させていきたいと思っております。そのようなことを申し上げまして、私の、この決算には認定すべき立場と、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 賛成討論ですか。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。賛成の立場で発言をさせていただきます。

第57号の一般会計の決算ですけども、さまざまな意見が出てまいりました。その中で、持続可能なまちづくりになっているか。この持続可能なまちづくりを行うための財政健全化に力を注いでいるか。そしてまた、次の世代に持続可能な町を引き渡すスタンスになっているかというところを軸に精査いたしました。数十年後には、今の子供たちがそっちの執行部側、そして、こちらの議会側に座っているんです。この子供たちに借金まみれの町を引き渡すことは、これは決してならないと思っております。数十年後、今の子供たちがこの議場に集まって、議論、討議をする中で、いい町を残してくれたなと感謝していただくためにも今ある私たちが頑張らなければならない。そのために持続可能なまちづくりという言葉は私は出しましたが、今から合併当時、平成16年でしたでしょうか、起債残高は約92億円、それが年々年々、執行部の御努力で借金が減ってきております。

一つ、保育園の民営化もその健全化の一環であったことは理解しております。もしもこの財政が悪化すれば、持続可能な保育園というのは運営できるでしょうか。私はできないんじゃないかと思います。保育料が増額されるんじゃないでしょうか。一方、児童福祉法の規定によります保育という点から見ましても、やはり保育園の今の質、現在ある質というのを、これは低下させてはなりません。これも持続させていかなければならないと思っています。時代とともに変化していく保育ニーズにこたえていけるシステムになっていると思っています。

あと、最後ですけども、農業について少し触れてみたいと思います。現在の町の農業政策ですけども、農業というのは一つのリングの中で、プロとアマが、プロボクサーとアマチュアボクサーが戦うような状況になっております。市場、いわゆるマーケットのことですけども、マーケットはアマチュアボクサーだからといって何のハンディもくれません。プロ並みの水準にまで上がらないと認めてもらえないそういう世界であります。その中で、町が行っておりますこの事業は多くは申しませんけども、プロになるための後押し事業になっていると思います。以上、賛成の立場で討論いたしました。

○議長（青砥日出夫君） 賛成者ですか。（「いつまでやるの」と呼ぶ者あり）

9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 後ろからいつまでやるつもりだという御意見がありました。3名の方の反対討論を聞きまして、ぜひとももう一言申し述べておかないという私も自覚、責任を感じまして、短時間で賛成討論を述べさせていただきます。

まず、基本的にさまざまな施策についていろんな討論がありました。中でも私どもは、平成16年の合併時から10年過ぎたら合併算定の交付税はなくなるんだよと、そういう認識をずっと持っていました。平成27年度から1億円ずつ減額になります。5年間で5億円です。職員数の減少、また指定管理等は当然行って、私たちの将来の子供たち、青年たち、そして、これから私どももどんどんどんどん高齢化してまいります。生活が本当に今の状態で守れますか。いろんな反対意見がありました。本当に南部町を継続させることができるでしょうか。本当に一人一人の皆さんが、職員の皆さんもそうです。私どももそうです。そして、町民の皆さんも我が町南部町、いつまでも住み続ける元気な町で、私はそういう思いで議会活動を行っております。

さまざまな施策につきましては、皆さんが賛成、反対、いろんな討論を聞きました。その中で、同和対策事業、私は民生費の人権対策費だと認識しております。これの反対意見が3名の方から出ました。中でも同和対策に重点を置いてほかの対策はおろそかになっているという直接的な意見も聞きました。南部町の教育委員会は、「人と環境にやさしいまちづくり」で、さまざまな事

業を進めております。本当に一度でも人権セミナー等、出席されたでしょうか。今年度の目標は、部落差別を初めとするあらゆる差別の解消を目指し、人権教育・啓発を行う。中でも人権標語の募集、これの参加者は実績として上がっておりますが、応募総数551点、そのうち小学生208点、中学生330点、一般のほう13点。中でも小学校、中学校の子供たちが一生懸命人権に対する勉強をして堂々と胸を張って差別してはいけない、みんなで協力してやっていこうという気概が芽生え始めていると思います。そして、人権のつどいでは、身近な人権、男女共同参画、同和問題、病気の方ですね、ハンセン病、インターネットと人権、それと先ほども反対討論の中でありましたが、在日外国人、この弱い立場の皆さんを私たちが、一人一人が守っていく、理解する、そういう研修をやっているんじゃないでしょうか。どうぞ出かけてください。皆さんでしっかり勉強して本当に人権対策ができるよう、反対ばかりでは前に進みません。どうぞしっかりと一緒になって頑張っていきたいと思います。以上をもって賛成討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 賛成ですか。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 賛成討論させてください。（「頑張りや」と呼ぶ者あり）はい、応援していただいております。（発言する者あり）57号、一般会計、これについては賛成討論させていただきます。

この一般会計ですが、1億8,610万8,000円の黒字を出した、そういう今年度の決算でありました。また、これに対して、これらを含めましてこの資料を見ますと、我が南部町の起債、要は借金ですね。これが平成20年をピークにだんだんと減りまして、平成20年が89億8,522万円だったのが借金です、起債が。24年度は、74億2,679万9,000円、ここまで減ってきました。そのうちこの中で、交付税算定、自分だけの借金ではありません。これは国が補填する分がありまして、それが24年度は74億2,600万のうち51億6,800万、ここが、国が戻ってくるんですね。それを引いたら22億5,800万、まだ借金があるんです。けども、我が町に基金がことしは33億8,000万の持っております。それを引いても11億4,500万、我が町は24年度は黒字になったと。私は、この11億4,500万、町長が言うておりました来年度に対して、少子化問題、人口減少対策、子育てについて思い切った施策をすると言うておられました。この基金を利用してでも、最低でも11億4,000万、これらを使って思い切った施策をして、南部町の少子化対策、子育て支援、人口減少等に使っていただきたいということを私は要望しておきます。それと、このように我が今年度の決算については、そのようないい結果になった決算でありました。

その中で、真壁議員は、大筋ではいろいろ事で、いいことあるけど、個別に対して私たちは一つ一つ反対させていただきますということでございました。その中で、よく言われたのが振興区とゆうらくの件です。

振興区については、活動の中身がなかなかわからないと言われました。わかっただけで、挑発までされました。私の住んでいるところは東西町振興協議会です。私は、いつも東西町の振興協議会と協力いたしまして、いろんな施策をやっております。その中で、社会教育主事とか要支援台帳とかこんなのは我が東西町では早速やっております。町が言われる前、そういうことをみんなで知恵を出し合ってやっています。これは今後、各振興区に広がる。進まないじゃないかと言っておられますが、これがこれから今後とも進むと思います。なぜならば、国が少子高齢化の中に、地域を守るのはこの振興区しかないといっているような政策、施策を今、行っているんじゃないですか。本当に今まで企画課が矢面に立って、我が町の条例上の自治振興区だということだけで大変な追及を受けてまいりましたが、これは国がだんだんと今、これについて向かっております。すごくいい今、追い風になっていると思います。ぜひとも自信を持ってやっていただきたいと思っております。要支援者台帳でも町がしたらなかなかできないと思う。地域の人やちが情報を持っております。それをみんなで確かめ合ってやるんです。そして、つくればいいじゃないですか。必ずできると思っております。これからどんどん各振興区に参っていると思っております。特に東西町は新しい団地ですので必要だったと思っておりますが、奥の方の部落って、地域のはみんな知っていますので、大概そういうことが進まなかったとは思いますが、そういう感じでこれはやると思っております。今、コミュニティホームを東西町はやっております。私が知ったのは3人ほどが利用者だと聞きましたが、この間聞いたら七、八名、今、地域住民が地域の高齢者をみんなで守っております。これが7つの振興区にどんどん広がることを私は願っておりますし、企画の方をよろしく願いたします。

それと、今、いろいろ言われました中で、ゆうらくの件ですが、この土地売却の件につきましては、もう何回もこの議場で言うておりますので……（発言する者あり）わからんって言うておられますが、町民みんな知っておられます。これが要は町の財産をゆうらくに渡して本当に福祉の向上になるということですけど、伯耆の国は何もない1,000万の社会福祉法人だったのがこういう土地をもらいまして、これを担保にしているいろんなことができます。1つは、今、訪問看護を24時間体制でしようとしております。（発言する者あり）これは24時間訪問看護は、今、不採算部分であります。それをそういうこともこういうことがあればできると。また、今後介護保険制度がいろいろ改正になると思っておりますが、それから要支援者がどんどん地域に出て、地域で

頑張っってねというようなもんを持ってなるようでございます。そういうときこそが、この社会福祉法人伯耆の国の力の発揮するところだと私は思っております。そうするためにも、こういう財産渡して南部町の福祉を向上させていただきたい。可能だと私は思っております。この件についてもそのように思います。

また、保育園の民営についてる言われましたが、国はこの少子化問題、子育て問題、保育園問題は、大改革を今、やっております。税と社会保障の一体改革のこの中にも事業費で予算が立ててあります。このように私やちが行っているのは先を行っている感じがいたしますので、こういうことをもちまして24年度決算については、本当にみんな頑張っってここまでやっておられたということを申し述べまして、承認すべきと討論いたします。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 10番、井田でございます。私は、57号に対しまして、賛成の討論をいたします。

詳細につきましては皆様方が網羅されましたので、私は私なりに概略的な立場で討論をさせていただきます。

まず、その前に言っておかなくてはいけないのは、ゆうらくの土地の売却、それから建物の譲渡の件でございますが、私は私なりにもう判断をさせていただきました。というのは、23年度よりこの問題については、執行部より全員協議会の中で説明を受けました。また、議会の一般質問の中で、執行部より答弁をいただきました。私は私なりに理解し、認識し、そして、賛成いたしました。

まず、先ほど亀尾議員が母塚山のさい銭箱の問題を言われましたけども、私はこの問題は、たまたま参られた方々が観音像の土間にさい銭があったということで木箱を用意されたと理解しております。やはりそこに見に来られた方のどういうんでしょうか、信仰といいましょうか、個人の判断だろうと私は理解しております。それがさい銭箱に入っておったから宗教的というのはいかなものかというふうに判断いたしております。

それでは、本題に入りますが、この議案は3月定例議会当初予算として、一般会計65億3,000万、特別会計20億7,193万の提案がありました。そして、6月、9月、12月、3月の定例会、また臨時会で補正提案があり、その都度、皆さん方、討論をし、議決したものであります。この決算が歳入決算額71億3,238万5,691円、歳出決算額が68億4,747万2,628円で、これは予算決算委員長も報告されましたが、実質収支は1億8,610万8,000円の黒字決算であります。

そして、この内容でございますが、5本の柱として町長は、1つ目は、人と環境にやさしいまちづくり、2つ目は、安心・安全のまちづくり、3つ目は、教育・文化のまちづくり、4つ目は、産業振興の活みなぎるまちづくり、5つ目は、住民参画を持続するまちと地域のまちづくりの事業をされました。そして、この年は、24年度は町会議員、そのほか町長選の選挙の年でありました。この4年間の任期満了の年ですので、マニフェストに掲げられた案件の残された事業について全力で取り組まれたと私は理解いたしております。その結果として、先ほどの細田議員も言われましたけども、基金も23年度より1億4,857万5,000円の増であります。そして、地方債、これは借金でございますが、この残高も23年度より4億3,167万8,000円の減でございます。そして、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債比率、将来負担比率、資金不足比率の指標は早期健全化の基準内であったということでございます。私は、こういうことを総合的に判断して監査意見を付して賛成、そして、認定すべきだと考えております。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号、平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

次に入る前に休憩いたします。再開は40分といたします。

午前10時23分休憩

午前10時40分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第4 議案第58号

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、議案第58号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

11番、予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第58号、平成2

4年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算額は13億9,485万2,433円、歳出の決算額は13億9,130万9,132円の決算でありました。委員会での審査の結果は、賛成多数で認定すべきと決しております。

議決に当たり、賛成反対の意見であります。まず、反対の意見。基金の繰り入れは、十分だったのか。医療費の高騰は理解できるが、それを保険料に課してきたのではないか。町には約6,000万円の収入未済があるが、どう解決するか展望が示されていない。国保は所得がなくても求められる税金、払えない人には減免制度をもって単年度で対応しなければならないと考えるが、その対応に対して不十分であり反対する、という意見がございました。

賛成の意見であります。国からの交付金も減り、国保運営は難しい局面に来ているが、この制度は、自営業、年金生活者、無職の方と、幅広い層の人が恩恵を受けている。基金を繰り入れ、税制を抑える努力もなされている、という賛成の意見でありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第58号、平成24年度国民健康保険会計決算認定について、反対の立場で討論します。

6月時点での基金繰り入れは7,800万円余りでありましたが、決算時には5,300万円で、差額の2,690万円余りを基金に戻しました。この国保会計は、構造的な問題もありますが、その一方で加入世帯の所得に対する負担比率が世帯主を平均で計算した数値が今議会で執行部から公表されまして、その負担率は平均で16%であることが明らかになりました。これは、払いたくても払えないという実態が数字の上でも示されたと考えます。

私は、南部町国保税条例第25条の2の(1)で天災その他特別の事情により生活が著しく困窮となった者のうち、町長が特に必要と認める者を、町長が減免の世帯として定めることができるとなっております。しかし、この条項は、これまでに天災での適用はあったと聞いておりますが、生活困窮による減免の申請が町長の特に認める者ということで認められた例は、私は聞いておりません。昨今の厳しい経済情勢の中で、平均で16%もの国保税を納める加入世帯の困難を考えれば、この25条の2を、条項をつくり、適用をすることを求めたいと思います。そして加入世帯の全体の引き下げも今やさらに求められていると思います。私は、1世帯当たり国保税の

1万円の引き下げをするために、あらゆる努力をすることを求めたいと思います。そういう点から今回の決算ではそういう要求が実現できてないというところから、認定できないというところで反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番の米澤でございます。私は、賛成の立場から、国民健康保険事業の特別会計の歳入歳出決算を認定すべきという立場から討論をさせていただきます。

まず、反対討論の方おっしゃっておりますけども、まず国保、国民健康保険というものを考えていただきたいと思います。いわゆる日本は国民皆保険制度でございます。国民健康保険、それから会社に勤めておられる方の会社保険、それから地方公務員などの共済組合などがございまして、国民皆保険制度のもと、皆さん被保険者は、かかった医療費の3割負担で医者にかかると、そういう大事な制度でございます。そういうことをまず第一に念頭に置いていただきたいと思います。それで今回の決算でございますが、基金の繰り入れ、平成23年度の税率を平成24年度にそのまま持ってきて税率を上げないと、そういう努力をされておまして、そのために医療費が非常に伸びてきたと、それに対応して7,800万もの基金を補正予算で計上したということで、もともと1億円強しかなかった基金を、このたびの24年度決算で5,300万も使ってしまったということでございまして、これはいわゆる国保世帯の国保税を上げないために、これは執行部の努力の跡が非常にうかがわれるということでございます。

ただ、私、あと残りが5,500万ほどしか基金がございませんので、これからの国保運営に非常に支障を来すんじゃないかということで非常に危惧はしております。そこで、今、国のほうも言っておりますけれども、国保の運営主体を県に置くという、今、形が出てまいりました。いわゆる分母を上げるために、やはり県が単位とした国保というのは非常に今必要であると私も考えておまして、これを早急にやっつけていかなければならないというふうに考えております。

それから、反対討論の方が、免除の関係をおっしゃいましたけども、国保税については、もともと地方税法の中で7割減免、それから5割減免、2割減免、所得に応じた減免もございまして、ということで、何も反対する理由は全くないということがございます。

それで、先ほど申しましたように、とにかく、今、小単位での国保は非常に危機的状況にあると、いわゆる国からの補助金もなかなかふえる要素は全くないということでございますので、これから先、県単位の国保が早急にでき上がるということを希望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。私はこの議案58号、国民健康保険関係の決算について、認定は反対だという立場で申し上げます。

まず、先ほど賛成討論の中であつたんですけども、基金を繰り入れたと、だけでも医療費が上がったために大変だけん、基金があとわずか5,000万ほどですね。

私は、その次、2つ目に、県が、県単位で運営すべきということをおっしゃつたんですけど、まずその基金の繰り入れについて、基金のことなんですけども、私は、今の国保加入世帯、これは全国的に見ても、やはり低所得者が多く加入している保険であります。私は、一般質問の中でも、町長に何回も国保税の引き下げ、軽減を求めて言いましたけども、町長は、いや、この制度の持続可能性を求めるといふことになると、そうはいかんということだったんです。でも、私は思うんですけども、生活困窮世帯の生活を持続可能にすること、これがやっぱり行政のやるべき姿ではないでしょうか。今、見ますと、収入未済額の推移が担当課のほうから出されました。この中で、私は、嫌で、いわゆる、ずるして歳入を未済しているっていうんではなくて、本当に払いたくても払えない、この状況だ、がほとんどなんです。なぜかといいますと、ほかの税金と違って、国民健康保険は保険証で病気を診てもらわなければならないんです。いわゆる、命綱です。そういう大切なものを、やはり払いたくても払えないというその方の心境、大変つらいものだと思います。私は、やはりこれは基金は残っていますから、これを繰り入れて、そして次年度でそれについて底をついたとすればそのときにまた考える、一般財源もつき込んでいくと、そのようなことも手だてをやっぱりやらなければ、これに加入されている世帯では大変な状況です。

それと、これは、これをなくせとは言いませんが、この保険制度は税額を算定するのが4本柱になっていますね。所得そして固定資産、それから世帯ごと、そして人頭いわゆる人数、この4本なんです。所得について付加をする、このことはいいと思うんですけども、しかし、人頭、これについては、きのう生まれた子供でも、ここのメンバーになると、所得がないんだけど当然、負担がふえるわけなんです。私は、そのような中から見れば、やはり行政側がこれについて手だてをとる、このことをまずやるべきだということを主張します。

そして、減免制度を設けていく、このことを国のほうで法的にはあります。しかしそれ以上に、それでもやはり収入未済が起こるといふことは、国の減免制度でも追いつかないといふことの実態が現われているではないでしょうか。私は、そのことから言えば町独自で減免制度というものをもっとつくっていき、支援をしていくこと、このことを求めるものであります。

それから2つ目に、県が直接運営するということが、先ほど賛成者の中では、分母が大きくなると安定するとおっしゃったんですが、分母が安定すれば、しかしそれを利用する分子のほうも当然ふえるわけなんです。それで、今の後期高齢者の制度が、これが県一本で運営しておりますね、県で。しかし、これでやって負担がふえている、このことではないでしょうか。行政によっては、多いところもあり少ないところもあるかもしれません。しかし、皆さんの今の声がこの議会で届き、そしてその自治体の裁量によって加入者に対する手だてができるということになれば、県一本の運営については声は届かなくなる、このことからすれば、私は県で一本で運営することについては非常に問題がある、このように思うのであります。そのことから、その制度の改定は上がっておりませんが、この南部町の国民健康保険、このことの保険税について私は認定には困難である、このことを申し上げて反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山でございます。賛成の立場から発言をさせていただきます。

もともと、この国保の会計ですが、とてもすばらしい運営をすとか、といったような裁量の幅が大きなものではなく、国民健康保険という制度を、淡々と運営をしていくといったような性質の会計であろうというふうに思われます。他の町村では、一般会計からの多額の繰り入れを余儀なくをされているようなところも最近非常に多くなってきているというふうに聞いております。その中でまだ、基金の残を持っているということは、健全性を保持しながら運営がなされているというふうに考えられます。

保険税を下げたり、減免をもっと大きくするということが、収支のバランスからいけば、収入が減るわけですのでその分を支出のほうでどう減らしていけるのか、将来的に制度を維持をどういうふうに考えておられるのか、そして、一般会計からどんどん繰り入れをふやしていくということになれば、一般会計の中の一体どんな事業を減らしていけるつもりなのか、といったようなことを考えますと、余り根拠がないような反対の意見ではないかなというような気がして聞かせていただいております。私は健全にこの運営がなされているという観点から賛成をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 24年度の国保の決算を認定することに反対します。理由は、大

きくは国保会計、国保については、国から補助率が削られたことが市町村の国保を非常に困難にしている。1点は、国の補助率を大幅に引き上げることと同時に、出していない数少ない県の1つである鳥取県が市町村の国保にも補助金を出すことが1つです。2つ目には、住民から見ても高い国保税を引き下げること。3つ目には、低所得者の多い、幾ら法的減免があるといっても低所得者対策をとらなければ払えない世帯が多いほど国保税は高いので、その対策をとるべきだという3点です。

私は特に、3点目の減免施策をとることと、討論の中で上がってきた広域化問題について意見を述べて反対します。減免施策をとることについていえば、1つは滞納が多く出ていることが上げられてくると思います。税務課の資料では、国民健康保険税の税徴収金額が2億3,900万に対して滞納が5,970万、約25%、数で見たらなるわけですよ、滞納が出ている、これはどれぐらい大きい数字かということ、税務課が預かっているあとの町民税や固定資産税や軽自動車税、町たばこ税の合計の徴収金額が9億3,000万余りであるのに対して、ここに対する滞納が5,600万であることに対して考えると、国保税だけで5,900万の滞納が出ているということは、町としても大きな問題であり、これをどうするかが課題になっているからこそ徴収員等を雇用してこの解決に当たっているというふうに思うわけです。

この中身について、今回は一般質問等も通じて担当課からも非常に詳しい資料等、私たちが改善していったらいいのではないかっていう数字も、この中から見えてきたところです。とすれば、今、法定減免があるにもかかわらず滞納世帯がどれだけあるのか。179件ぐらいあって、そのうち79件が外に出ているので約100件だっておっしゃったわけですね。そのうち約半数の51件が世帯主の所得がゼロだと、ここでは所得がゼロでも払わなければならない国保税だというのがよくわかると思うのです。

町では、滞納されている方に納めてもらうために短期保険証を発行しています。その数がこの8月段階で約100世帯だというふうにおっしゃっていました。24年度の決算で見れば、いわゆる短期保険証を発行するにも至らず、町がやむなく強制失効に当たったのは約25件。そういうことを見れば、ここからどういうことが言えるかということ、滞納されている圧倒的多数の世帯が払いたくて窓口に行って、国保税は全額……。

○議長（青砥日出夫君） 真壁議員、もうちょっとマイクに近づいて。マイクを引くか。

○議員（13番 真壁 容子君） 国保税は払えないのだけれども、全額払えないのだけれども少しでも払って短期保険証を交付されているという実態が出てくると思うんです。これどう見るか、以前は滞納される方には悪徳な方がいらっしゃるっていうふうにも言っていましたが、全体の数

字から見えているのは、なかなか努力して払っている姿が見えてくるのではないのでしょうか。だとすれば、この多数の方が低所得の中でも国保税を国保会計に貢献しながら、滞納額が5,970万出てきている。町とすれば、この滞納額が全額入るとお考えでしょうか。今、先ほど基金を削ってあと5,000万しかないと言いましたが、それに匹敵する滞納が出ているわけです。考えられることは、滞納額をたくさんつくっても、町とすればそこに人件費がかさむし、そのお金が全額回収できるかというところできない。ということになれば、当年度で払える金額を払ってもらうために努力を傾注することのほうがいいのではないのでしょうか。減免制度をつくるということです。減免制度をつくり、正規の保険証を渡し、お金が入るようになって所得があればもとの保険税に変えていく。こういう中で今一番とっていかなければならないのは、これ以上の滞納を出さないことに尽きるのではないのでしょうか。そういう点から見れば、減免制度をつくり、住民も安心して今所得を申告して、ことしはこれだけしか払えないけれども、と言って正規の保険証を手にして安心して医療にかかることができる。町としてもこれ以上の滞納をふやすことはない。年が変わればまた再度申請し直してもらったらい、こういう制度をつくるべきだと思いますか。

何よりも、先ほどおっしゃいましたが、国保税、国保の会計は淡々と進めるものですが、先ほど言われたように国民皆保険制度を支える大切な保障となっている会計です。これは、ここには町民の命と健康がかかっているのではないのでしょうか。そういうことを見れば、町の健全国保会計のためにも、住民の命を守るためにも、今、町の国保税で求められているのは減免制度を設けることだというふうに考えています。この減免制度をとるべきだというのに、それがなされていないというのが反対意見の1つです。

広域化の問題ですが、広域化が町長も賛成討論者もいってというふうにおっしゃったんですが、広域化することによっても、国のお金がふえない限りは国保会計が安定するとは鳥取県の場合でもどこでも言えないのではないのでしょうか。まして、広域化になれば、大きな鳥取市と米子市、基金が全くなく、滞納世帯を圧倒的にたくさん抱えているところと一緒にあります。以前の新聞でも明らかなように、僻地等については国保税が倍以上にはね上がる場所も出てくるのではないかと。南部町はそういうふうにはならないってというふうに安心できるとおっしゃっていましたが、1つは、町にとって、広域化のメリットがパイが大きくなればできるというメリットがあるのかという問題。2つ目には、住民の健康というのは、町健康福祉課を中心として、町の施策の福祉の向上につながっている、そこから国保を切り離して、全県一本化することが町の保険や医療、介護等に本当に結びついていくことになるのか、という問題も指摘されてくるのではないでしょ

うか。

今の問題は、広域化で解決するものではなく、国が本当に国保についての責任を持たない限り、どのような規模になっても国保会計は苦しいものにならざるを得ない、というふうに考えます。賛成議員も含めて、国保の国庫補助率を高くすること、それから意見の違いはあるかもしれませんが、国保会計のためと国民の、町民の暮らしのために減免制度を設けること、このことについては賛成議員にも協力していただきまして、ぜひとも実現をすべきだということで、反対討論をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 国保会計については賛成の立場から、賛成だな。討論させていただけますが、今、真壁議員が国・県の補助率を上げろと、これは、大分昔に下がったことから端を発してますので、これについては私も同意見でございます。

また、減免制度は、確かに物すごくいいことを言っておられますが、これについては一般質問等でまたして、町の姿勢を聞いてもらえば結構だと思いますが、減免については、確かに法定減免、米澤議員が言われたとおりでございます、それでまだなお、さらに6,000万近く滞納があると、これについて、分納とかいろんなことをして今、頑張っておられます。それについて、普通の短期保険証だなしに一般の保険証って言われますが、短期保険証も普通の保険証と変わりません、これは。他町他市と比べてこういう保険料を払えないところは資格証というのを発行している市町村もございまして、資格証が我が町にないだけでも、大変住民の方は助かっております。分納制度もありまして、全部ごせってというような非情的なことはしておられません。払える範囲でその人やちを守っておられます。そういうことでこの制度については本当に頑張っておられますが、所得でもゼロにも税金がかかるというのは、制度上の何か大きな欠陥じゃないですが問題がありますけども、これについても、そういう制度でございますので、けども、払いやすいように担当課はしておられます。短期保険証も普通の保険証と中身は一切変わらないということです。期限が最低一月かな、3カ月、半年、1年とかありますが、それでいろんな分納状況とかいろいろ聞いて、その人の家庭状況に合わせた支払いのことをやっておられます。

また、広域化についてのことがありましたが、もうこれはどうもこの広域化は、県単位ですってというのはどうも閣議決定になったようでございまして、恐らくそっちの方向に行くと思いますが、一番危惧しているのは、今、真壁議員とか亀尾議員が反対言われましたのは危惧しておりますが、これについても今後の大きな課題でございまして、我が南部町の町民が、これに対して

広域化になって不利益にならないよう、今後、町長を初めみんなでこれについての政策制度をしていただきたいということは、私の気持ちでございまして、ただ米澤議員が言われましたように、分母が大きくなるということは、やっぱりそれだけ安定するということでございますので、今後の制度について、注視していきたいと思っております。こういうことを考えまして、この24年度の国保会計については認定すべきと思っております。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第5 議案第59号

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案第59号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

11番、予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。

議案第59号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の決算額は、1億2,385万8,144円、歳出の決算額は1億2,377万7,184円の決算でありました。委員会での審査の結果は、賛成多数で認定すべきと決しております。

議決に対しての賛成、反対の意見がありますが、まず反対の意見。75歳以上を被保険者とする制度だが、いま一度、老人医療制度に戻し、施策の再検討をすべき。後期高齢医療制度は、差別医療制度と考える。国の責任が明確であれば、広域でなくとも町で対応できる。今の制度は間違っている、というような反対の意見がございました。

賛成の意見。制度に対して反対とのことだが、老人医療の将来の姿と認知されてきたと考える。基金は確かに苦しいが、制度は充実していかなければならない。現状でこれにまざる制度はないと考える、という賛成の意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしました。質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第59号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

この制度がつくられるときに、私たちはこの老人医療の将来を本当に危惧してまいりました。それは、75歳以上のお年寄りだけを集めて、高齢になれば医療費がかさむことを悪いことのように言ってはばからない人たちによってつくられた、世界に例のない制度です。小泉構造改革のとき、社会保障を切り刻んだ風潮が、今また再現しようとしています。高齢者がふえると、これまでの騎馬戦型が、肩車型になるというようなおどし文句がまことしやかに語られていますが、これは世代間に争いを持ち込み、問題の本質を惑わす論法です。社会で生み出した富をどのように政府は税として集め、国の責任である社会保障をどう実現するのが問題なのです。このような観点から見れば、差別医療制度であるこの会計自体、廃止しなければならないことは明らかであります。

私は、この後期高齢者医療制度を廃止し、一旦もとの老人医療制度に戻し、そして国民合意の高齢者医療制度を国民が納得する将来展望を描く、そういうことをするべきだと考えますので、この決算認定については反対をするものです。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 8番、細田です。この後期高齢者医療についての賛成の立場から討論させていただきますが、この件には、今、植田議員が最初から言われたこのことでずっと反対されておられますが、ましてや、民主党政権になったときもこの制度をなくすという公約でやっておられましたが、結局これができなかった。なぜならば、どうも住民に、高齢者に、この制度が認知されてきて、この制度でよいというのが多かったというようになっておられて、これはこれで今どうもよいようであるようです。世界に類がないと言われましたけども、世界一の高齢社会を迎えている日本が、よそに、世界にない制度をつくって高齢者が安心して医療が受けられるという制度をつくったというのは、私は1つの大きな成果じゃないかと思いますが。民主党、あの大多数持っておった民主党政権ですら、これが改正できなかったということは、それ以上に住民がこれを認知されておったという、この会計でございます。

確かに、基金のほうも大分目減りしておりますが、県のほうにこれをため込んでおる基金を使

いまして、税率を抑えながら、今、運営しております。今後の、来年度か再来年度のこの運営についてはちょっとまだ情報は入っておりませんが、注視してみたいと思いますが、この制度については今、円熟しかけているんじゃないかと思って賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 高齢者の医療特別会計の決算に反対いたします。今回、先ほど後期高齢者の医療制度については、差別医療だというのが第1点です。

それと、もう1つは、今回、これがいいことだって言うんですけども、認知されたと言うってことなんですけども、それもちょっと今度賛成討論に立つ人に聞きたいと思うんですけど、後期高齢者医療制度になって、高齢者がどんなふうにいって言ってるかっていうの意見聞かせてくださいね。

南部町では、約2,049人がこの対象となって、その方々から1年間で7,820万円近くの保険料を医療費として徴収しているわけです。この今回の決算見たら、7,820万の保険料を徴収してるんだけど、広域化になって、パイが大きくていって言うんですけども、事務費相当分に789万のお金が使われています。約1割のお金が事務費に使われているわけですね。少なくとも、これが南部町において、国保なり高齢者の老人医療費ありましたよね。今まで制度としてあったものを使っていたら、どれぐらいお金かかったんだろうかなって調べないといけないと思うんですけども、新しい制度をつくったはいいいけれども、事務費の負担軽減なんて言うが、集めている保険料の1割近くも事務費に取るようなことが本当に効率的なのかっていうことを指摘せざるを得ないっていうのが、24年度の決算を見て特に思ったことです。広域化の名のもとに、お金が落ちるのはいわゆるいろいろ制度が変わることによってシステム改修等でお金を使うことに誘導されているっていうところも指摘しないといけないなというふうに改めて思いました。決してこのことが、南部町の高齢者にとっていい医療になってるかっていうところの保証はないし、少なくとも数字で見たらそういう数字が上がってきているというのが、決算でわかったということです。

それと、これが後期高齢者の医療制度が住民に認知されて、民主党ですらなくすることができなかって言うのですが、民主党は当初選挙のときに、後期高齢者を廃止すると言って圧倒的多数の支持を得たんですよ。国民の多くは後期高齢者は差別医療だと言っていました。ここでも差別の問題、先ほどもありましたが、本当に、こんな大がかりな、年齢によって受けける医療を差別するようなことが、それこそ差別だというふうに思いませんか。ところが、なぜそれができな

かったかという、財界と政治の圧力で税と社会保障の一体改革の前哨戦で、要は後期高齢者を続けたのは、医療費にお金を使うことを避けたから、民主党もこれをなくすことができなかったわけでしょう。いわゆる方向変換したわけですね。何だかんだいって言いますが、後期高齢者の導入したのは、高齢者にお金がかかるからだというのが大前提ではなかったですか。それで私たちは、75歳で区切ったら、お年寄りはお金今、決まってるじゃないかと。そこに枠をはめるということは、75歳になったらそれまでできた医療を受けさせなくするようなやり方は本当に、超高齢化となっても高齢者をそのような扱い方していいのかという、これは国としての姿勢が問われているというふうに思いませんか。

少なくとも、私は、先ほど植田議員が言ったように、これを以前の老人医療費制度に戻すこと、差別をしない医療を提供していけるような制度に組みかえていくことを主張して反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第6 議案第60号

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、議案第60号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から、報告を求めます。

11番、予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。

議案第60号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の決算額は、1億7,155万6,768円、歳出の決算額は3,151万7,318円の決算でありました。

委員会の審査の結果は、賛成多数で認定すべきと決めています。

議決に対しての賛成反対の意見ではありますが、まず、反対の意見。土地売却と無償譲渡が前提の会計なので反対。

賛成の意見は、従来の起債償還方法についての会計であり、問題はない、という意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第60号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

ゆうらくの施設建設の起債償還を当初、この24年度中に完済する計画であったという説明がありました。しかし、財務事務所との話し合いの結果、25年9月2日に完済したという説明も受けました。そこで、土地売却の手続の経過を見比べてみますと、平成24年6月1日、土地売買契約締結、24年11月9日、伯耆の国所有権移転登記完了。25年7月19日付、町長決裁で24年2月27日にさかのぼって、行政財産から普通財産への用途廃止の手続をした、これは2筆分、という説明でありました。

振り返って考えてみますと、当初予算の3月議会以後、売買契約と所有権移転登記、財務事務所への繰り上げ償還が予定どおりできなかった。これらの経過を考えると、これまでの説明で何か抜け落ちているものがあるのではないかと感じてしまいます。この間、監査委員の指摘で初めて2筆分の行政財産が未処理になっていたことが、8月議会で議案として出されてきた経過から見て、この間の経過は、町民が見て、私が見て、十分納得できる説明ではないと考えています。そして、何よりも強調したいのは、ゆうらくの譲渡は町民にも伯耆の国の法人にも双方の利益にならないということが、ますます明らかになったと思います。そういうことを考えまして、反対意見といたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私はこの議案の第60号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、植田議員のほうから反対の意見がありましたけれど、このたびの24年度の決算では、ゆうらくのほうから寄附はありました金額をそのまま例年どおり償還に充てていくという決算で

ありまして、この24年度の決算については、何ら問題はなかったというふうに思いますし、また譲渡につきましても、先ほど一般会計のほうでも賛成で討論させていただきましたけれど、この南部町のこれからの福祉施策に対しては、やはりゆうらくがこの老人福祉施設を十分に活用していただいて、町民、また町外からも入居をしておられる方もあります、そういった方々の福祉に寄与をしていただきたいというところです。

それから、先ほど、町民にも利益にならない、それからゆうらくにとっても利益にならないという話がありましたけれど、多分このまま町がやっていけば、町民にとっては不利益になるといふことは、先々目に見えているというふうに思います。これから10年が過ぎる施設、このたび25年度と含めて、改修のほうを町のほうの予算を組んでして、そして無償譲渡をしたわけなんですけど、まだまだこれから、施設、また備品関係でも、どんどん改修費用などが必要になってくるというのは目に見えております。そういったところを含めて全てを伯耆の国にお願いをしていく、特別養護老人ホームゆうらくを伯耆の国が責任を持って対応していただくということが、このたびの譲渡の大きな目的であるというふうに思いますし、また私たちもこの土地の買収等に会計にしましても、先ほど米澤議員のほうからも、町の執行部側の責任問題については話があったとおりですけれど、私たち議決した議員にもやはり責任があったんだというふうに思います。とにかく今のあのゆうらくの土地全てが1つであった、というふうに私たちも理解をして……（サイレン吹鳴）賛成に回った、その責任は私たちも町民の方には申しわけなく思っておりますけれど、この譲渡によって一般質問の答弁でもしました町の福祉施策に、町がこれからどんどん力を入れていっていただけるということを確認しておりまして、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。議案第60号、介護サービス事業特別会計の決算について反対する立場から発言いたします。

私は、先ほど植田議員からありましたゆうらくの建てかえの事業にかかわる起債償還、これのためのお金がこの介護サービス事業の会計の中で、例年どおり入っているということです。例年、低いときもありましたが、大体3,000万をちょっと超える金額で伯耆の国から寄附という形でこの会計に入っており、そのお金を建てかえのために使った起債の償還に充てていたということでもありますね。本年も、この会計、24年度の会計の決算にあらわれていますのは、2,831万2,633円の寄附金が入っております。

町の説明で、なぜ今回25年度の6月、建物を無償で譲渡するという事なんですか。私は、これは、いわゆる将来のかかわる、将来、先ほど賛成者の討論でもあったんですが、将来の建物の維持管理について、これに対する町の責任がなくなるということ、これがプラスになるという説明があったんです。

しかし、改めて資料の提出を求めたところによりますと、昨年、いわゆる24年の4月1日に、南部町老人福祉施設ゆうらくの譲渡に関する覚書というのが、これが5条でなっている覚書です。このことについて、9月の議会で、真壁議員がゆうらくに関する一般質問の中で、この覚書はこれつまりもう終わったのか、譲渡が完了したらこの覚書はもう効力がないものなのかということ質問があったら、担当課長は、そのとおりです、ということだったんです。ところが、町長は、いや、これについてはまだ継続する意味の答弁があったんです。私は、このことに対しては非常に危惧するものであります。つまり、議会に対して、このことを答弁で覚書があるにもかかわらず、一切将来の維持管理について、ないんだということを説明を求められて、私もそのとおりかなと思っておりました、もちろん反対だったんですけども、賛成された議員は当然その説明を信頼されて賛成されたと思うんです。

しかし、この覚書にありますように、こうあります、第3条です、今後の修理に対する経済的な支援について、甲、乙が協議を行う。つまり、もう一つ、2条にも載っているんですけども、今後見込まれる施設の大規模修繕の費用負担について、甲、乙、つまり伯耆の国側と町側が協議を行うということなんですか。ということは、この覚書はずっと存在するという事に、当然受け止めることができると思うんです。私は、そういうことをしなくても、今までどおり、伯耆の国から寄附金という形で入っております3,000万のお金を、これをちゃんと積み立てておけば、将来建てかえあるいは修繕についての管理、建物管理については、当然積み立てたお金でそれを賄えば、今、無償譲渡をするというようなことをしなくても間に合うと思うんです。ですから、この会計を今後も継続して例年どおり、今までどおりやっていくということです。

それで、先ほど一般会計の中での討論の中でありました、無償譲渡でしてしまえば、いわゆる寄附金を今後も受ける保証があるか、ということだったんですが、そもそも、町の建物でいわゆる営業行為を行っているんですから、使用料というものを払うのは、これは当たり前ですね。だから、そういう形で今後も続ければいいことであって、私はこの会計を続けて、無償譲渡を行った後も当然会計に入れるべきである、このことです。もちろん無償譲渡に対しては私は今も反対ですけども、そういうこと。つまり、いわゆる町長の答弁が違っていたということがはっきりとしたわけですから、この覚書によれば、私はこのような決算について承認すべきではない、この

ことを申し上げて反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に賛成者の討論を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この案件については、議案の60号、これについては賛成の立場から討論させていただきたいと思えます。

最初、板井議員が言われましたように、ゆうらくから伯耆の国が来たお金を単年度の償還分をやったという決算の内容でございますが、これが本当でございますが、るるその反対意見の中で、いろいろ今までありましたが、24年度中に繰り上げ償還できなかった理由というのは、国の財務関係者が、要は土地と建物が一体のほうがいいということで、ずれたということでありまして、それが9月2日に完済してきちっとこれがなりました、ということでございます。

それと、覚書の件ですけれども、これは委員会でもこの件をお聞きしましたが、一応あの件で終わる、であります。明けの日、町長からもちゃんと釈明がありました。取り下げが云々ありましたが、あれの意味は、例えばまた平成12年のような大きな大地震とか、ああいうのが起きて、その法人が大損害を受けたとか、それと同じように誘致企業であります工業団地やちに大きな被害が起きた、等には、町としても何らかの支援が必要だというような意味合いに私はとれたと思っております。町がつくった社会福祉法人でありますので、そのような大きな大損害が起きたときには何かの支援があろう、またそのときには議会にまたかかると思えます。そのときにまた討論すればいいと思ひまして、この意見にしては、ように思っております。ちゃんと委員会でそのように説明されました。

それと、3,000万はずっと積み立てておけばいいって言われましたけど、3,000万はずっと償還に充てる金額でございまして、ちょっと積み立てることは不可能だと私は思っております。これを今後、寄附金を使用料にすればいいじゃないかと言われましたが、このゆうらくを建てたとき、この会計が一番問題になりまして、本来なら使用料って一番よかったような気がしますが、この社会福祉法人から使用料を取るということでなかなかそれができなくて、寄附金になったと思ひます。けれども、社会福祉法人が寄附をするという自体がまたおかしな話じゃないかな、今、そのように思ひまして、これは早急に解決せないけん大きな問題で、今回これが解決したと思ひしております。そういう案件でございまして、この介護サービス事業については、このまま継続すべきということは今後とも、最初、米澤議員が言われたとおり、大きな問題がありますし、町もこれから老朽化が進む施設に対して、そのような財源が生まれてくるかどうか、ちょっと疑問もありますので、最初、一般会計でありました米澤議員の答弁のとおりでこれ

はございます。そういうことをもちまして、議案第60号については認定すべきと討論させていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 特別会計ですが、先ほどのゆうらくの土地の代金の問題が絡んでいます。反対の立場で討論します。

今回の24年度の介護サービス事業特別会計が今までと違うのは、今までは寄附金で来ていたのですが、寄附金としてゆうらくからお金が入ってきていたのが、今回は償還金額に土地を売った代金を充てるという会計になっているということです。一般会計からの繰入金元金も利息もそのようになっている。ゆうらくの譲渡については町は何ら損はしていないと、こういうふうに言うのですが、端的にこの会計だけを見て言えば、償還、建物等の償還に、売った土地の代金を充てているということです。本来、町の説明からしても、おかしいというのが1つです。

2つ目には、この大もとになっている土地の代金そのものもおかしい、なぜならば、わかったように、町が以前から持っていた2区画の町有地の金額が入っていない。何回も言いますが、入っていない。

3点目には、この土地の金額等も不動産鑑定士が何ら鑑定したものではない、という点です。

それと、一番大きな理由としては、私たちは、このゆうらくの土地も建物も売却ないしは無償譲渡する必要はないと考えております。このことによって福祉が充実する、どうのこうのと言うのですが、何回も言うように、今回の分は土地を一法人に売却し、建物を一法人に無償譲渡したと、本来民営化になっているんだけど、町の財産をそのように優先的に一法人に渡していたということが是か非か問われる問題だということだというふうに考えております。

以上の点から今回の特別会計についても、何ら売らなくてもいい土地を売って、そのお金を償還に充てていることについて反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第60号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第7 議案第61号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、議案第61号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。

議案第61号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員会での審査の結果は、賛成多数で認定すべきと決めています。議決に対しての賛成反対の意見であります。まず、反対の意見。徴収に対して努力はされているが、制度に対しての具体的な改善が示されていない。滞納理由も多様と考える。個々に合った対応を実施する必要があると考えるが、不十分な対応である。

賛成の意見であります。滞納に対しての状況は全国的であるとする。単町では解決できない点もあり、国の動向を見守りたい、という意見が出されました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第61号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

決算の附属資料をいただきました。それぞれの個人ごとの滞納理由が整理されておりまして、その点は評価できると思います。残念なのは、具体的な対応といえますか、手だてをどうするかが明らかにされていないということでもあります。その点は担当課としても十分認識しておられると思いますけども、一層の努力を求めて反対といたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 10番、井田でございます。私は、第61号、平成24年度、南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論をいたします。

この事業は、皆さん御承知のとおり、住宅新築、住宅改修、宅地取得の貸付金の事業でございますが、もうこの事業は終了しているところは皆さんが御承知のとおりであります。

しかし、貸付金の回収、起債の償還、これにかかわる経費の決算でありまして、一部、県からの補助金もいただいている決算であります。徴収率が大変低いようではありますが、社会情勢、また借受人の高齢化、また自営業の営業不振、また借受人の死亡、転退職による収入減が進む中で、年2回の償還に向けて納付書の送付、滞納者については訪問を通して督促徴収、また分納でのお願いなどに大変努力をいただいているところであります。

また一方で、全国市町村首長会議の中で、全国の課題として町長発言をいただいているところでございます。今後の期待をいたしまして、この議案に対して賛成とし、認定すべきと考えております。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の住宅新築資金等の貸付金の決算について、反対をいたします。

平成24年度、調定額377万2,795円、これは現年度分です。現年度分に対して、償還済み額74万3,422円、未償還額302万9,373円。この数字の現年度分だけを見ても、377万の調定額について未償還が300万を超してくる問題、これは、普通、通常考えられる状態ではないというのが正直なところではないでしょうか。これをどう解決していくか、そういうところが、努力されているとは言うのですが、総額8,550万を超える滞納額が出てきており、これが今まで一般会計から繰り出されてきているわけです。それを考えると、個人の財産でもあり時効消滅がきかないことを考えれば、何らかの形をとらなければこの会計自体に対して町が責任を負うことにはならないのではないのでしょうか。

今回出された中にもやはり全額お金が入ってこれない方は、本人、借受人の死亡、これが2,400万が一番多いわけです。こういう事態をどう解決していくかというところが残念ながら委員会でも聞き取れなかったところです。正直言って、担当も含めて、この状況について相変わらず、年2回の償還で小まめに必要とするところには毎月行っていると言っているのですが、そのことでこれまでの8,553万が返ってくるということは、到底考えられないというのが委員会を経ての正直なところではないのでしょうか。

この問題についていえば、本来、格差是正には国が責任を持つべきところを、町が銀行のような形でやってきたこと、またその段階で保証人等々の問題もあったと思うのですが、この責任をどこに求めていくかっていうことの問題と同時に、これは個人の財産でもあり、そこをどう解決していくかという問題、または全体を見るについて、先ほどの賛成意見の中にもあったように、

滞納理由としてよその理由にも漏れず、自営業の営業不振や本人が仕事がなくなったこと、病気やけがで働けない、こういう状態も依然として高齢化に伴ってあるということです。ここに、ただ単に納付書を送りつけるだけでは何の解決にもならないのではないのでしょうか。

抜本的な解決と同時に、町とすれば今までに至った経過等について、どこに問題があったのか、今後の改善策を議会に提案して、この決算を認めてほしいと言うべきではなかったでしょうか。そういう点についていえば、残念ながらこの8,500万の解決策になっていないこと、国としては国に対しても責任を求めていくことを指摘して、反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私はこの議案第61号、住宅貸付金事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

理由は、先ほど井田議員が言われたとおりなんですけれど、さっきの反対討論を聞いていますと、役場は何してるんだ、執行部は何してるんだというふうにしか聞こえません。私たちは委員会の中で十分に聞き取りをして、今、新しい対策もできない現状ではないというところから、粛々とこの事業については進めていただきたい、ただ、徴収についてはなるべく努力をしていただきたいというふうに説明を受けて、議員としてはそういうふうに感じたところです。

そこまで反対をされるのだったならば、対案でも出してこういった形でもしたらどうだというようなことを含めて反対討論をしていただきたいというふうに思います。今の現状では国からの施策を町が今、代替してやっているわけです。それを粛々と続けていただく、その中にまた将来的な展望が見えてくるかもしれないということを含めまして、賛成の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾でございます。賛成者の方から、行政はよくやっているのに、対案でも出してしたらどうか、ということだったんです。私は、まず申し上げたいことは、反対者の中でもありましたし賛成者の中でもあったかもしれませんが、この施策は国が進めた施策なんですね。地方自治体がそれを肩代わりして貸し付けをやったということなんです。だから本当なら、国がきちんとこれは最終的な解決をすること、このことだと思うんです。それで、各自治体の首長さんは、このことを国にやはり解決することを言葉を上げておられることについては、私も十分理解するものであります。（発言する者あり）

そこで、2つ目のことなんですけども、委員会の説明の中で、相続を放棄された方が、いわゆる借り主さんが亡くなって、その家族、関係者の方が相続を放棄されたということを聞くんです。それについて提案です。物件には適切な処分、処理をすべきこと、行政、やるべきですよ。

それから3つ目、徴収は、年2回の令書だと思うんですけども、委員会で聞きますと、指定された月日に出向いているということなんです。私は、そこについて、出向かれるのももちろんですが、今の収入の実態にあって、どのように償還をされた、償還をすべきかということ、十分相談されて、年数が延びるかもしれませんが、そのことの指導を十分されること。それと、滞納者については、いろいろ聞きますと、いわゆるローン、そういうことでなかなか手に回らないということも聞いております。それについてもやはり行政側から適切なアドバイス、相談に乗っていくこと、このことを提案して反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 賛成者の発言を許します。

9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 9番、石上です。賛成の立場で討論いたします。

この事業は昭和40年、1965年、同和問題解決のために国策による問題解決を目指して、例の同対審答申が出されました。その後、昭和でいいますと44年、環境をよくするための住宅建設をするということで事業が始まりました。南部町ではそれより2年早く昭和42年から始まりました。最終的に平成9年まで、延べ302件の御利用がありまして、金額は約82億8,000万の事業が行われました。大変大きな事業で、住環境整備が大きく進んでまいりましたが、残念なことに昭和の50年、この事業が始まりまして五、六年たってから、皆さん御存じかと思いますが、地名総鑑というものが全国的に大きく発売されました。御存じかと思いますが、地域を特定する、また地域の氏名を特定して、子供たちが就職する場合、その購入した企業はそれを調査して就職させない、断るといふ大きな事件が発覚しました。私どもも、当時の同じ時代の者でありますから、私も大企業の面接を受けるときに、そういう現実を本当に自分で体験しました。

やはり、当初は年2回の償還、皆さん本当に血の出る思いで借りたものを返す、という気概で頑張ってきたと思います。先ほどもいろんな、死亡とか転職、いろんな事由がありまして本当に返したくても返されない事由があります。国策による国、県の手だてを求めてやっていくべきだという反対者の御意見もありますが、まさに私もそのとおりだろうと思います。

やはり、債務者の方には計画をもって分納していただく、もう少し頑張ってください、そして私どもや町は、先ほど一般会計で反対がありましたが、それに負けず人権対策をきちっと行っていく、そして、町長も参加しておられます西部地区同和対策協議会、この8月末から9月にかけて

て、今年度採用する高校生の公正採用を目指して各企業を回っております、毎年。そこで差別をしない採用を、本当に各自治体の首長さん方も一生懸命訴えられております。どうぞ、私どもも頑張ります、町にも頑張ってください、また議会の皆さんも大変厳しい局面であります、ぜひとも頑張ってください、一人の、不幸にも自死とか、不幸な問題を起こさないようにしたいと思っております。

何かあちこち飛びまして意味不明となりましたが、この議案にはいろんな複雑な問題があると、約1割の方がまだ支払いが超過の残っております、いろんな問題があります、ただ302件の方が利用された、80数億の金額が使われて住環境整備が整った、そういう面もあります。どうぞ御理解をいただきまして、賛成の討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

ここで休憩に入ります。再開は1時といたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第8 議案第62号

○議長（青砥日出夫君） 日程第8、議案第62号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第62号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員会で審査の結果、全員一致で認定すべきと決めています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第62号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第9 議案第63号

○議長（青砥日出夫君） 日程第9、議案第63号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第63号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員会で審査の結果、全員一致で認定すべきと決めています。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第63号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 10 議案第 64 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 10、議案第 64 号、平成 24 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 64 号、平成 24 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の決算額は 2 億 3, 415 万 4, 129 円、歳出の決算額は 2 億 3, 328 万 6, 379 円の決算でありました。

委員会での審査の結果、賛成多数で認定すべきと決めています。

議決に対する賛成、反対の意見であります。

まず、反対の意見。周辺の市町村と比較して使用料が高い。接続率微増の状況が続いている。何らかの対策が必要の時期と考える。

賛成の意見であります。使用料は安いにこしたことはないが、実態は一般会計からの多額の繰り入れをしており、難しいと考える。接続率の向上に担当課は努力されているという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12 番、亀尾でございます。私は、議案 64 号、農業集落排水事業会計の決算について、反対するものであります。

理由は、これは西伯地区に限りですが加入金、そしてまた全町でわたるんですけども、使用料の引き下げが必要であると考えます。先ほど委員長報告にありましたが周辺と比べ高い、この声が聞くところであります。接続率のことなんですけど普及率ですね、このことでも問題ですけども、いわゆる引き下げをすれば加入者もふえる。そうすると、接続率が高まれば、いわゆる会計に入るお金も増加するというので、いわゆる会計も改善ができるというぐあいに考えるものであります。

そして、また2つ目には、いわゆる町内でどの項目でもそうですけども低所得者の方、いわゆる収入が減ってですね、特に年金暮らしのお年寄りの方は収入が減って大変な状況でありますので、使用料についても減免制度を町でつくって支援をしていく、低所得者に対する支援をしていくこと。このことを必要と求めて反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番です。私は、この農業集落排水事業の決算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど反対の御意見を伺いましたけれども、1点目の料金引き下げという件がございました。決算の説明を担当課からいろいろ聞いたわけですが、議員さん方御承知のとおり一般会計から1億1,000万ほどの繰り入れをして、一般会計からの繰り入れをしてやっと運営しているという状況の中で、これ以上料金を、使用料を下げていくということについては、さらに運営状況が悪化していくというふうに思っております。

反対議員さんのお考えの中では、料金を下げれば加入率が上がるんだというような御発言がありましたけれども、そういったことで加入されていない方はそういった理由で加入されないんじゃないくて、やっぱり当初は農業集落排水事業を取り組んだ平成元年当時、会見地区でいいますと元年ですけれども、その当時の事業同意者は96%もありました。ですけれども、以来20数年たちまして料金がどうこうだから入らないということではなくて、本当に皆さん方、今の状況、経済状況御承知のとおりでして、とても水洗化についても大体70万から100万程度の内装費用も要りますし、だんだん高齢化も進み独居という形態もふえてきております。そういった中で、自分ところはもう加入はようせんわとか、そういった断念される方が今ある程度固定化されてきている。加入率が伸び悩んでいるのはそういう状況のもとでありまして、料金が若干安くなれば加入するというようなことではないと私は思っております、料金の引き下げはそういった効果は余り生まないものと思っておりますし、今の運営状況、農業集落排水事業の収支バランスを見ますと、一般会計からそれだけの多額の繰り入れをしてもらってやっと運営している状況ですので、料金の引き下げということは考えにくいというふうに思っております。

それと、使用料が高いと、よそに比べても高いというようなことをおっしゃいましたですけれども、私は使用料とか料というものは本来ですと、やっぱり料金収入があって支出の側が、費用が補填されてどちらかがバランスよく運営されるのが一番かと思うわけですがけれども、何度も申し上げますけれども一般会計から1億1,000万も繰り入れをしてやっとバランスをとって、

それを全部皆さん方からいただく使用料に転化していきますと、2倍、3倍、数倍の下水道料金になってしまうわけございまして、そういったものは使用料が高いとおっしゃいますけれども、これ以上安くもできませんし、また、使用料を決めるもとといいますのは、やっぱり地域的な、地形的な各市町村の状況がありまして、やっぱり市街地、都市部ですと同じ費用をかけても1カ所に集中した住居がありますと、これは効率がいいわけですがけれども、中山間地や郡部のほうになりますと下水管本管をどんどん延長していかんといけんということで、非常に効率が悪く、それも全て料にはね返ってくるわけですし、そのかかった費用全額を使用料に転化するということになれば、先ほど申し上げましたように数倍の料金になってしまうということでございまして、若干の各市町村での使用料の差というのは生まれて当然だと思いますけれども、極端な料金体系というのは御負担も大変ですので、今、農集のほうでも一般会計からの繰り入れというのが今まで投資的経費として借り入れてきた起債の償還額に対応したものを繰り入れていくという、その辺の基本論を保ちながら、あとは皆さん方に御負担いただく使用料で賄っていくという今の形態だというふうに思っております。

そういうようなことも含めまして、非常に厳しい事業運営の中で担当課のほうも説明聞きますと、汚泥の減容化ですとか、いろいろなコンポストの取り組みですとか、いろいろ新しい技術も日々出ておりまして、そういうこともチャレンジされているようでして、本当に御苦労のあった決算だなというふうに思っております、何ら反対する理由はないと私は思っておりますので、賛成して認定すべきと考えます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 64号の農集の特別会計の決算の認定について、反対します。

理由は、公共料金について低所得者減免をとるべきだという意見です。特に水道ですね、上下水道等については税金と違って所得によつての減免とかないわけです。少なくとも今、年金暮らしの方々なんかでは公共料金が高いことが本当に生活しにくいということを言っています。確かに使った分はお金を払うのは当然だといえども、この公共料金を町でやっている以上は、住民の暮らしを応援するという意味でも公共料金についてなかなか仕事がなくなったりとか、病気になつたりとかして大変なことについては、減免を行うという制度をとって住民の暮らしを支えていくべきだという意見で反対です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号、平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 1 1 議案第 6 5 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 1、議案第 6 5 号、平成 2 4 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 6 5 号、平成 2 4 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は 4, 6 5 3 万 7, 8 9 6 円、歳出の決算額は 4, 5 9 5 万 4, 5 4 1 円の決算でありました。

委員会で審査の結果、賛成多数で認定すべきと決めています。

議決に対しましての賛成、反対の意見であります。議案第 6 4 号とほぼ同じであります。若干違った意見が述べられておりますので申し添えておきます。

反対の意見。使用料を下げれば一般会計からの繰り入れはふえると思うが、減免措置は必要と考える。下水は環境問題と考えた場合、減免制度は必要という反対の意見でありました。

賛成の意見といたしまして、接続率も微増だが上がっている。接続しない理由も多様と考える。料金を下げ、不足分を全て一般会計から繰り入れてとの考え方は、財政状況から見れば不可能であるという意見がありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1 2 番、亀尾です。議案第 6 5 号、浄化槽整備事業会計の決算について、反対であります。

理由については、先ほど委員長報告の中でもありましたが 6 4 号とほぼ変わってません。ただ、

つけ加えておきますと、64号でも申し述べませんでしたけども委員長にもありましたが、いわゆる下水の整備というものは河川の環境、これについてやはり大きく貢献しております。私のうちの前にも生活用水がございますが、以前のいわゆるくみ取りのトイレの場合、そのときの川にはいろんな藻が、えたいの知れんような藻が生えておりましたが、大きく公共下水が私の地域で進みました。その関係から藻が全くなりまして、以前のようなきれいな川になっております。そのように、やはり下水に関しては環境汚染に対する影響が非常に大きいものでありまして、その点からいっても料金を下げ、そして減免も行って、町のほうでその支援をして一層環境整備が整うことを求めて反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨です。浄化槽整備事業特別会計の決算につきまして、私は認定すべきという考えのもとで、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど農業集落排水事業の決算でも申し述べましたけれども、反対の御意見も同じでございましたので私も賛成の意見はそういったことで、これは賛成でございますけれども、議員おっしゃられますとおり、ただいま合併浄化槽事業は加入率は58.66%というふうに説明がございました。約6割ぐらいがもう整備されたということでございまして、この浄化槽事業は農業集落排水とか公共下水と違って、結構、中山間部のほうの本管を持っていかなくて、それぞれの御家庭に浄化槽をつけていただくという事業でございまして、なかなか中山間地のほうといいますのも私も実務経験ありまして、なかなかお勧めしても腰が重たかったという過去の思いがございまして、現状で約58%、6割まで加入率、接続率が上がっているということで、担当課としてはよく努力されている、推進されているなというふうに感じております。反対議員さんが言われましたとおり、環境問題に非常に大きな効果がございます。特に上流のほうでありますから、ぜひこれも加入率を今後どんどん上げていただきたいというふうに思います。

また、この浄化槽事業も一般会計からの繰り入れをしてやっと運営しておる状況ということも説明いただきましたので、なかなか、それは誰も使用料は安いがいい、それはわかったこととございますけれども、こういった運営状況の中でさらに使用料を下げ収入を下げるということは、私は現時点では困難かというふうに思っておりますので、浄化槽事業につきましては賛成の立場でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第65号の浄化槽の整備特別会計の決算認定について、反対をします。

理由は、先ほどと同じ低所得者対策をとるべきだということです。特に浄化槽の設置について、先ほど言ったように1戸1戸につける分です。これを集落ごとに見た場合、50数%と言っていたのですが、例えば住宅等も1として100%としていることを見れば、もう少し下がってくるのではないかというふうに感じたことと、やはり2割代にとどまっている集落も出てきています。高齢者世帯の多いところですよ。そこについては、やっぱり導入時期から減免要綱つくって設置しやすくする努力がいいのではないかという指摘をして反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第65号、平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第12 議案第66号

○議長（青砥日出夫君） 日程第12、議案第66号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第66号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の決算額は1億8,622万6,941円、歳出の決算額は1億8,572万7,673円の決算でありました。

委員会で審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

議決に対しての賛成、反対の意見がありますが、これは64号、65号と同じであります、反対の意見。町の財政も大変だが低所得者の配慮も必要である。低所得者対策が十分ではない。

賛成の意見。町の状況、将来的な財政状況、財政規模も考えなければならない。公共、農集、浄化槽事業には多額の税が投入されている。今、可能な負担をし、運営していくことが必要と考えるという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議案66号、公共下水道事業特別会計の決算について、反対の立場で発言いたします。

64号と65号、同じ意見で反対するものでありますが、ただ、つけ加えておきます。反対の討論の中で、私がいかに職員の方々が仕事がおかしいかないかというようなことをとられる方があるかもしれませんが、私は現課の職員の方は一生懸命職に忠実にされているということを十分承知しております。ただ、64号や65号と同じように、使う方の住民の立場から考えれば、同じ理由で反対するものであります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。公共下水道事業の決算につきまして、私は認定すべきという立場で賛成討論をいたします。

反対とおっしゃられる議員の御意見も先ほどの農集と浄化槽と同じだということでございまして、私も公共下水道事業も同じ理由で賛成するものでございますけれども、低所得者に対する減免制度を設けるべきという御意見もございました。私は、そういった制度というのは全体の収支バランスから考えればこの時期に料金、使用料を下げるということはちょっと考えにくいわけですが、もう一つは、低所得者という定義をどう持っていくのかということもあります。その低所得者の条件がクリアされたら、じゃあその方はまた上げるのか、どういう分類と申し上げますか、どこまで皆さん方の生活状況を配慮して分類するのか、これは取りとめもないことになってしまうような気がしております。ですから、同じ益を受ける者として大変ではございますけれども、応分の御負担をいただいて、今、厳しい運営状況の中、みんなが頑張っていくということであろうというふうに思っておりますので、この決算につきましては御努力も考えまして認定すべきという立場でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 1 3 議案第 6 7 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 3、議案第 6 7 号、平成 2 4 年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 6 7 号、平成 2 4 年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

総収益が 1 億 7, 9 3 4 万 2, 0 0 0 円、総費用が 1 億 8, 3 5 2 万 4, 0 0 0 円、収支決算は 4 1 8 万 2, 0 0 0 円の純損失が計上された決算でありました。

委員会で審査の結果、賛成多数で認定すべきと決めています。

議決に対しての賛成、反対の意見がありますが、反対の意見。公共料金の低所得者対策を実行すべき。公共料金審議会の検討に対しては、料金値上げの考えは慎重に対応してほしい。つまり、低位に合わせるということの御意見がありました。

賛成の意見。企業会計の経費は使用料で賄うのが原則。施設老朽もあり、料金の引き下げは難しいという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1 2 番の亀尾です。議案第 6 7 号、水道事業会計の決算について、反対するものであります。

理由は、毎年ずっとここ数年低位均一化、いわゆる 1 つの町、合併になりまして、以前は旧西伯でも水道の使用料と簡易水道の使用料がこれが差がありました。それで、一貫してその時点から料金の均一、しかも低位の方へ合わせることを主張してまいりました。そして合併後、旧会見側と、そして旧西伯側の上水、そして簡水、いわゆるそこもまだ使用料が均一されておられません。

私は、一年でも早く低位で均一化をすることを求めるものであります。

それから、2つ目は、公共料金の審議会、ことし25年度ですか、開かれるはずですが、それを理由にその答申をもとに値上げの方向で行政が決められること、議案に出されることについては、私は厳しく指摘するものであります。特に水道は私たち人間の、ほかの動物もですが、欠くことのできない水の問題であります。私は、下水の問題も、これも皆さんの希望、意思でやるんですけども、水道については、今、健康に直接影響するものであって、しかも、ほとんど今、以前、井戸利用の方もほとんど井戸をなくされてる状況だと思います。そういう中で欠くことのできない水道の料金をやはり低位に均一し、そしてまた、所得の少ない人にはそれなりの支援をすること、このことを求めて反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。水道事業の決算につきまして、私は認定すべきということで賛成の立場で討論させていただきます。

使用料を低位に合わせるというような御意見があったかと思えます。今まで決算審査をしながら、担当課のほうから意見聴取しながら内容を見てきたわけございまして、反対される議員さん方はどこからそういう料金を下げるといってお考えが浮かぶのか、ちょっとというふうに思うわけですが、とても料金を下げる状況ではないというふうに私は思っております。特にこの上水道、水道事業は独立採算、公営企業法の中で使用料をもって経費に充てる、収支バランスを保つというのが基本ございまして、今現在、決算を見ますと1億4,000万余の繰り入れをしていただいて、やっとな借金返済から電気代等の運営経費を出してやっとな運営しておる。ましてや、内部留保資金が底をついているという報告もありました。担当課のほうからありました。こういった状況の中で、次に老朽化した施設をどう直していくのか、改築するのかといったときに、予備の貯金もないというような状況でどうするのかということございまして、非常に綱渡りの運営状況の中で、とてもではないですけどもさらに使用料を下げるというようなことは、ちょっとこの決算状況から見て私は困難であろうというふうに思っております。

それから、欠くことのできない大事な問題だというふうに水道事業というのを位置づけて捉まえていただいております。私もそのとおりでございまして、本当に生きるためには水道事業、いかに赤字であろうとも行政のほうの手を引いたりできることではありません。ですから、いかに経費がかかっても皆さん方に安全で安心できる水を供給すること。そのために従来から合併以降も水道統合という形で水源の共有ですとか、そういった形で安定供給を目指してきておるわけで

ございまして、今進めております馬佐良経由の落合浄水場までの設備につきましても、本当に安全で安心な水供給のための大切な事業です。ですから、そういったこともこれからしていけないけん大事なものでございます。

本当に目先のことで、じゃあ今料金を下げてさらに経営が悪化して水道事業債などの借金に規制がかけられたり、いろんなことが起きてきますと、本当にこれからの設備投資ですとか修繕ですとか、そういった投資に金がないと、借りるところがないというようなことになると大変なこととでございますので、ぜひ、この厳しい運営の状況ではありますけれども、先ほど来言っております公平に、皆さん方大変ではありますけれども料金下げるとか減免制度だとか、そういったことではなくて今を頑張っしてのいで、これからの将来の町の水道事業が長く維持できますように頑張っていくべきと私は思っておりますので、このたびの決算につきましては認定すべきというふうに考えます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第67号の水道事業会計の決算認定について、反対をします。

1つには、この南部町の水道会計は、これまでであった簡易水道会計も水道会計に統合してきたという点が1つです。そのことを理由にして、これまで特別会計でしてきた簡易水道はとても採算がとれる内容ではないし、特別会計であったのですが、それをいわゆる公営企業法適用の水道会計に持ってきて収支とるのが当たり前だというのは、非常に無理のある会計統合をやったということを指摘しておかなければならないと思います。

住民から見れば、町の水道事業会計も大変だけれどもというんだけど、住民生活から見たら、やっぱり水道料金は高いです。町民の生活状況から見ても公共料金である水道料金高いというのは現実として否めない事実だと思います。少なくとも今以上の負担増はさせてはならないではないかというふうに考えるわけです。

と同時に、現在合併してから町内ではそれまでもあった、西伯地域でもあったように同じ水道を使いながら水道料金が違うという現象も起きている事実があります。これを解決しなければならぬ。水道統合して料金も統合しようということが、低いところを高いところに上げていくというのであれば、これはやはり住民負担増での解決ということにしかならないのではないかとこのように思うわけなんです。

そういう意味でいえば、私たちは地方公営企業会計といえども、少なくとも住民の暮らしに直結する水道料金の繰出金等については、これ担当課から出していただきました地方公営企業繰出

金についてという文書があって、三鴨議員も役場におられたので御存じだと思いますが、水道料金が例えば高料金対策に対する経費等については、もし自然の条件などで工事費が高かついたような場合にはこれについて繰り出すことができるというふうに書いてあって、何が何でもかかった経費を全部水道料金で賄えというふうなやり方ではなく、少なくとも公共料金や公営企業について言えば、やっぱり住民の暮らしを守るためにあるのですから、そういう経費等についても繰り出しができるということがあることをお考えならば、これを駆使することと同時に、以前の旧西伯町で行っていたように水道料金に全部人件費をかけたなら水道料金にはね返るので、水道を課とせずどこかの課と合同にしておいて職員の給与を一般会計で見るということを長いこと行ってきたという、これまでの歴史もあったわけです。

やはり町での取り組みによって今後の統合についても水道統合はするけれども、水道料金を上げないないしは低位均一というのは十分考えられることだというふうに思います。企業会計になったからかかった分を全部水道料金だというのは、私は正しい考え方ではないというふうに思うのです。そういうことを指摘し、今回の水道会計についても低所得者対策をとることと、低位均一化を主張して反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 賛成者の討論を許します。

細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 議案67号については、賛成の立場から討論させていただきますが、これ大前提が公営企業法なんですね、1つが。それで、今、真壁議員が言われましたとおりで、これに一般会計から繰り出し、三鴨議員が言っておられました、これ繰り出し基準に基づいて繰り出してあります。一般会計から入れてないわけじゃありません。基本的には要るもの、入るものをもって出るを制すということでございますが、そういうことで、またいろんな策のこと言われました。職員のことについて言われましたが、今後の公共料金審議会等の意見を注視しながら、この水道会計については三鴨議員が言われたとおりでございます、それをもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私も担当課から平成25年度の地方公営企業繰出金についてという資料をいただいております、あらゆる可能性があります。いろんな可能性が。一々は言いませんけれども、要は、住民の生活を守る立場に立ちきるかどうかというところが一番問われていると思うんです。生活の実態、いろんな町の施策の中で私たちはいろんなところで、国保の問題だ

とかいろんなところで低所得者対策も言ってきましたけれども、町民の苦しんでおられる実情をよく知れば、そこに寄り添う対策が打てると私は思います。どうか、私は決算認定についてはそういう部分が不十分だということで反対をするわけですけれども、今後、公共料金審議会においてもそういう方向で、ぜひ、検討をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番の板井です。私は、さっき真壁議員のほうの反対討論であったところで、ちょっと賛成の立場で討論させていただければと思います。

まず、南部町の水道会計を簡易水道と合併させて一緒にしてやったということ、これ事実なんですけど、その分、簡易水道の料金を下げて上水道の料金に合わせたと思います。特に簡易水道につきましては、今までの料金は一般の上水道料金に比べますと1.5倍から2倍ぐらいだったというふうに思います。それを料金を下げて統一化をしたと。今度、会見の水が一緒になればそれを統一化していくということで、水道が町民全体として一つになるということがまず大きな目標がありました。簡易水道も下がったということからすれば、共産党議員団から言っていることは賛成すべきものではないかなというふうに思います。

それと、今回の決算の出していただいた数値編を見ますと、今まで職員2人分の人件費を見ていたのを今回は1人分にしています。町としてもそれだけの考えを持って、目に見えないところで町としての支援を行っておられます。しっかりとそういったものを見て、やはり賛成か反対か、その辺の流れを持った上で討論していただきたいということで、賛成の立場として討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号、平成24年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第14 議案第68号

○議長（青砥日出夫君） 日程第14、議案第68号、平成24年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第68号、平成24年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

これは総収益24億4,204万2,000円、総費用23億3,516万9,000円の決算でありました。23年度病院事業会計は611万9,000円の損失が出ていました。これに対し、24年度は1億687万3,000円の純利益が計上された決算となっています。

委員会で審査の結果、賛成多数で認定すべきと決めています。

議決に対しての賛成、反対の意見がありますが、まず、反対の意見。診療報酬が上がるのは経営上はプラスと考えるが、患者負担はふえるのではないか。県は利子補給をしているのに町が利子補給を行っていないのは問題と考える。医療外収益が経営に貢献しているが、医療収益も努力してほしいという意見がございました。

賛成の意見。24年度は1億687万円の利益が計上されて、病院が一丸となって努力の跡が見られる。なぜ反対されるか、その理由が理解できないという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論に入ります。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案68号、病院事業会計の決算の認定に反対をいたします。

今回、委員会の聞き取りの中や、また、病院事業報告書等でもありましたが、今回の黒字になった大きな原因の一つが一般病床の増床、この金額が一番大きかったと、こういうふうに説明も受けてきました。ところが、医業収益と医業費用を見た場合には、どこで黒字になっているかというところ、どうしても医業収益と医業費用を見れば、医業収益も上がったんだけどそれ以上に医業費用が上がったという会計になっており、医療外収益で黒字が成り立っているという会計だということの説明を受けてきました。

私たち、地域の病院が多くのところは赤字で大変だということも、全国を取り巻く自治体病院が大変だということも聞いています。しかし、私たちとすれば、この病院問題でどうしても指摘し、反対せざるを得ないという点は、1つは、町の姿勢の問題です。総額55億を超えてそれまでであった、まだまだ耐用年数もあって起債も残っていたこれまでの古い病院を取り壊して新しい

病院をつくってきたわけです。総額55億で、ランニングコストは前病院の時期と比べて2倍以上にはね上がり、光熱水費や燃料費を比べると年間6,000万円を超してくる。1カ月で500万以上もの金額を使うような大きな病院になりました。多くの町民からは地域の病院としてはいいんだけど、本当にこのような大きな病院で経費のかかるところが町の住民の願っていたところなのかと、こういう声も私はもっともだと思われ、それが結果として起債償還等で病院経営が苦しくなっているというのも現実ではないでしょうか。当時の新しく病院ができたときには、職員の給与を引き下げて職員も貢献してきました。私は、大きな建物を建てることゆえのこのランニングコストとか運営のしんどさがそこで働く職員への給与の削減であったり、患者負担増であってはならないということもこの病院の会計ごとに指摘をしてきたことです。そういう点でいえば、幾らほかの一般会計から繰り出しているといいますが、県が本来、町が利息を補助すれば補助しますよと言って県が補助しているにもかかわらず町がお金を出さないというのは、これは町の姿勢としていかんともしがたい内容だと言わざるを得ません。

そういう意味でいえば、それと、もう一つの点でいえば、地域の病院を持っている町とすれば、医療抑制になるのではなく安心して医療にかかっているような、国の政策を変えていくようなところにも町長が声を上げていかなければ自治体病院としてももたないのではないかとこの点も指摘しておきたいと思われ。今の税と社会保障の一体改革のもとでは医療費抑制策、この中で病院への事業にも大きく影響してくるということを考えると、町の姿勢が非常に大事だと言わなくてはならないと思われ。そういう点でいえば、町長は税と社会保障の一体改革もいいものだと、こういうふうに言っている点から見ても、私は病院事業を変えて危うくする方向だということも指摘して、今回の病院事業会計には反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この病院事業会計については、24年度決算については賛成すべきということで討論させていただきます。

今、予算決算常任委員長の報告にもありましたように、23年度が611万円の赤字だったのが、24年度では1億687万の黒字に転換したと。こういう黒字経営を頑張っ院長初め、職員一丸となってやった会計を反対するのが私わからないと言いました。中で、いろいろ言われましたが、収益が上がって費用も上がってんだねか、収益が上がる、医療行為が上がれば、当然、薬代、技術料も上がってまいります。比例しております。その中で費用対効果をかけて、これを経営改善されたのが今の数字のあらわれなのでございます。負担増になる、診療報酬点数でとれ

るものはきちっといただいておりますと、それによって患者さんが減ったということになれば問題ですけれども、患者さんは23年度に比べればふえております。診療報酬もたしか24年度は4月だと思ったが点数上がってますね。上がった中でも患者さんがふえている。それだけ西伯病院が魅力のある病院に今変わりつつあるということなんです。それで今も頑張っております。確かに税と社会保障一体改革で大きな目玉なのはこの医療改革になってますが、それに持ちこたえるように、今、西伯病院一丸となってやっております。

利子補給の件を前から言っておりますけれども、1回町は出しましたよ、資金ショートしかけたときに。そういうときにはちゃんと町は捨てるんじゃなく助けております。この県の利子補給は、県は出すけど町は余裕があったら出してねというものであります。これについては、今、黒字経営になっていますから、また、他会計から補助があってからなってるだろうというだけで、これは国保直診の病院でありまして、そういう経費は国から交付税として参っております。それだけのやっていることをやっているから国からそういう交付金が参っております。それらを込めて1億何がしの黒字になりましたけれども、今後とも国保直診、こういう地域の医療を守るためのこの病院であれば国のほうも見捨てることはありませんし、県のほうも見捨てることはないと思います。それに甘んじることなく、今、院長を筆頭に管理者、部長、職員中心になって、南部町の地域医療を守る立場で今一生懸命やっておりますところに反対する理由は一つもないということをお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。私は、先ほど賛成者の討論であったんですが、黒字は出してるのに、だから、それについて反対はしておりませんよ、それを理由に。私が申し上げたいのは、自治体病院の使命というのは地域の医療を守る、つまり、地域の住民の健康医療についての責任を持つということがあります。そういうことからいけば、ベッドの料金が上がりましたね、差額ベッド。それらが、結局、住民の負担になるわけです。それで、患者が減ったのかふえたのかは別として、地域医療に貢献するという立場からいけば、そのようなことをやったことについて反対するのであります。

それから、利子に対する町からのことなんです、余裕があったら、先ほど出したらいいんだよということだったんです。私は、それについては当然出すべきことではないでしょうか。だって、1億8,000万の一般会計黒字でしょ。

それから、もう1点は、病院の会計についての出すのは、あの要綱をよく見ますと県のほうが

出す、町が出すという、二本立てのことになってるんですよ。そういうことであれば、当然出すべきだし、それと、過去に出されたときは、あれは病院会計が大変な赤字になったというので、それで出されたんでしょ、単年度だなしに、過年度分も合わせて出されたんですよ。そういう過去があるんなら、当然、利子に対する補助は出すのは当たり前である。そのことを主張するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷です。私は、この平成24年度南部町病院事業会計の歳入歳出認定について、賛成の立場で討論したいと思います。

私も先ほどから細田議員がおっしゃったように黒字会計の病院について、ほかのことをさまざまおっしゃいましたが、それについて反対だから黒字であっても反対するというような論理については、少しついていけないところがございます。この分について利子補給について、それから診療報酬について、さまざまおっしゃっております。利子補給については、県のほうがそれでいいよと認めていらっしゃるのも、それも反対の方は認めていらっしゃいません。それと、診療報酬につきましても以前の病院を壊して、まだ使えるのに壊してというような言い方もなさいました。しかしながら、以前の規格では普通のどこの病院もいただいているような診療報酬にならないというような形で改修をなされたと思っております。普通の状態ではない病院というのも、またこれも将来的に本当に不安なものでございます。

私たちの生活を考えてみましても、私たちが小さいときには本当4畳半、6畳、そのような規格の家が多かったです。こちら奥のほうは広い広いお宅に住んでいらっしゃいますでしょうが、私は町場で過ごしてきましたから本当にそのような規格でおりました。しかしながら、住宅事情もそれぞれ一間が大きいです。そして、東西町、ニュータウンができましたときも1区画が70か75坪というような規格でしたけども、今ごろはもっともっと広いところを求められる方が多くなっております。病院もしかり、その時点でその程度のところという従来のようなところということになりますと、それから何年も使っていかなきゃいけない病院のことを思いますと、いかなものかなと思います。それに、以前建ったときのことが納得がいかないから反対するとおっしゃってございました。

23年度でございましたでしょうか、さくらキッズ、院内保育が開所いたしました。本当に女性が多い職場については、院内保育というのは本当にありがたいものです。先日お尋ねいたしましたら、10人が定員というところが9名埋まっておる。そして、今週には10名目も決まって

るというような満杯の状態です。今後、こちらのほうにも力を入れてほしいというのは、これは私の願いではございますが、そのように施設、職員の待遇といいますか、職場環境も大いに貢献してきていらっしゃいます。

それと、もう一つ、23年度でしたでしょうか、給食の外部委託なさいました。これも非常に病院としては安心の事業でございます。もし何か集団中毒でもあったりとか何かあったときに、病院単独でやっておりましたらすぐに対応ができません。この場合は入院患者さんもいらっしゃいます。そうしました場合、すぐに対応ができるような、そういうようなやり方といいますか、方式というのは本当にありがたいことです。

それにもう1点、南部町が病院を持っているということは、インフルエンザとかパンドミックだったかな、何かそういう緊急なそういう状態でもすぐに自治体と病院が連携がとれる非常にいい関係だと思えます。

それと、先ほどから細田議員もおっしゃってましたね、西伯病院は国保直診の病院であると。これ病院があるから他会計の中できちっとお金が入ってまいります。それは南部町の交付税と一緒に入ってまいります、町はそれには手をつけずに全部病院のほうに回しておりますから、町からの支援のお金は今のところは入っておりません。

先ほど、繰り返しますが県のほうの補助金が入ってるから、利子補給が入ってるから町も出せというようなことをおっしゃっておりました。我が町はそれほど余裕があることでもございません。一般会計のときには申し上げましたように、本当にしんどい町です。そのところをどこをどういうふうに戻してどのようなところにお金を持って行ってということを非常に真剣に考えて努力をなさっております。そういう意味におきましては、私はこの病院会計につきまして何ら決算会計につきまして何ら反対する理由はない、賛成の立場で討論させていただきました。

○議長（青砥日出夫君） 次に、反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第68号、平成24年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

私は、新任の管理者の責任を問うようなことはないんでありまして、私はこの西伯病院が建設される時に町長は、合併前でした、会見町の庁舎に来られまして旧会見町議会に、50億もの病院を建設するけれども1円の税金も投入しません、こういう発言をされて西伯病院を建設に着手されたんですよ。私は、このことを忘れてはいけないと思うんですよ。大盤振る舞いで私は、長崎県の平戸市民病院でしたか、見に行きました。地域医療を一生懸命やっておられる病院でし

て、病院の建物は本当に簡素なものでした。それでもぎりぎり、そういう簡素な建物でも医療だけは充実させるという立派な経営をしておられました。私は、地域医療を担う病院があんな高級ホテルかと思間違うような建物つくる必要がどこにあったのか、私はそこはあえて言わせていただきます。町長は、あのときに1円の税金も投入しないとされた責任をどう感じておられるのでしょうか。私は、今、単年度の医業収益と医業費用の差がありますね。ですから、なかなか厳しい経営なんですよ、実態は。その穴埋めを県の補助金とか交付税とか、それをもって回しているというのが現実ですよ。そういう状況の中で、私は県の補助する規則どおり町は病院の経営を支援する必要があると思うんですよ。医療を受けていただきやすい環境を整備する。経営が安定すればそういうことはできるんですよ。私は、そういうことをぜひ求めたいと思います。そして、町長の言われている今の税と社会保障の一体改革を推進するさまざまな御発言については厳しく批判をして、病院経営を守る立場から問題だということを申し上げまして反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山でございます。私は、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほどから医業収支と医業外収支の話が出ておまして、今回の黒字化があたかも医業外収益と医業外支出がもとだといったような話が出ておりますが、多分そうではなくて、医業収益のほうは23年、24年と比べてぐっと伸びている。そして、医業支出のほうは反対に23年、24年では下がっているという、これが黒字化の一番大きな原因だろうというふうに思います。それに対して、医業外収支のほうは確かに収益のほうが大きく上回っておりますが、これは収入のほうルールにのっとった他会計からの補助金と、そして、支出のほうが元金の償還といったような構造的に決まった格好ですので、これをもって医業収支でもうけてるんじゃないということには全く当たらないだろうというふうに思います。23年、24年で入院患者数、外来患者数、それぞれの利用料金等々もかなり大きな伸びを見せております。本当はこの単価とか、入院患者数、外来患者数どんどん減って、病気になる人が少なくなればそれにこしたことはないというふうにも思うんですが、これだけ伸びを見せているということは、それだけたくさんの皆さんの医療のニーズがふえてる、高度な医療のニーズがふえてるということで、それに対応した結果、1億何がしかの黒字が発生をしているというふうに素直に受け取るべきだろうというふうに思いますし、収益の伸びに対して支出の削減がなされてるということに関しては、内部でそれだけの努力がされたということで評価すべきだということで、賛成をいたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号、平成24年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は25分。

午後2時08分休憩

午後2時25分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第15 議案第69号

○議長（青砥日出夫君） 日程第15、議案第69号、平成24年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。

議案第69号、平成24年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について。

委員会で審査の結果、全員一致で認定すべきと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これより、議案第69号、平成24年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 1 6 議案第 7 0 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 6、議案第 7 0 号、南部町行財政運営審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。

議案第 7 0 号、南部町行財政運営審議会条例の一部改正について。

この改正の内容につきましては、行政改革の取り組みを進めるに当たり、審議会の委員構成について検討した結果、委員は、1、町内の公共的団体の役職員、2、知識経験者を、知識経験を有する者のうちから任命するとし、一般公募員を拡充する方向とするための条例の改定であります。

具体的には、農業委員会、教育委員会に充てられていました委員を廃止し、知識経験を有する者を増員するものであります。委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第 7 0 号、南部町行財政運営審議会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 7 議案第 7 1 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 7、議案第 7 1 号、南部町税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。

議案第71号、南部町税条例の一部改正について。この改正の内容についてであります。地方税の一部を改正する法律が平成25年3月30日に交付され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税条例施行令の一部を改正する省令が平成25年6月12日に交付されました。これに伴い、南部町の税条例の一部の改正を行うものであります。委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

議決に対しての賛成、反対の意見であります。反対の意見。寄附金額の控除の範囲の拡大には賛成だが、株式等においては優遇税制になるのではないのか。町内には対象者は1名とのことだが、国全体では多額の税収減となると考え、反対する。

賛成の意見であります。県と町の話し合いが進み、控除になり、大いに結構と考える。その他は、地方税法にのっとった改正であり、反対するものではない、という意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾であります。私は議案第71号、町税条例の一部改正について、反対するものであります。

先ほど、委員長の報告にありましたが、一部は評価すべき点もありますが、しかし反対の条項がかなりありますので、そのことについて反対するものであります。

一口でいいますと、金融税制の一体化など、多くの金融資産家が税制面での恩恵を受けることとなります。また、富裕層優遇を拡大することも含まれており、税の基本に反しており、反対するものであります。

また、国で決まった税について、地方自治体でこれに対する反対をすることはいかなるものか、というような意見もありました。しかし私は、地域主権、このことを強く政府のほうでも言っております。そういう点からいって、地方自治体の総意に基づく税制改正についての可否を問うのは当然であろうと思ひ、私は反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3 番、米澤睦雄君。

○議員（3 番 米澤 睦雄君） 3 番、米澤でございます。

私は、議案第 7 1 号、南部町税条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど、反対の討論された方が、第 3 4 条の 7、この改正事項につきましては寄附金の税額控除であると、確かにこれは県のほうの条例が変わりまして、寄附金の控除の範囲が拡大したということございまして、これは町もあわせて拡大をします。御存じのように、この町民税といいますのは、県民税、いわゆる町県民税と申しますけれども、一緒に徴収をするということございまして、やはり県と町が一体となって税額控除の範囲を拡大していかなければならないというものでございますので、これは県のほうが税額控除を拡大した、寄附金控除の拡大をした、町も寄附金控除の拡大をしたということで、これは大いに評価すべきことだと思います。

それから、あとも改正点でございますが、これは先ほど委員長が申しましたように、地方税絡みの改正に伴う町民税の改正でございます。これにつきましては、日本というのは法治国家でございます。憲法を頂点といたしまして、その下に法律がございます。そして、各地方自治体には条例がございます。いわゆる、法律に違反したような条例は、それは果たして有効かどうか、ということがございます。仮にその法律に対して、法律が変わったのに条例を変えなかったということございまして、例えば先ほど反対の方が言われましたが、1 名該当の方がいらっしゃるということございまして、この 1 名の方が、それを盾に、自分は税の面で非常に不利な取り扱いをされたということで、裁判闘争を起こされた場合には、当然、町のほうが負けます。これははっきりしております。そうしたときに、誰が一体責任をとられるのか。その辺が大変重要な問題でございます。やはり、法律で決まったものは条例も改正していかなければ整合性がとれないということございまして、私はその面からも賛成の討論といたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 7 1 号、南部町税条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 7 2 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 8、議案第 7 2 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。

議案第72号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

この内容につきましては、税条例の一部改正と同様、地方税法改正による条例の改正であります。委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決めています。

議決による賛成、反対の意見であります。反対の意見、地方税方が改正され、省令として公布されても地方議会で決することはできる。町としてきちんと意見を言うべき、という意見がございました。

賛成の意見、これは71号にもありました意見と同じなんです。憲法、法律、条例と、上位法優先があるので、それは守らなければならない、という意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第72号、国民健康保険税条例の一部改正について、反対するものであります。

先ほど委員長からの報告がありましたが、私は、この国の地方税法が変わったことについて、それに従うということではなく、町の中で十分吟味してそれをやるべきであって、この条例の改正については、反対する立場でありますので、そのことを申し上げる次第であります。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。これは議案第71号、南部町税条例の一部改正に伴いまして、国保税条例も改正するものでございます。

先ほど申しましたように、地方税法が変わって、それに伴って条例は改正するものでございまして、地方税方は変わったのに、やはり、例えば町民税、町税の関係、それから国保税の関係、全て変えなかったということになると、先ほど申しましたように、やはりそういう納税者の方から、それによって不利な処遇をされたということで、これも必ず裁判闘争にはなります。そうした場合に必ずやはり町は負けるということでございますので、やはりきちんと法律に沿って条例

は変えていくべきだというふうに考えますので、賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの71号の税条例の一部改正と同じく、地方税法のいわば括弧付き改正によって、国保税条例を変えていくという内容です。

内容は、先ほど反対議員が言ったように、今回の改定内容というのは安倍政権が消費税増税を見込んだ地方税法の改正だということで、国会でも大きく問題になった地方税法の改正なんです。それを先ほど、米澤議員が言うように、もう国で決まったことややらなければ罰せられるのだと言うのであれば、町の、本来であれば議会にかけて賛否を問うことはしなくてもいいはずだというふうに思うのです。

少なくとも、私たちは、今の国や地方のお金がない理由や国民の暮らしが大変なのは、お金を本来取るべきところから取らず、庶民から取っていることに大きな原因があるっていうことを訴えているわけです。

後で消費税の問題も出てきますが、そういうことでいえば、今回の地方税法の改正というのは、まさしくこれまでも株式譲渡や配当所得で優遇していたのに、それ以上に優遇するという内容を持ってくるものですから、これは地方税法で決まったから町でも従えと言われても、私たちは、それこそ整合性がとれなくなってくる。本来このようなあり方はおかしいと言ってるものですから、少なくとも町民の暮らしを考えると言うのであれば、こういう動きに対して反対の声を上げていくことが一番望まれることだということ指摘して反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第72号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、議長が除斥の対象となりますので議長の交代をいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時40分再開

○副議長（景山 浩君） 再開いたします。

議長と交代いたしました副議長の景山です。

日程第 19 議案第 73 号

○副議長（景山 浩君） 日程第 19、議案第 73 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第 73 号、公の施設の指定管理者の指定について。

この内容は、森林保養施設でありますレストハウス、バーベキューハウスの指定管理者の指定を行うものであります。指定の期間は平成 25 年 10 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までの間となっております。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○副議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 73 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

青砥議長の入場を許可します。

議長交代のため、暫時休憩します。

午後 2 時 42 分休憩

午後 2 時 43 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第 2 0 議案第 7 4 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 0、議案第 7 4 号、平成 2 5 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。

議案第 7 4 号、平成 2 5 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）。

歳入歳出の総額に、それぞれ 6, 1 6 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 7 0 億 3, 8 6 4 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

この補正の主な項目として、住宅用太陽光発電システム設置補助金の申請件数が増加したものに
対する対応、それから、西部広域行政管理組合の負担金、春先の低温等による梨の病虫害に対
する駆除への補助、それから、消費者相談窓口の窓口業務の経費等が上げられております。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた
しましたので、質疑を省略し、これより討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第 7 4 号、平成 2 5 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され
ました。

日程第 2 1 議案第 7 5 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 1、議案第 7 5 号、平成 2 5 年度南部町公共下水道事業特別会
計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第75号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出の総額にそれぞれ238万1,000円減額し、予算の総額をそれぞれ1億8,362万2,000円とするものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第75号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第76号

○議長（青砥日出夫君） 日程第22、議案第76号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第76号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第76号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第77号

○議長（青砥日出夫君） 日程第23、議案第77号、平成25年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。

議案第77号、平成25年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）であります。

内容につきましては、大型機器の導入に当たり、病院全体の電源容量の不足を解消するための電源増設工事等が計上された補正予算であります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第77号、平成25年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 陳情第7号

○議長（青砥日出夫君） 日程第24、陳情第7号、子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本件について、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長の井田でございます。

付託を受けました陳情第7号、子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書につきましては、賛成少数で不採択すべきと決しました。

賛成意見としましては、一番の問題は児童福祉法第24条第1項の市町村の保育の実施責任を崩すもので、保育園との直接契約によって政府の責任も曖昧で、国の責任は第24条が根拠、公的保育を国・市町村がナショナルミニマムとして保障していくことを崩すということにつながりかねない。提出者の心配はうなずける。

反対の意見でございますが、児童福祉法に基づき、市町村が責任を持つことは当たり前のことで、町は今後も保育行政を遂行されるし、町長も少子化対策に力を入れているので、今後の施策を見守っていきたい。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の陳情が、子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書が、不採択になったということでお聞きするのですが、先ほどの討論の中では、児童福祉法の24条1項で、市町村の保育実施の責任が問題になったと、そういうことがないがしろにされるのではないかとということだったんだけど、これを不採択とする方々は市町村がすることは当たり前だと、今後もやっていくのだからというふうにおっしゃったということなんですけども、であれば、今回の子ども・子育て関連3法って言ってますよね。関連3法というのは、どのような中身だったということを御承知なさっているのでしょうか。当然、今回の陳情は、子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書であって、それに反対してくれとかではないんですよ。その中で、今回のその子ども・子育て支援法と言われている関連3法が、どのようなことが決まって、今までとどこが違うというふうに認識なさっているのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長、井田でございますが、委員会の中では、そういう話はやっておりません。ただ、この陳情に対して、陳情趣旨、理由につい

て、委員の方々の御判断の中でこういう結果になっただろうと委員長としては考えております。
以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それはおかしいことありませんか。少なくとも、そういう中身がわからずに、市町村がすることは当たり前、とかいうことが出てくるんだったら、何を論議したのかわからんのと違いますか。

改めてお聞きしますが、今回、子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書は、きっと委員会で誠実に論議なされたわけでしょう。それでお聞きするんですけども、この中に出ている意見書に4つの点を意見として上げてくれて言ってるんですよ。このどれもが、今回の子育て支援制度反対してくれて書いてるわけじゃないでしょう。当然、自治体や地域で子供を育てようと思ったら、当然のことだと思いませんか。

十分な論議を行うこととか、今後行うことによって、公的な保育から外れたところは、言ってみれば介護保険制度のような保育制度をつくってくるわけですよ。それについては十分認定の仕組みや保育時間や公定価格について格差生じさせないように、保育をどこで受けても同じような保育にするように言ってくれて、こう言ってるわけでしょう。そのどこがいけないわけですか。

3点目の、言っているように、市町村がすることは当たり前や言うんだったら、このことを認めることのほうが大事なん違いますか。3点目なんかは、今まで交代させずについていうことを言っておいたら皆さんと同じ意見でしょう。だったら何も反対することないん違いますの。

4点目の、待機児童問題や、保育所負担の軽減も、これも今度の子育て計画でどなたかの議員が、保育料をただにしてでも、子育て支援をやれて言ったわけでしょう。何ら矛盾しないじゃないですか。それをどうして不採択にするって意味がわからんのですよ。

それで聞きますが、意見書にこういう意見を上げてくれという4点について、どのように協議なされたのか、これの大もとになっている子ども・子育て支援3法案を、どういうものだというふうに認識なされたのかということ、少なくともそれぐらいのことはおっしゃらなければならないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 委員長、井田でございます。

この陳情でございますが、皆さん御承知のとおり、継続審査になっておりまして、民生教育常任委員の皆さんには十分注意して内容を掌握して十分検討するように、次期の議会では賛成、反

対の意見が出るようにという申し送りをしております。

そして、皆さんに、委員長の立場でございますが、再度確認しておきますけど、委員長の職務権限というのは、議事を整理する権限、議事の進行及び整理をする権限、そして秩序を保持する権限というのが委員会条例で決まっております。そして、これを全体にまとめますと、委員長はこのようなっておるんですわ。委員長は、小規模ながら……（発言する者あり）いや、聞いてください。委員会という会議体のトップである。その委員会の議事整理、秩序保持に当たって、議長と同様に公正指導の原則に従い、委員会の運営に当たっては、会派的な心情を払拭し、中立的な立場を保ちつつ……（発言する者あり）職務の遂行に際しては、厳格に地方自治法、委員会条例、会議規則等の法規のほか会議原則によって万全を期さなければならないと、このようにうたってあるわけですし、先ほど言いましたように、前回の継続審査になっておりまして、民生教育常任委員会の委員の皆さんは、十分勉強して委員会に臨まれたというふうに、委員長としては判断いたしておるところでございます。以上であります。（「中身を聞いているの質疑の、答えてくださいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私もお聞きします。先ほど、委員長の権限、そして座長としての役割というものは、私もよく承知しております。私が聞きたいのは、先ほど真壁議員も言ったように、ここに意見書の裏面にありますが、意見書の1、2、3、4とありますね。その中で、どういう意見が出て、そして不採択という結論が出たのか、当然控えておられるんじゃないですか。そのことをお聞きしているんですよ、内容を。あなたの権限はよくわかりますから。答えてください。

○議長（青砥日出夫君） 民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 井田でございます。

委員会の中では、賛成、反対討論、賛成者が1名、反対討論が1名ということで、最終的に本会議で討論の場で話をするということで、それ以上でもそれ以下でもございません。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど、秦委員長は、委員会の議案について、こういう内容であって、賛成意見はこうで、反対意見はこうでありましたと、かいつまんでそれを言われたんですよ。そのことを求めているんですよ、私は。当然、本会議場では、私は賛成者ですから賛成討論しますし、反対される人も反対討論されると思う、その骨子だけをお聞きするんですよ、お答え

ください。そんなので委員長務まるか。

○議長（青砥日出夫君） 民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 委員長の井田でございます。

先ほど言いましたように、賛成者の意見が1人、反対者の意見が1人でございますので、あとはきょうの本会議の討論の中で戦うということでございますので、そのように報告したままで。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 意見はあったわけですか。（「議長、聞いてよ、意見あったか聞いてよ」「意見はあったでしょう」と呼ぶ者あり）意見はあったわけですか。（発言する者あり）

民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 先ほど言いましたように、賛成意見が1名、反対意見が1名で……。

○議長（青砥日出夫君） いやいや、意見……。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 先ほど言いましたように……。

○議長（青砥日出夫君） 意見は……。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 内容は、それ以上もそれ以下でもありません。先ほど報告したとおりです。

○議長（青砥日出夫君） じゃあなかったということですか。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） なかったということです。（「そんな、何を審議したの、そしたら」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 賛成と反対だけです、なかったということですね。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） なかったです。（「それでいいの、ちょっと委員長」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 陳情第7号、子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書を採択すべきという立場で討論いたします。

今回の陳情は、2012年8月に社会保障と税の一体改革の一環の中で、先ほどから出ており

ます子ども・子育て関連3法が成立しておりますけれども、それは十分に国と自治体、公的責任最低基準の遵守、公費による財源保障の制度を柱にして、子供の保育を受ける権利を保障してきたことを、今回の改革の中で、制度設計が保育関係者や保護者、自治体関係者の十分に知らない中で進められていることに対して、心配されているということから今回の陳情につながったものと思います。

そこで具体的に、この陳情者は子ども・子育て支援新制度の導入に当たっては、新制度の実施主体である自治体及び保育関係者、国民への説明を尽くし、その意見を踏まえた上で国として十分な論議を行い、拙速な施行を避けること、これは、今の国が進めている2015年4月5日施行を目指している新制度を、国民が十分に理解していない現状の中で、当然の陳情の内容だと私は考えます。

2点目は、新制度の設計に当たっては、全ての子供に平等に保育を保障する観点から、施設・事業等の基準、公的責任のあり方、認定の仕組み、子供の保育時間、公定価格等について格差を生じさせないこと、これも保育の質をどこにいても保障する大切な基準だと思います。当然の陳情でございます。

3点目の、児童福祉法24条1項の保育所における自治体の保育実施責任は現行どおりであることを確認し、保育所の基準や運営費等については、新制度においても後退させず、政省令に反映させること、これは、現行制度を後退させないという御心配から出された当然の陳情の内容です。

4点目は、待機児童対策でございますが、市町村が計画的に保育所整備を進められるようということで、本町にとっては直接今すぐ関係はないとは思いますが、この待機児童対策を急ぐことに財源措置をきちんと保障しなさい、そして基準の改善や保育料の引き下げ、保護者の負担の軽減、職員の処遇改善、このような要望、まことにございとも、先ほど来、この陳情の反対者の意見で、子育て支援を町が責任を持ってやるんだから、という意見は、まことにこの陳情を不採択にする意見とは言えないと私は考えますので、ぜひこの陳情、意見書を御一緒に採択して政府に送りたい、このように御賛同をお願いいたしまして賛成討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。この陳情された方、いろいろ心配をされているようですが、真壁議員が先ほど、関連3法について少し触れられました。その中で、現在あります子ども・子育て支援法の要綱、その中の6番、定義というのがあります。その定義の2番、

子ども・子育て支援。「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいうものとする。

実は、今、子供を持っておられる親御さん、大変厳しいということは伺っております。親としては、生まれてきた赤ちゃん、子供には大きな夢を託すものですが、その子供の夢をかなえるためにはやはりお金がかかる、そのためにはやはり共働きをしたいということではないかと思っております。

今、建築検討中の、2015年4月の施行に向けてつくられております子ども・子育て新法案というのは、全ての子供に良質な生育環境を保障しまして、そして子供・子育て家庭をみんなで、社会全体で支えていこうじゃないかという趣旨だと思います。そのためにいろんな御意見を今、全国国民の皆様から伺っているということを知っておりますので、今まだ意見書を出すという時期ではないというふうに私は判断しておりますので、不採択とすべきと考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、この委員長の発言に反対なんですよ。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に……。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですね。

○議長（青砥日出夫君） 反対者の発言を許します。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長の報告が不採択ですから、採択すべきという意見です。

先ほど、子ども・子育て支援法の定義の中で、白川議員が述べられたんですけども、この子ども・子育て関連3法というのは、どうしてできたかという、いわゆる税と社会保障の一体改革の中で出てきた分ですね。特に大都市部のいわゆる待機児童対策で、本来保育所等を市町村の責任でたくさんつくらなければいけないところを、土地がなかったり市町村のお金がなかったりして、どうするかということを考えたときにどうやってきたかという、今まであった保育基準や単価等を市町村で決めるように、まず、してきたこと。国が、最低基準をしなくてもいいよってやってやったですよ。それが全国的に有名になったのが、神奈川県横浜市の待機児童ゼロの実態でしたよね。多くの市町村議員が視察に行ったら、高速道路の下のおりのようなところに子供がいた。なぜかという川崎市が自分のところで基準を設けたら、そういう保育所でもいいよってということになったから、でしたよね。

まさしく心配しているのは、そういうことを言っているのであって、この子ども・子育て支援法案の中には財源の措置があるかということ、都会で起こっている待機児童の解消のために保育所だけではなく、運動の成果の中で、辛くも市町村の役割は、現行の保育実施義務というのはあるんだけど、その外側に直接契約、介護保険のようなやり方で認定こども園や小規模保育園や、例えば家庭で保育をする保育ママかな、その制度を導入しようじゃないかと、それは直接契約だと、いつの新聞でしたか、そういうふうに市町村の枠外についていえば、もう保育士の基準も半分は保育士でなくてもいいということを決めるっていうことを言ってるんですよ。それを専門家たちはどう見るかということ、これは保育にお金をかけずにやろうとしているということで、危機感を鳴らしてるわけなんですよ。

市町村でいえば、一番先に介護保険や支援費制度、障がい者分野で、次に保育所関係が来るんじゃないかと思って多くの関係者が全国で、そういう意味では保育園を守る包囲網を敷いて市町村の責任を果たすべく運動を展開して、今の自民党の政権でもそれを外すことができなかったのは事実なんですよ。ところが、逃れられる直接契約方式も導入してきて、おまけに今回の民営化を導入するように、その直接契約になる認定こども園を導入したほうがいわゆる国から来るお金を多くするというような誘導策を設けることになっているんですよ。

こういうことをやられちゃったら、そこで首をかしげられてる執行部の方々は、民営化のほうがお金が来る、認定こども園のほうがお金が来るというところにのらざるを得ない状況をつくってこうしているのが今回の関連法案だということを委員会でも論議なさったと思うんですよ。

その方向がいいのかどうか、だからこそ今の段階で、実施される前にそういうところを明確にしようではないかというところを意見を上げてくれって言っているわけなんですよ。私なんかであれば、本当であれば、これを上げてくれという陳情を出してほしいと思うんですけども、全国の市町村で声を上げてほしいという保育を考える会の人たちが、最低限今回の動きの中でお金がないから仕方がないじゃないかという意見もありますからね、そういう人も含めて、少なくとも現行からは後退させないだけの声を上げてほしいという内容ですから、先ほど言いなされた、市町村がそんな当たり前だと、この当たり前を保障するためにもこの陳情は上げていくべき内容ではないかっていうふうに私は思うわけなんですよ。

その辺が委員長が言うように、論議は本会議で言うんですけども、付託されたのは委員会ですので、関連3法案にはどういう問題があって、市町村とすればどういう課題があるのか、それについてこの陳情が上げるべきかどうなのかということ、そういう意味では論議していただきたかったなというふうに思うわけです。今からでも遅くはないですので、御一緒にこの陳情を

上げるという立場にぜひ立っていただきたいということをお願いいたしまして、委員長の報告に反対です。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷です。私はこの陳情に対しまして、委員長報告に賛成をいたします。

確かに、子ども・子育て支援法、この関連3法、非常に膨大なものです。なかなか読みこなす力というものは私にはありません。それで、関係者の方が心配していらっしゃるの、保育所保育指針のそのような理念が壊されていくのではないかと、そういう御心配もあると聞いております。それとまた、この児童福祉法24条の1項、我が町に置きかえれば南部町の役場がきちっと子供たちの保育を保障するという、そういうようなことについて踏み込まれていくのではないかと、う御心配もあります。

しかしながら、私のまだ未熟なところではございますが、よく理解できておりません。もう少し状況を見定めてもいいのではないかと思います。先ほど、我が町には当てはまらないけども全国で困っているからということで、この待機児のお話もございました。我が町ではそのようなこともございません。私は、やはりわからないところはわからないとして、ただ単に賛成していけばいいという立場ではございませんので、いましばらくはもう少し動きがあるまで様子を見てもいいのではないかと、そのような判断を下しましたので、委員長報告の不採択というほうのことに賛成をいたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、委員長報告に反対し、ぜひ意見書を上げる、その立場で言いたします。

私は、まず申し上げたいのは、一般会計の中でも賛成者の討論の中でちょっとありましたけども、保育の向上を目指す必要があるという賛成者の発言があったんですよ。つまり、ここの意見書の中にありますことは、一口で言えば保育の向上、いわゆる行政が責任を持って、そして、育てていく、この姿勢が必要であろうということでの発言だったと思います。

そこで、先ほど真壁議員も指摘しましたけど、私はここで一つ強調したいのは、子どもの保育時間、そして、認定の仕組みということがありますね、2項のところ。一口で言うと介護保険制度のような形になるんです。例えていうと、私が子育て最中であったとする。それで、この新

制度ができた場合には、私の子供を保育で預かってほしいと言っても、あなたの家庭は誰々がおられますから保育の時間は十分あるんじゃないでしょうか。仮に午前中だけパートに出られるのであれば、午後は当然帰られるんですから、あなたのお子さんは午前中だけの保育を責任持ちましょう、こういうような内容なんです。

つまり、介護保険が介護で1から5まであって、それでそれぞれが制限されてますね。介護度の人は何時間いいよ、介護度2の人は何時間までしかできませんよ。一口で言えばそういうような制度も含まれているんですよ。この中で、仮にじゃあ、私のほうでは午後の子育てのすることにできる人がいるからということになると、子供にとってはどうでしょうか。A子ちゃん是一日中だけでも、何で私は午前中で終わって帰っておばあちゃんと遊ばないけんの。こういう子供のひずみの心をつくっていいでしょうか。私は、このようなことをさせてはならないよというような内容がずっと掲げてあるんです。今のやり方を守ってくださいよ、こういう内容の意見書なんですよ。

だから、本当に子育てが大事で、少子化の中で一人一人が私たちが将来担ってくれる、そういうことを思っておられるなら、どうぞ皆さん、賛同してこの意見書を上げようじゃないですか。まだまだありますけども、いつまでもこの内容について触れるという時間ありませんので、端的に今、概要的なことを言ったんですけども、そういう状況です。ぜひ皆さん、一緒に力を合わせて子供たちのために議会として支援しようではありませんか。そのことを主張するものであります。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第7号、子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第25 請願第8号

○議長（青砥日出夫君） 日程第25、請願第8号、南部町議会の住民に対する説明会の早期実施を求める請願を議題といたします。

本件について議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、景山浩君。

○議会改革調査特別委員会委員長（景山 浩君） 議会改革調査特別委員長です。請願第 8 号、南部町議会の住民に対する説明会の早期実施を求める請願。

これは採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

本請願の中身でございますが、南部町議会基本条例第 8 条に基づいて、6 月定例会の審議について説明会の早期実施を求める内容となっております。それに付随しまして、6 月議会定例会の審議過程の中の特に老人福祉施設ゆうらくの譲渡に関する議案の審議の過程の説明を求めること。そして、議員各位の当該議案についての御見解というふうに、個々の議員の見解を求めるものというふうになっておりました。

この請願は、6 月の 11 日に受理となっております、6 月議会で審査を求められておったものでございます。ところが、議運の開催日にこの請願提出が間に合わなかったということがありまして、本 9 月定例会まで持ち越しとなったものでございます。

賛成、反対の意見といたしましては、6 月議会で本当は取り上げないといけない問題だったので、これを不採択にする理由はないのではないかと。それと、後段のほうになります個人意見でございますが、ここのところは議論をすればよい。不採択なら議会の責任が問われると思うので、採択すべきという意見がございました。

不採択という意見でございますが、請願書の趣旨はわかるが、請願理由後半部分、すなわち個人意見を求められているところでございますが、これは基本条例の趣旨に合っていないので、不採択とすべきというものがほぼ皆さんの結果、反対者の共通の意見でございました。

そして、採択すべき、不採択とすべき以外に、説明会、既に 9 月 1 日の時点で実施済みなのですが、これを行っているので趣旨採択でいいのではないかとという三種三様の意見が出されました。

そして、決をとる方法ですが、趣旨採択も可能な採決をというふうにお諮りをいたしました、通常の賛成のみをとってほしいという意見も出まして通常の決をとった結果、賛成 3 名ということで、賛成少数で不採択という結果になっております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する議会改革調査特別委員会に付託いたしましたので、質疑を省略します。

これから討論を行います。委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（５番 植田 均君） 請願第８号、南部町議会の住民に対する説明会の早期実施を求める請願を採択すべきという立場で討論します。

まず、受け付けについて、ことしの６月１１日付で受理をした請願であります。この６月定例会の議会運営委員会が既に終わっていたということで、これを９月議会回しに今議会の議題の請願にしたというのは、これまでの陳情・請願の取り扱いの仕方について１つ改めるべき点があると思います。と申しますのは、まず、この６月１１日に６月定例会の審議の結果を、説明会を開いてほしいということですから幾らでも柔軟に対応すれば、６月議会でのこの請願の可否は問えたわけです。

以前にも案件によって時期をずらしてしまうと、その請願・陳情が意味をなさない、そういう内容を持った請願・陳情については特段の計らいをしたこともあります。今回の案件はそれに当たると私は考えます。

そして、請願の理由ですけれども、６月定例会の審議過程についてということで、特に住民の皆さんが関心を持たれている課題について、私は議会改革調査特別委員会という特別委員会が動いているわけですね。いやしくも議会改革を積極的に行うという立場に立てば、こういう住民からの要請に対しては積極的に応えていくというのが議会改革を進める我々議員としてのとるべき道だと思います。

それで最後に、議員各位の議案についての見解を説明してほしいということが……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、説明会の早期実施を求める請願ということですので、その内容は関係ありませんので、その部分に集約してください。

○議員（５番 植田 均君） いや、ここのところがちょっと意見が分かれたところなので……。

○議長（青砥日出夫君） それは後のことでございます。

○議員（５番 植田 均君） いいえ、これを採択するかどうかの問題で意見が分かれたんです。

○議長（青砥日出夫君） それ、関係ないはずだ。

○議員（５番 植田 均君） 私たち議員は公人です。住民の皆さんの代弁者として、いつ、どなたからいろいろ見解を問われれば公人としての意見を説明する責任があると私は思っております。ですから、そういう方向で議会改革の説明会の要綱も絶えず見直していくということが私はやっていくべきことだと思っております、この請願は採択すべきということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

４番、板井隆君。

○議員（４番 板井 隆君） ４番、板井です。私は、この請願第８号、南部町議会の住民に対

する説明会の早期実施を求める請願について、不採択の委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど植田議員のほうからありましたように、これは6月11日に出されて保留になりまして、9月議会に確かにこの請願の検討をしたところですが、これは議会の中で約束事、議員の中での約束事であって、内規の中でそういった決まりがあるものです。確かに町民の方からの請願ですので、重く受けとめるのは当然だったとは思いますが、ただ議会として何もしていないわけではありません。その辺はちゃんと議会改革調査特別委員会のほうが設置されてから、議会説明会の方も9月1日に実施をいたしております。その中で、SANチャンネルを見られた方もあったと思いますけれど、この議会説明会においては議会説明会の実施要綱というのが議員間の中で取り交わされておりまして、その中で説明会をするわけなんですけれど、このたびの説明会を見てもやはりこれに書いてあるようなことを平々と質問をされました。私たちはそういった約束事の中で動いておりますので、それに対しては毅然とした形でそれぞれの方々に、責任者である方に答弁をしていただいたというような状況です。そういった形でこの請願に対しての対応はしてきているということで、不採択にすべきでは本当はないと思います。これから議会改革のほうでもあるわけなんですけど、それを受けて趣旨採択でもいいんじゃないかということで、議員のほうで、皆さんのほうで話が出たんですが、いや、困ると、可否をとれということでしたので、これは不採択ということにさせてもらったんです。その辺を請願された方は十分に知っていただいて、採択をすればまた町民の方の、請願を出しなされた方の意識をあおるような、結果を出させるような方向に持っていくそういったやり方のほうが私はおかしいんじゃないかなと思います。ということで、委員長の賛成に対する討論といたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の請願書の紹介者になった者です。1つには、中身の問題に入る前に、先ほどの採択の仕方ですね、本来は不採択とするものではないというふうに板井議員がおっしゃいました。ところが、可否をとれという者がおったので、あえて住民に不採択をもってあおるようなことを言っていると、こういうふうにおっしゃったんです。それは事実と違うと思います。

当初、紹介者である私のほうも趣旨採択することについて異論はなかったということを皆さんに言ってたはずですが、どこからそういう意見が出たかということ、一番最後の議員各位の意見を聞きたいということは条例違反だと、こういうふうな意見が出て不採択だという意見があったから

不採択か採択か趣旨採択を問いたいと、こういうふうに言ったときにそうであれば、ですよ、趣旨採択ということになれば全員一致が原則ではないかという意見もほかの議員からも出ました。趣旨採択のほうがいいのではないかという方もいらっしたんですよ。ところが、これは不採択だという意見が出た以上、趣旨採択を多数で決めるということになれば、採択を諮ることになれば、ここで趣旨採択が通ったからといっても、採択を主張する者が不採択である以上は、採択の声が出てきて当たり前のことですし、そういう結果になりますよということを話したのであって、全員一致である趣旨採択であれば混乱を招くものではないということを表示しているはずですよ。そういうことを棚に上げて、本来は不採択にすべきではなかったといって不採択にした者が本会議で言う資格があるのかということをおきたいと思っております。そういう経過を踏まえて委員会の中では、採択か不採択を決め、採択を諮った結果、3名の議員しか採択としなかったというのが現状ではなかったかということです。履き違えられたら困ると思っております。そういう結果です。もしそうでなければ、再度皆さんの御意見を伺ったらいと思っておりますが、そういう意見が出たからです。

それで、問題になったのは、最後の議員各位の当該議案についての見解と、住民の……。

○議長（青砥日出夫君） 説明はいいです。

○議員（13番 真壁 容子君） 説明ではありません。

○議長（青砥日出夫君） 説明です。

○議員（13番 真壁 容子君） 中の討論に入っております。委員会の中で、これは採択にすることができないといって2名の方が明確に主張なさったのが、個人の意見を言うのが条例に合っていることではないということでの反対意見であったはずですよ。反対された方は記憶にあると思うのです。

私は、このことが一番大きな問題だと思いますのでここで言いたいと思っておりますが、これのここに書いてある『議員各位の当該議案についてのご見解と、住民の意向をどのように反映されたかについての説明を求める』ということは、議員みずから決めた基本条例第8条に何ら反対するものではないと思いませんか。どこに抵触するかというと、議員がみずから決めた実施要綱の第10条、議員の発言、説明等のところで、議員は、議会説明会において議会としての発言、説明等を行うこととし、議員個人としての発言、説明等をしてはならない。このことを理由にして、条例ではなく実施要綱のここに反するから、これは採択することはできないということをおっしゃったのではなかったでしょうか。今、問題になってくるのは、そうすれば、議員は、議会説明会において議会としての発言、説明等を行うこととし、議員個人としての発言、説明等をしては

ならないというのはどういうことかということです。

植田議員が先ほど触れたように、議員というのは議会で発言する以上は、公費を使って、電気代も使って会場も使っておりますから、公的な発言とみなされるべきです。議員の賛否は、当然一人一人の賛否によって議会の意思決定がなされます。ということは、どの議員が賛成し、反対したかということは議員個人の意見といえども、個々の固有の意見といえども、議員としての公に発言した賛成、反対意見であるならば、それは審議の過程において、誰それ議員がどのように反対か賛成したというのは当然説明なされるべきだという立場に立つべきではないでしょうか。ということは、議会の審議の過程を説明する段において、どの議員が賛成し、反対したかという意見を言っていないということは、説明の過程の中では通用しないということだと思っております。再三わたって、住民実施要綱等についての改善の提案も私は議会運営委員会の中で討論してきましたが、ルールはルールだということ言うことを聞いてこなかったというのがこれを不採択にした議員の皆さんの姿勢ではなかったでしょうか。

少なくとも先日の9月1日の議員説明会でも、ここが、この姿勢が問題になったのではないのでしょうか。5分間ほどテレビに流れたそうですけども、うちの集落の方があのテレビを見ていたけれども、議員が議員としての意見を言わないということはどういうことだと、議会で賛成、反対決めるのは一人一人が決めるんだらうかと、そのことをどうして説明したらいけないのかわけがわからんわ、一体何を考えているのかというふうに住民から言われました。当然ではないでしょうか。今、不採択をされた議員も含めてしなくてはならないのは、みずから決めた基本条例に基づいて実施要綱の第10条を変えること、このことが求められているのではないのでしょうか。と同時にですが、先ほど植田議員も……。

- 議長（青砥日出夫君） まとめてください、ずれてます。
- 議員（13番 真壁 容子君） 何がずれてますか、中身の話ですよ。
- 議長（青砥日出夫君） まとめてください。
- 議員（13番 真壁 容子君） 中身ですよ。
- 議長（青砥日出夫君） 早期実現を求めると書いてあるでしょう。
- 議員（13番 真壁 容子君） 早期実現を求める……。
- 議長（青砥日出夫君） 要綱を変えるというようなあれではないでしょう。
- 議員（13番 真壁 容子君） 早期実現を求めらる中で……（発言する者あり）
- 議長（青砥日出夫君） ちゃんと……。
- 議員（13番 真壁 容子君） 議長。

- 議長（青砥日出夫君） やりなさい。
- 議員（13番 真壁 容子君） なぜ反対……。
- 議長（青砥日出夫君） やりなさい。
- 議員（13番 真壁 容子君） なぜ反対をしたかという項目です、議長。
- 議長（青砥日出夫君） だめです。住民説明会のを聞いているわけじゃない。
- 議員（13番 真壁 容子君） 住民説明会の、なぜこれを……。
- 議長（青砥日出夫君） もっと……。
- 議員（13番 真壁 容子君） 不採択にしたかという理由が最後の2行にあったのではなかったですか。あなたもいたでしょう。
- 議長（青砥日出夫君） 長過ぎます。（「討論中です、討論」と呼ぶ者あり）
- 議員（13番 真壁 容子君） 長過ぎるんやったら……。
- 議長（青砥日出夫君） もうちょっとまとめてください。
- 議員（13番 真壁 容子君） そう言ったらいいんですよ。聞きます、それは。聞きます、でしょう。そのこと言ったらいいんですよ。まとめます。

反対なされた方々は、議員個人の意見を言っではいけないと決めているのに、議員個人の意見を言っているから反対だと言ったのです。それは何回も言うように、基本条例から見ても審議の経過を話しするには一人一人の賛否が問われるのは当然だと。そのことを住民の前で話すこともすごく当然だということを指摘して、これは採択すべき請願であったということを主張したいと思います。

- 議長（青砥日出夫君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

- 議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、南部町議会の住民に対する説明会の早期実施を求める請願、これに不採択の立場で討論いたします。

そもそもこの請願書は、平成25年6月11日に出しております。実際に住民説明会をいたしましたのは9月1日でございます。ここに今の共産党議員団さんとのちょっと意見の分かれがあると私は思っております。私は、議会改革調査特別委員会ですか、ここでこの請願にははっきり反対をいたしました。と申しますのは、議会の基本条例の中では一応、3月の当初予算、それから9月の決算について住民説明会をするようになっております。この議会改革調査特別委員の中で、9月1日の会をするに当たって、いわゆる当初予算の説明、そして、審議の過程、反対、賛成意見、それから条例についても、やはり同じように反対意見、それから賛成意見、これを全て述べ

ております、9月1日の会では。ただし、その9月1日の会では、そちらの住民の皆さんはこの請願書に基づいて出てきておられます。ここで非常に食い違いがあったということがございます。

それと、もう1点は、やはり住民説明会といえども、我々議員はある程度の町民の皆さんの信託を得て出ております。それに対して個人攻撃をするような暴言を吐くような住民説明会では私はだめだとはっきり申し上げておきます。（発言する者あり）やはり住民説明会はお互いが真摯であって、そして、きちんとした議論を行う会でなければならない。私は、9月1日の住民説明会のやり方については、確かに議会のほうもきちんこの6月の請願書に基づいて出ていなかったと、それはそうですね。3月の当初予算、それから9月の決算についての住民説明会ということでございますので、議会改革調査特別委員会の中では、やはり先ほど申しましたように、予算、それから条例等、それからその他の説明について一応、審議の過程もお話ししました。そして、その問題に対して質疑があった場合には、やはり議会としてきちんとそれぞれの議員に責任がありますので、それは委員長なり議長なりが答えていくべきだということで意思統一をして出たわけでございます。それに対して、やはり住民とのすれ違いによりまして住民の皆さんは6月の請願に基づいて来ておられますので、そこでお互いに不一致な点があったということでございます。先ほどから申しておりますように、この請願書はいわゆる6月定例会でございます。議会基本条例ですか、あれでは3月と9月の当初予算、それから決算についての説明でございますので、この請願は合わないということではっきりと私は反対の意思を表明いたしました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長報告に反対し、この請願を採択する、この立場で一言申し上げます。

基本条例では3月、9月となっているかもしれませんが、この陳情では6月議会定例会の審査ということですので、私は、議会は公開が原則であり、情報公開をするということからいえば、基本条例の5条にはそうなっているかもしれないが、しかし、6月にもやってほしいということであれば、当然これには応じるべきだということがまず1点。

それから、9月1日の議会の説明会ですね、結局あのときには議員の皆さんの思いを聞きたい、いわゆる賛成に至ったその思いを聞きたいということだったですけども、それについては、いや、個々は言わないからということで、そういうことのせめぎ合いがあってああいう状態だったと思うんです。私が言いたいのは、議員個々のやはり考えというものは今も私も責任を持って発言し……（発言する者あり）それも、だから賛成であろうと反対であろうとそれぞれの議員は責任を

持って発言をしているわけです。（発言する者あり）だから、そのことについて説明を求められれば当然そこで発言する、答えを出す、答弁する、これは当たり前のことであるということを主張して、この請願はぜひ採択すべきである、このことを申し述べます。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第8号、南部町議会の住民に対する説明会の早期実施を求める請願を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。（「議長、動議」「動議」と呼ぶ者あり）

はい。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの請願を審査、討論しておりますときに米澤議員のほうから議会が主催した9月1日の住民説明会に住民から個人攻撃があったと、こういうふうな発言がありました。これをこのままそのとおりだということにするわけにはまいらないというのが私の意見です。仮に議会が主催した場所で住民から個人攻撃があったのであれば投げておいてはいけないことだし、何を指して個人攻撃というのか、どんなことがあったのかを明らかにしなければ公の場所でしゃべっていることです。参加した住民に対しても失礼だし、もし個人攻撃だと感じている議員がいるのであれば、それこそ明らかにしないといけないことだと思いますので、あの場所で文言を取り上げてそのまま行くというのであれば、これは中身をはっきりしなければいけないことではないでしょうか。

私の参加した意識の中では、確かに食い違いがあって、意見の行き違いがあって大きな声が出たことは事実だと思いますが、そのことによって個人攻撃だと言ってその場所で抗議したことも聞いておりませんし、それぞれ名指しでされた議員は議会としては答えないといいながら答えていたのではなかったでしょうか。一体、誰が個人攻撃をされたというふうに言っているのかということをお明らかにしなければ、これは……（「そんなこと言ったら議場が困るよ」と呼ぶ者あり）議場どう、この場所でそういうことを言うことについては、いない人のことを言っているんですよ。（発言する者あり）住民が住民のどこを指して個人攻撃というのか、誰に対してあったのかということをお明らかにしないといけないのではないのでしょうか。（発言する者あり）何をむちゃなこと言い出す。自分たちがやったから書いたじゃないですか。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。9月1日の住民説明会の席上でございますけど、まず白川議員、確かに議会の本会議で公民の関係で民、民と言った記憶があると思いますが、そのことについてもございましたし、それから欠席の議員が1人いらっしゃいました。その欠席議員も名指しをしてはっきりとした文言は残っておりませんが、強烈にその議員が出てきたらというような感じであったということを私は確信しております。この2点は確実であります。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） もしそうであったとして、運営していたのは確かに委員会の中では糾弾会のような意見も出ました。しかし、考えてください、議員の皆さん。主催したのはどなたなんですか。私たちが主催したわけでしょう。私たちが決めて司会をして運営しとったじゃないですか。それをそうであれば、どうしてそのときに言わなかったんですか。そのことを置いておいて、まだしも私たちが連れて行かれているならともかく、自分が主催しておいて、来てくださいと言って呼んでおいて、何回も防災行政無線使って。その住民を集めておいて、言われたから個人攻撃で暴言だったと言うんですか。それこそ無責任じゃないですか。もしそうであれば、どうしてそのときに言わなかったんですか。それをいないときに公の議場の場所で個人攻撃があったとって住民のことを言うのは住民に対して失礼な態度ではないですか。確かに私たちも委員会で言ったように、言葉きついことはあったということを認めておりますよ。でも、それは行き違いがあったことであって、そのことによって個人攻撃であったというような攻撃は一つもなかったじゃないですか。それをどうして今の場所になって本人たちがいない場所で、反撃もできない場所で個人攻撃があったと決めるんですか。この会は、私たちがした会なんですよ。そういうことです。私は、撤回すべきだと思います。問題があれば委員会の中で話し合いますよ。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） ちょっと休憩します。

午後3時49分休憩

午後4時21分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第26 陳情第9号

○議長（青砥日出夫君） 日程第26、陳情第9号、年金2.5%の削減中止を求める陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長の井田でございます。付託を受けました陳情第9号、年金2.5%の削減中止を求める陳情については、賛成少数で不採択とすべきと決しました。

賛成の意見でございますが、国保生活者は満額でも5万円もない大変厳しい国保生活者のことを考えると、引き下げは弱者にむち打つような大変ひどい中身である。また、応能負担の原則を税制にも働かせ、正常な循環をつくることで年金制度を守っていくべき。

反対の意見でございますが、国が行っている税と社会保障の一体改革について調整が難航しているようだが、来年から実施のようである。また、南部町の場合は低所得者が多いが、低所得者の年金受給者に対し、年金生活者支援給付金の支給に関する法律も提出しており、低年金者には一定の配慮がなされているという反対意見でございました。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 年金の削減中止を求める陳情は、過去2回、今回で3回目だと思うんですが、1回目が趣旨採択、2回目が不採択で今回も不採択になったと。1回目の趣旨採択がどうして不採択になったかということも聞きたいのが1つなんですけども、今回年金を2.5%を削減中止することによって南部町での住民生活にどのような影響が及ぶのかということも審議なさったと思うんですよ。その中で、支援給付金があるから大丈夫だというふうに意見があったと思うんですけども、その支援給付金というのはどのぐらいの所得の方にどれぐらい来て大丈夫なんですか。ちょっとどういう論議になったか教えてくださいということと、南部町でもひとり暮らしの高齢者の方が結構いらっしゃるし、先ほど国保世帯というのは国民年金のみの世帯のことだと思うんですけども、そういう方々も結構いらっしゃるわけですよね。その方々の平均の所得とかそういうこともつかんでいらっしゃるのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 委員長の井田でございます。先ほど真壁議員から申されましたように、この陳情書は今回で3回目でございます。1回目の3月定例議会においては趣旨採択と委員会としては決定しております。2回目は、6月の定例議会に出まして、この

ときには不採択というように決しているところでございます。いろいろ賛成意見、反対意見でございますが、反対意見としては先ほど賛成意見を述べましたが、このようなことが大体3回の意見として出ております。また、反対意見でございますが、まとめてみますと世代間の不公正、公平さが欠けるということと、それから年金制度を持続させるということは大体の大きな意見でございました。

それから、年金生活者支援給付金の支給に関する法律でございますが、これは皆さん御承知のとおり平成24年11月の16日に成立している法律でございますが、これが平成27年10月1日から施行となっております。内容でございますが、これ、私、ちょっと調べてみましたら所得の額が一定の基準でございますが、基礎年金満額イコール年間77万、月にしますと6.4万円を下回る老齢基礎年金の受給者ということになっておる法律でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 陳情第9号、年金2.5%の削減中止を求める陳情を採択すべきという立場で討論をいたします。

先ほど質疑の中でも出てまいりましたけれども、南部町議会には同じ趣旨の陳情が過去2回提出されまして、第1回目はことしの3月議会で、そのときには趣旨採択となりました。それはどういう意見であったかといいますと、南部町に住んでおられる高齢者、年金生活者の実態、もうこれ以上切り縮めることができないぎりぎりの生活をされている、そういう実態をよく御存じの議員の方だったと私は覚えております。そういう実態を見るにつけ、これに今以上の削減というのは余りに忍びないということだったと思います。

その後、6月議会で一転して不採択になったんですけども、これは国が進めている、年金引き下げの理由としている世代間の格差是正ということが政府の宣伝が行き渡ったんでしょうか。皆さん賛同、そちらの方向でこの不採択になってしまったわけですけども、私はこの年金2.5%の削減に対する影響額が国全体で1.3兆円の引き下げになるというのがはっきりしております。そして、この陳情書にも詳しく書いていただいておりますが、この2.5%を削減されるのはことしの10月からなんです、それをその前に2000年度から2012年度に2.2%も

減額されてきております。そして、それとあわせて医療や介護保険料が改定のたびに負担が引き上げられています。こういう実態です。

つけていただいている資料を見ますと、年金生活者の女性の年金受給者のどれぐらいの年金の給付を受けておられるかということをもとめておられますが、無年金、ゼロ円、2.5%、1から4万円、11.2%、5万円から10万円、25.3%、無回答と合わせますと約半分近いところ、月額10万円以下で暮らしておられるという実態です。その中で、ぎりぎり節約して暮らしている、節約できるものは電気・ガス・水道など全て節約、買い物は食べるものだけ、衣類は買うことができない、1日2食、こんなことまでやって爪に火をともしとか、命を削るといとか、こういう生活をされている実態がわかっていただけだと思います。

そして、私は、この年金の給付水準を引き下げることによって、今、アベノミクスという名前で景気の好循環をつくっていくという経済政策を盛んに宣伝しておられますけれども、南部町は……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、まとめてください。

○議員（5番 植田 均君） 高齢化率が高いです。ここで年金生活、年金の受給総額はこの前のちょっと今回持ってきてなかったですけども、相当な金額、この南部町内の経済を回している景気浮揚に寄与しているわけです。こういうところに冷や水を浴びせかけるようなこの年金削減はやめるべきだというのが、そういうことを政府に言っていくべきではないでしょうか。どうか皆さん、御賛同をよろしく願いたいまして採択すべきという立場の討論です。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。私は、賛成の立場で討論させていただきます。

ただいまお隣の同僚議員がおっしゃいましたように、国民年金だけで生活をされている方、非常に厳しい状況だというお話をよく伺います。もちろん事実だと思いますし、それが本当にいいことなのかどうなのかということになるととっても悩ましい実態はあるというふうには感じます。

ですが、委員長報告にも出ましたが、世代間の格差というものが非常に大きくなってきている、なるだろうということも事実です。実際にことしから年金は61歳に支給開始年齢が引き上げになっておりますし、これから3年、3年、3年で65歳まで引き上げられることがもうスタートしております。それがあらかじめわかっているので、準備をなささいという側面もあろうかとは思いますが、確実に今、65歳以上の方とちょうどが公的負担と公的な手に入れられると、いいですか、得られるものの差は大体500万円弱ぐらいだというふうに言われています、プラ

ス500万円と。私たちの世代でちょうどこれがマイナスに転じます。今、多分赤ちゃんのあたりの子供さんについては、これは完全に逆転をしてマイナスの500万円ぐらいになるだろうと。その先もどんだんその出資、プラス・マイナスのマイナス幅が大きくなっていくということが確実になっています。年金もいつまでも65歳で確実にもらえるということはないわけです。そういうことをかんがみますと、将来にこれ以上大きなツケを先送りさせるということではできませんので、国民みんなで歯を食いしばってでもこの苦境を何とか乗り切っていくことが必要だろうということを強く感じて、この陳情は不採択にすべきということで発言をいたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第9号、年金2.5%の削減中止を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は、不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここで議事運営の都合上、あらかじめ時間延長をしておきます。

日程第27 陳情第10号

○議長（青砥日出夫君） 日程第27、陳情第10号、麻生副総理の『ナチスの手口を見習い、憲法改定を』という発言に対し、副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。陳情第10号、麻生副総理の『ナチスの手口を見習い、憲法改定を』という発言に対し、副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情につきましては、賛成2、反対3の賛成少数で不採択とすべきと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 申しわけありません。可否の内容についてちょっ

とつけ加えさせてやってください。

まず、この陳情に対する賛成の意見といたしまして、過去にも麻生さんの発言のことはいろいろあった。何度読んでもナチスという意味を出さなくてもいいのに言い逃れのできないことを言われた。今の世界のことを考えると麻生さんの発言はどういうことにつながるのか政治家として身につけておくべき。最低限のことと思うということがありました。

また、陳情に対して反対の意見といたしまして、麻生さんの言われていた真意を判断するのは難しい。発言はいかがかと思うが、本人も謝罪もされている。また、発言に対してはどうかと思うが、憲法に対しての思いがあって引き合いに出されたものと思うというような意見が出ております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この麻生副総理の『ナチスの手口を見習い、憲法改定を』という発言は、先ほど反対者の意見で麻生副総理の発言の真意はわからないというような話が出ているわけですが、その現職副総理なんですね。こういう日本の総理大臣に次ぐ地位の方が日本国憲法を守る義務を負っている特別職公務員ですよ。こういう方がこういう重大発言をしたということを、ただわからないというような理由でこの陳情を不採択にしているのでしょうか。その辺の議論をもう少し教えていただけますか。

○議長（青砥日出夫君） 総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。そういった議論もありました。これは25年7月の29日の講演の中で話が出た部分なんですけれども、全体の文面を見た限りでは、部分的なものについては、この陳情に対する反対者もいかがなものかと、この部分に対しての発言はいかがなものかと、例えにそれを持ってきたのはいかがなものかというふうにも先ほども話をさせてもらったとおりなんですけれども、ただ全体的なものから見ると、この憲法改正をマスコミとかそういったものがだんだん騒ぐ中で決めるのではなくて、しっかりと討論をして最終的にあの判断をしなければいけないんだということを訴えているこの内容だったというところから、この一部分に対しては確かに責任者としてそういった立場の人としては、発言としては許しがたいところもあるんですけれども、全体から見てそれはもう問題ないんじゃないかということで、本人も謝罪もしておられますので、撤回もしておられますので、ここまで陳情として出す必要はないということになっております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） そういう謝罪とか撤回とかという話の以前に、この問題の重大さがわかっておられないのではないかと私は思っているんです。ナチスドイツがやった手口ですよ、これ、だから議論をしっかりとするというところとは全く結びつかないと私は思っているんですけど、そういう脈絡はあるんですか。しっかりと議論をするということとナチスの手口ということがどう結びつくのか。その点、よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。その辺までは詳しく議論はなかったというふうに思っております、全体的な文章の中で判断をしたというところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。陳情の第10号、麻生副総理の『ナチスの手口を見習い、憲法改定を』という発言に対して云々、いわゆる辞任するように求める意見書提出、陳情であります。

私は、『ナチスの手口を見習い』というこの言葉、これは日本でも相当大変な問題だと思うんですが、世界から見ると、特にヨーロッパに見るインパクトというのは非常に大きなものがあります。今でもナチスに対する徹底した取り締まりというんですか、ドイツを先頭としてヨーロッパでは非常に厳しい態度で臨んでいるんです。それをこの中で私が思うのは、何の地位もない近所のおじさんがつい口を滑らせて茶飲み友達に言ったなら、まだそれでも大きな問題ですが、ましてや国の代表するナンバーツーという地位にある人が『ナチスの手口を見習い、憲法改定を』という、このようなことを言うこと自体が大変な問題だと思います。恐らくヨーロッパの辺ならすぐその地位を追われるというぐあいに考えるんです。

ましてやそういう中で、委員会の中でも意図は違うんじゃないかというような、かいつまんだそういう話があったんですけども、しかし、日本は特に第二次世界大戦では真珠湾攻撃を初め、そして、東南アジアへの侵略ですね、このようなことをやったこと、それに対しても日本は平和憲法をもって戦争は、戦闘はやらないという状況であるのにナチスのこの手口、一体彼はどうい

うことをやったかといいますと、農民のいわゆるバターとかそういう農産物が非常に大変な状況になったので、農民運動が起こったんです。このままでは大変なことが起こるぞというので、それを主導したのが共産党ではないかという思いから、国会に火をつけて共産党がやったんだということで徹底して平和を追求する政党を追及したという、取り締まったという状況なんです。

私は、このような非民主的なことをやった人の名前を出して憲法の改定ということを、まさに正体見たり、このことではないでしょうか。憲法9条を変えて、そして、集団的自衛権をやるといようなこと、軍隊を持つ、そのようなことをやろうとする姿がそのまま映し出されたことではないでしょうか。

私は、ましてや先ほども言いました繰り返しますが、ナンバーツーにあるこのような方はすぐ大臣という地位を辞任することは当然であるというぐあいに考えるものです。よって、私は、この陳情は採択すべき、このことを申し述べ、そして、議会の責任を持って皆さんもこのようにことに対してはやめるべきだということを御一緒に上げようではありませんか。そのことを主張します。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 陳情第10号、麻生副総理の『ナチスの手口を見習い、憲法改定を』という発言に対して、副総理と財務大臣をやめるようにという陳情ではありますが、この陳情に対しては反対の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど亀尾議員のほうから御発言がございました。麻生副総理兼財務大臣は7月の29日の都内での講演でドイツのワイマール憲法とナチスドイツについての発言をしたというふうにあります。ナチスドイツの手口を見習って憲法改正をとというような陳情が出されているわけですが、国際社会、特に当事国であるドイツを初め、ヨーロッパ諸国においてはこの陳情の内容にありますように、また亀尾議員が言われましたように、ナチスドイツの起こした第二次世界大戦は、不戦不義の戦争と断罪し、戦争を再び繰り返すべきではないとの土台の上に戦後は構築されたというふうに言われています。ナチスの行動を正当化、あるいは賛美するというはその人の人格を問題視されると言われています。どのような理由であれ、ナチスドイツを例に挙げて憲法問題について述べられたことは確かに軽率であったというふうに考えます。しかし、発言の内容的には、憲法改正については落ち着いて議論することが極めて重要であるとの考えを強調する趣旨で例として取り上げられたものであります。この例が非常に悪かったわけですが、自由民主党、憲法改正草案も多くの論議、時間をかけてつくり上げた憲法改正の論議は、狂騒の中で判

断してほしくないとの意図で述べられたものであるというふうに考えます。

しかし、マスコミ等ではナチスドイツ、ワイマール憲法が重点的に取り上げられ、この例示が誤解を招く結果となり、ナチス政権を例示として挙げられたことについて、麻生財務大臣は発言を撤回しておられます。また、安倍内閣としてもこの件について、ナチス政権については、麻生財務大臣は極めて否定的に捉えている。ナチス政権を例示として挙げたことについては誤解なきよう、発言を撤回されており責任をとらせることはないというふうに述べておられます。また、安倍内閣としてもナチス政権を肯定的に捉えることは断じてないと正式に発言をしております。

国内外からの批判の声等ありますが、外国、特にヨーロッパ各国から批判のメッセージはなく、このなくというのは各国の大使館からの抗議、日本製品のボイコット、日本人の入国を拒否するというような直接的な批判、行動はありません。

国内にも任命責任を問う動きはなく、内閣支持率もこの件以後も安倍内閣の支持率は60%を超え、任命責任を問うという声は上がっていません。よって、この陳情に対しては賛成できず、反対するものであります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私もこの陳情は採択すべきとの意見です。

委員会の中でもいろいろ意見が出ました。先ほど秦議員が言っていたように、確かにヨーロッパでは許される発言ではないだろうと、軽率だったと、そういうことは認めていらっしゃいますが、言っている趣旨はそうではなかったんだというふうにおっしゃいますが、ここにどうしてこのことが大きな問題になるか。

仮に植田議員が言っていたように、謝罪、撤回とは問題にならないぐらい大きな発言だというのは、7月の29日でしたっけ、そこで発言したことについて8月1日の朝日新聞はどう伝えているかという、彼は、僕は今、3分の2、憲法を変える、僕というのは麻生太郎のことですよ。話がよく出ていますが、ドイツは、ヒトラーは民主主義によってきちんとした議会で多数を握ってヒトラーが出てきたんですよ。ヒトラーは、いかにも軍事力で政権をとったように思われる、全然違いますよ。ヒトラーは、選挙で選ばれたんだからドイツ国民はヒトラーを選んだんですよ。間違えないでください。このように述べているんですよ。

それで、どうして謝罪しないかという、自分はこの取り上げたことが間違いではないと思っているから撤回したようなことを言っているが、話の中身というのは、ヒトラーは民主主義によって、きちんと選挙で選ばれたということを言っているというのが、この7月29日の内容だと

いうことを朝日新聞は伝えています。どう逃れてもこの麻生太郎氏は、ヒトラーのやり方がよかったということを言っているわけなんですよ。そしたら、ヒトラーがやったのが本当に民主主義に基づいていたのかというと、そうではないことは先ほど亀尾議員が述べたとおりです。放火事件が起こった後、憲法を変える3分の2に共産党議員を排除しても足りないとわかった段階では、今度は社会党の議員をも逮捕して、反対者を締め出して3分の2以上をつくって憲法をつくってきたというのがナチスドイツのあり方だということは、これは中学校、高校で、世界史の中で学ぶんではないでしょうか。そういうことの世界史の事実もわからずに言ったということも麻生太郎氏を批判している大きな意見の一つでもあるわけですよ。

批判の声は起こってないと言いますが、民主党、みんなの党、共産党、生活の党、社民党、野党5党はこの1週間後、8月7日にこの問題について、『釈明の余地のない暴言で、国際社会における我が国の信頼を大きく傷つける』とあって、安倍首相に対して麻生氏の罷免を求める声明を発表したんです。それをもって首相官邸を訪れたが、安倍首相は面会を拒否し、官邸に入ることを許されなかったわけですね。これも大きくニュースになって、戦後初めてではないかという報道がありましたよね。官邸に入れさせないというようなことは戦後例がないということを新聞でも書いていました。同時に、国会でも審議なされなかったということを委員会で言いましたが、野党5党は開会中の国会で集中審議を求めたが、安倍内閣はこれを拒否したわけなんです。この段階で、一斉に新聞紙上では日本の民主主義は死を迎えたのではないかと書かれたのもこの時期ではなかったでしょうか。

私は、もう一つの意見の中には、この賛否を問うことと別に町村の委員会では、議会ではこういうことを取り上げるべきではないという意見も出てきて、反対に回った議員もおられました。しかし、この問題は、一国民としても放置しておけない問題であるし、地方議会から声を上げることの必要性というのは感じていらっしゃるのではないのでしょうか。そういうことを含めた場合、私は再度、皆さんに日本の民主主義を守る立場からもこの陳情を採択することを願って、採択すべきとの主張をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 私も該当する委員会で発言したものでありますから、自分の考えをはっきりと述べたいと思っております。

まず最初に、私は南部町の町会議員です。国会議員ではありません。麻生さんとも面識はありません。ただ、記憶にあるのは、彼は以前にもさまざまな失言があったということは私も知って

おります。

このたびの問題は、個人の発言についてメディアがいろいろ発信してくれますが、本人の言葉から発せられた本当の気持ちを私は自分で理解できません。理解できませんし、今回は批判のみならず内閣の閣僚という役職を解くという陳情でございます。はっきり申し上げまして麻生氏は国会議員であります。なぜ国会の場でこういう陳情の内容が議論されないのか。なぜ南部町議会がこういう問題を議論するのか。こういうことをしていたら、個人の発言についてさまざまなデータがメディアを通じていろんな人をやめさせないけんなるおそれがありますよ。本当に証拠がきちっとあって自分で見たり聞いたりして判断ができる、私はそこまで確認をとってから判断するほうが将来禍根を残すような結果が出るのではないかと、私は正直そう思っております。やはり国会の場で、国会議員の皆さん方で不適切な発言や行動があったら、みずからその所属する議会の場でされたらよかろうと思っております。ただ、麻生氏には内閣の副総理大臣、財務大臣、閣僚の席にありますので、なかなか彼の失言癖は直らないかもわかりませんが、やはりこの辺は麻生氏も反省して国民の期待を裏切らない責任をとって、本人の出处進退を本人で決めるということまで考えて発言をしていただきたいと思います。

今回の陳情は、私は町会議員として判断がどこまでできるのかということで本当に悩みました。だけど、こういうときにはやっぱり自分の直感で思ったことを判断したほうがよかろうという思いで判断しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第10号、麻生副総理の『ナチスの手口を見習い、憲法改定を』という発言に対し、副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は、不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第28 議案第78号

○議長（青砥日出夫君） 日程第28、議案第78号、南部町大規模太陽光発電施設設置工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長、陶山でございます。議案第78号、南部町大規模太陽光発電施設設置工事に関する契約の締結についてを追加提案させていただきます。

南部町大規模太陽光発電施設設置工事に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、契約の目的。南部町大規模太陽光発電施設設置工事。2、契約の方法。一般公募型プロポーザル方式による随意契約。3、契約の金額。5億3,999万4,000円。4、契約の相手方。鳥取県米子市昭和町25番地、美保テクノス株式会社、取締役社長、野津一成。

本追加議案でございますけれども、9月2日に一般公募によるプロポーザルを行い、先手決定しました業者と契約を締結することについて、議会の議決を求めます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。2点、質問いたします。

委員会での説明では議決後、速やかに契約をして工期は3月20日までだという説明を受けたと思いますが、御存じのように鶴田地区、大変雪がよく降ります。この6カ月間の間に大体雪のことを考えますと、果たして3月20日までに本当に工期は間に合うのかという心配を私はしておるんですが、その辺の見解についてをお尋ねしたいと思いますし、2点目は、昨日、同僚議員からその場所でございますが、一部民地が入っているという指摘がありましたが、その指摘に対して企画政策課のほうではどのようにその対策を進めておられるのかお尋ねいたします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。本当に工期が間に合うかというように、まず1点目の御質問だと思います。工期につきましても3月20日までということで仮契約を今、結んでおまして、やはりその業者さんともお話をしました。雪の時期は避けるように、それに向けてまずは地ならしといたしましょうか、そこをやった上で早目にできれば年内にパネルも設置にかかりたい。雪の時期を避けて最終的に年度明けたときに確認もする、そのような今、工程も伺っておりますので、日程的には年内に完成をするということで問題はないのかなと思っております。

それから、2点目の一部民地があるということでございます。これは先日の全員協議会でも御

指摘をいただきました。これについては近く、実際埋め立てなんかもしていただいている建設課さんなんかも交えて少しその境界のこともありますので、話し合いの場を持ちたいというふうに考えています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、1点目、先日の全員協議会で説明を受けたときに議員からも質問が出た、いわゆる発電出力と年間発電電力量の問題ですね。それで、このきのういただきました設置工事概要に出ている年間発電電力量（年間）、この根拠になる20年間平均の数字が書いてあるんですが、これを求めた根拠を出していただきたいということですが、それは出ますでしょうかというのが1つですね。それをすることによって、1,500キロワットというのは最高それだけ出せるというものを導入するのであって、その金額がもとになって計算されているのではないということがわかるのではないかと聞いていたので、それを出していただきたいというのが1つ。

もう一つは、今回のプロポーザルをしたということなんですけども、契約額はわかりましたが、予定価格を幾らとしていたのでしょうか。

3つ目、きのうの話では、今回請け負った美保テクノスともう1社、中電工と2社しかプロポーザルに参加しなかったと。これはインターネットで公募したんですけど、出なかったということなんですけども、町の条例上から入札等については2社等のできるのかという問題ですね、その辺についての見解をお伺いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。まず、1点目のきのう、先日出しをさせていただきました年間発電量の154万3,000キロワットの根拠の資料は、本日事務局のほうにお渡しをしております。基本的な考え方は、これは年間でパネルの瞬時の発電量、出力は1,500キロワットなんですけど、これを押しなべて年間で換算すると初年度は例えば160万キロワットで一番高いですが、今、計算上は0.5%ずつ劣化をするということで、例えば20年後は140数万とか、それを平均すると154万3,000というのがこの数字でございます。それを先ほどお渡しさせてもらっております。

それから、2点目は……（「予定価格」と呼ぶ者あり）予定価格は予算額でございます、5億6,170万をこれは公開をして公募したということでございます。

それから、3点目は、件数でございますが、このたびのプロポーザル方式ということですので、公募をしてそれに御応募いただいた方が資格者になるということで、2社で問題はなかったと思

っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第78号、南部町大規模太陽光発電施設設置工事に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第78号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29 発議案第12号

○議長（青砥日出夫君） 日程第29、発議案第12号、南部町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 発議案第12号、南部町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についての説明をいたします。

本年3月29日に、改正地方交付税法が可決成立しました。既に国家公務員と同様な削減措置を行い、地方公務員給与分について交付税の減額措置がなされております。職員におきましては職務の級で異なりますが、既に3.0%または3.5%の減としており、また特別職におきましては町長の20%の減を初め、既に減額措置が行われております。また、町民におかれましては昨今の厳しい経済状況の中、深刻さを増す暮らしの実態を捉え、議会として何も手をこまねいているわけにはなりません。議会として自主的に議員報酬の減額を行おうとするものであります。

条例につきましては、議員報酬の約1%を1年間減額しようとするものであります。

施行日につきましては、早速10月1日から行おうとするものでございます。

それでは、発議案を朗読いたします。

発議案第 1 2 号

南部町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 5 年 9 月 2 5 日 提出

提出者	南部町議会議員	石 上 良 夫
賛成者	同	秦 伊知郎
	同	板 井 隆
	同	井 田 章 雄

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

条例案は、既にお手元に配付してあります。熟考の上、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの提案説明に対して、質疑を行います。

提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、発議案第 1 2 号、南部町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について採決いたします。

発議案第 1 2 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 0 発議案第 1 3 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 3 0、発議案第 1 3 号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を議題といたします。

提案者である石上良夫君から趣旨説明を求めます。

石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 発議案第13号について述べたいと思います。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について、若干の説明をいたします。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、地球規模の重要かつ喫緊の課題であり、森林の持つ地球温暖化の防止、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持などの「森林の公益的機能」は、ますます重要性を増しております。

しかしながら、現時点においては、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針とされているのみでございます。

これについて、山村地域の市町村が主体的かつ総合的に実施することが不可欠と考えます。

そのため、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に取り組むための安定的な財源の確保が急務となります。これが本意見書を提出する理由でございます。

それでは、意見書を朗読したいと思います。

発議案第13号

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」
のための意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成25年9月25日 提出

提出者	南部町議会議員	石上良夫
賛成者	同	秦伊知郎
	同	板井隆
	同	井田章雄

南部町議会議長 青砥日出夫 様

意見書につきましては、お手元に配付してございますので、よろしく御審査、お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対して、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑はないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、発議案第13号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第31 発議案第14号

○議長（青砥日出夫君） 日程第31、発議案第14号、道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。

提案者である石上良夫君から趣旨説明を求めます。

9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 発議案第14号、道州制導入に断固反対する意見書について説明をいたします。

我々町村議会は、住民自治の推進に逆行する道州制を行わないことを決定し、政府及び国会に要請してきました。

しかしながら、依然として道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きがあり、我々町村議会の要請を無視するかのよう動きを見せています。

本法案は、導入ありきの内容であり、多くの町村において事実上の合併を余儀なくされるおそれがあり、また現在と比べ、再編された基礎自治体は住民と行政との距離が乖離し、住民自治が衰退することが十分考えられます。

個々の自治体の活力を高め、ひいては日本全体の活力を高めることが必要であります。これが本意見書を提案する理由でございます。

それでは、意見書を読み上げます。

発議案第14号

道州制導入に断固反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成25年9月25日 提出

提出者 南部町議会議員 石 上 良 夫
賛成者 同 秦 伊知郎
同 板 井 隆
同 井 田 章 雄

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

以上でございます。よろしく御審議、お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、発議案第14号、道州制導入に断固反対する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第32 発議案第15号

○議長（青砥日出夫君） 日程第32、発議案第15号、消費税増税の凍結を求める意見書を議題といたします。

提案者である亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君）

発議案第15号

消費税増税の凍結を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成25年9月25日 提出

提出者 南部町議会議員 亀尾 共三
賛成者 同 真壁 容子
同 植田 均

南部町議会議長 青砥 日出夫 様

朗読いたします、案をね。

消費税増税の凍結を求める意見書（案）

最近のマスコミ報道によると株高となり景気が上向きつつあるといわれているが、「実感できない」国民は多く、円安により、ガソリン・電気・ガスや食料品等が値上がりし、庶民の生活はいっそう厳しさを増している状況である。

そのため、9月14日15日に行われた共同通信の世論調査でも、依然として「消費税率を来年4月から8%に引き上げることに」反対の人が50%であり、賛成を上回っている。

消費税増税によって、消費・景気が後退し、消費税を転嫁できない広範な中小企業・自営小売業者・農民・漁民に大打撃を与え、国民の生活が疲弊し、果たして税収全体が増えるのか、財政再建ができるのかと、疑問の声が上がっている。また地方公共団体の支出も増え、財政にも打撃を与えると危惧されている。

東日本大震災・福島原発事故の地からも、消費税増税は困るとの声が強まっている。

安倍政権は、来年4月からの消費税率8%実施を、景気動向を見て本年10月に決定するとしていますが、前記のような現下の経済情勢では、増税できるものではないと私たちは考えている。

以上のことから、政府に対し、消費税増税の凍結を求める意見書を提出するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣

以上であります。どうぞ皆さん方の御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 10番の井田でございますが、私は私なりにこの発議案に対して反対の討論をさせていただきます。

皆さん御承知のとおり、消費税増税法案は平成24年8月に成立し、平成26年4月に8%、平成27年に10%へ2段階で引き上げることが定めてあります。景気の状態を見ながら消費税率の引き上げを判断するという景気弾力条項が設けられている内容であります。

そこで、まず1つ目は、消費税引き上げの目的は社会保障を安定化するため、財政の安定化を図ることです。

2つ目に、アベノミクスの経済対策の目玉は、日本銀行による異次元緩和で消費税率が引き上げられることを前提にしていると言われております。仮に消費税率が引き上げられなかったら、金利の急騰、また国際公約による信用度の影響が考えられます。

3つ目に、四半期の4月、5月、6月のGDP（国内総生産）であります。この好結果、また8月26日から31日まで有識者、業界代表など60人から意見を聞く集中的点検会合の結果。

4つ目でございますが、2020年の東京五輪の決定、そして、東日本大震災地域の早急な復興のための資金調達するための財政に余裕を持たせる。

5つ目に、消費税増税時の低所得対策でございますが、簡素な給付措置として住民税の非課税世帯に、1人当たり1万円を一時金として支給。このうち年金や児童扶養手当などを受給している世帯は、5,000円上積みして1万5,000円とする方針であること。

6つ目でございますが、鳥取県に間接的な効果として、これは皆さんも御承知だと思いますが、スカイマークの米子空港の乗り入れであります。茨城・神戸・成田、来年の秋には羽田・新千歳・那覇に就航予定で、観光や産業振興、地域の活性化、アクセスの向上が見込まれます。

また……。

○議長（青砥日出夫君） まとめてください。

○議員（10番 井田 章雄君） はい。山陰道3区間の年内開通予定で、国道9号の代替機能、救急搬送の迅速化、買い物利便性向上などが見込まれ、そして、交流人口がふえ、観光のキャパシティがふえる。また、山陰道のネットワークもつながり、周遊性が広がることが期待されます。

また、9月の21の新聞報道によりますと鳥取労働局は20日、来春高校卒業予定者の8月末現在の求人状況をまとめた報道がありました。県内企業からの求人数は907人で、前同期比31.4%の大幅増、求人倍率は0.80倍の0.26ポイント増と、求人数・率とも数年ぶりの高水準となり、同労働局は景気回復の兆しと判断いたしておるところでございます。

7つ目に、消費税増税中止を求める陳情に対して、南部町議会は、3月定例議会において不採択と議決しております。

以上のようなことを総合的に判断し、私は反対をいたします。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この消費税問題は、語れば幾らでも語れるんですよ。（発言する者あり）ですけれども、論点を絞って今、話題になっております復興特別法人税の減税、これが安倍政権の消費税増税のための追加的な経済対策の目玉だと言われております。しかし、これが本当に目玉になるのでしょうか。

復興特別減税というのは、一体どういうものだったのでしょうか。東京23区内に本社を置く大企業の場合、それまでこの復興特別減税が導入されるまで、実効税率は40.69%でありました。これを、この法人税を35.64%に引き下げたと同時に復興特別減税を上積みして、それを合わせたトータルが38.01%となっております。ということは、復興特別減税は、増税したわけではないんですよ。大企業にはその時点でも減税、それまで以前の40.69%から38.01%に実効税率は下がっているんです。これが今回の震災の特別減税、法人税をまけるということなんですね。（「ということで」と呼ぶ者あり）実効税率は、特別法人税を減らすとさらに大盤振る舞いで大企業は減税の恩恵になるというわけですね。そういう仕組みになっております。

そして、本来、未曾有の震災に対応すると言うなら、復興に必要な財源は税制や財政の枠組みを前提にするのではなく、大胆にその必要な財源を見直して確保していくことが大切です。大企業、大資産家への減税のばらまき体質の浪費にメスを入れるようなことをすれば、消費税増税をしないで景気を上向かせながら好循環をつくっていくというのができるんです。

先日の私、NHKの消費税の討論会を見ておりました。三菱の……（「関係ないがん」と呼ぶ者あり）あるんですね。経済政策を研究しておられる方々が賛成、反対の立場で3人ずつ討論しておられましたね。見られた方は……。

○議長（青砥日出夫君） 5分たちましたんで、まとめてください。

○議員（5番 植田 均君） 私は、消費税増税が景気を腰折れさせることは、これまでの政権

の例からいって見えていますし、それからやってはならない禁じ手だと思います。財政の抜本の見直しをして景気の好循環をつくる抜本的な改革こそやるべきだ、このことを主張してこの陳情を採択すべきという意見を述べました。

○議長（青砥日出夫君） 原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 原案に反対者の意見が出ないので、賛成意見を。2点の点です。

ぜひ皆さんで消費税増税を凍結する陳情を上げていただきたいと思います。

私は、2つの点を言いたいと思います。1997年、3%から5%に増税した橋本内閣のとき、このときは明らかに国民の所得は着実にふえていました。ところが、その時点でも9兆円の負担増によって消費が大きく冷え込んだ。これは新聞でも書かれていることではなかったでしょうか。

今回は、最高の1997年をピークにして労働者の平均所得は、約70万減ったというふうに言われています。そういう中で、今回消費税の増税をやったらどのようになるか目に見えているのではないのでしょうか。

2点目、先ほど井田議員が財源を求めるために消費税増税だと言いました、社会保障のため。これも何回も国民は言われているから、もうだまされたというふうに思っているんですけども、消費税増税して財政がよくなったでしょうか。いつか、橋本内閣のときは、1%上げたら2.5兆円の増税だと言っていました。今、幾らだと言っていますか。自民党が言っているのは、1%上げたら1.7兆円と言っているんですよ。なぜでしょうか。（発言する者あり）ちょっとそれ、置いておきます。（笑声）今、ちょっと反論できないからね、言われてる。

私が言いたいのは、消費税増税しても税収は減少するということです。この2%上げた1997年のときに、2%上げて5兆円消費税がふえました。しかし、全体の税金では、11.4兆円減っているのです。なぜでしょうか。当然ですよ。消費が冷え込んでほかの税金が減ってきているからです。もし、財源のために必要だと言うのであれば、消費税がふえて税額がふえたということを証明しないといけないではありませんか。先ほどの反対議員に聞きたいと思うんです。

このやり方は、もうだんだん露骨になってきたのは、今回の消費税増税の裏に見えているのは法人税の減税です。どう考えても大企業が潤って庶民にお金回っていくという、このような図式はもう成り立たないのではないのでしょうか。そういうことを考えれば、地方議会から消費税増税の凍結を求める陳情書というのが全国でもたくさん出てきています。少なくとも国民、町民の暮らしを守る立場から先ほど反対なされた議員も協力いただきまして、ぜひともこの陳情を採択したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第15号、消費税増税の凍結を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。本案は、否決されました。

日程第33 議員派遣

○議長（青砥日出夫君） 日程第33、議員派遣を議題といたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定いたしました。

日程第34 議長発議第16号

○議長（青砥日出夫君） 日程第34、議長発議第16号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第35 議長発議第17号

○議長（青砥日出夫君） 日程第35、議長発議第17号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、景山浩君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 3 6 議長発議第 1 8 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 3 6、議長発議第 1 8 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第 6 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 5 年第 6 回南部町議会定例会を閉会をいたします。

午後 5 時 3 8 分閉会

議長挨拶

○議長（青砥日出夫君） 今期定例会は、9 月 6 日に開会以来、2 0 日間にわたり、2 4 年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定を初め、提案されました条例及び補正予算、また議員の一般質問を含め、多数に上りました。

これらの重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得、御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、心より厚くお礼を申し上げます。

本日ここに、その全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことは、各位とともに御同慶

にたえません。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました議案の執行に当たりましては、委員長報告を初め、各議員の意見を十分尊重しつつ、町政各般にわたり、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

厳しい残暑から、これから秋も深まりまして、議員各位におかれましては、何かと御多忙のことと存じますが、この上とも御自愛くださいまして、町政の積極的な推進に御尽力賜りますことをお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 平成25年9月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月6日から本日まで20日間にわたって開催されまして、平成24年度一般会計決算認定など22議案について御審議をいただきまいりました。長丁場で大変お疲れになったことと思います。慎重御審議をいただき、御提案いたしました全議案について御賛同を賜り、御承認をいただき、まことにありがとうございました。御審議の過程で種々御指摘をいただきました御意見などについて真摯に受けとめ、今後の執行に生かしてまいります。

9月の9日、10日には、10名の議員さんより一般質問をいただきました。災害対策、教育問題、人口減少問題から少子化・子育て支援など、町政を取り巻く多様な課題についての質問であり、国政・県政の課題と重なり、活発な議論が交わされたと思います。議論の中で述べられた御意見と必ずしもかみ合わない部分もありましたが、日常の議員活動の中でいろいろと御指導をお願いいたします。なお、ゆうらくの土地売却について、面積のミスで御迷惑をおかけし、申しわけございませんでした。

さて、会期中の9月18日には、ブエノスアイレスで開催されましたIOC総会において、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定となりました。今日までの関係者の御努力に敬意を表しますとともに、皆様とともに心からお祝いを申し上げたいと思います。2020年に向けて我が国も新しい目標ができて、みんなが元気が出るように思います。我が町でも国体で優勝した古田選手など有望なアスリートがおられ、オリンピックを目指して頑張ってもらいたいと思います。

町のほうでも太陽光発電所の建設や本格的な少子化対策など懸案事項が山積しておりますが、みんなで心と力を合わせまして、元気でさらに町の発展を期してまいりたいと思います。今後と

もよろしくお願いを申しあげまして、お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。
